

地 研 年 報

第 4 号

論 説

三重県下における生涯学習推進状況について（4）

－南勢志摩地域－

..... 東福寺一郎・水谷 勇 (1)

明治四年伊賀国騒動について

..... 茂木 陽一 (23)

三重県における障害者福祉計画とその実行についての考察

－市町村における計画推進のために－

..... 林 智樹 (43)

四日市の戦後復興期における都市形成の実態に関する考察

－工場操業に関わる問題を中心に－

..... 坪原 紳二 (57)

産業連関表による三重県の経済成長の分析

..... 森岡 洋 (81)

資 料

1999年 三重県内外外国人関係統計

..... 尾崎 正利 (105)

1999年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

地研年報第四号発行に当たって

三重短期大学地域問題総合調査研究室長 森岡 洋

三重短期大学地域問題総合調査研究室（地研）は1984年4月に開設され、津市および三重県内の地域問題の調査研究に携わってきて約15年になる。この研究室が設立された経緯は、三重短期大学は地域社会と住民に開かれた三重県内の公立の短期大学として、有能な人材を送り出す高等教育機能、教員の専門分野での学術研究機能、生涯教育の機会を提供する機能、地域住民に社会教育を提供する機能とともに、地域社会および住民から提起される研究課題に応える学術的研究機関としての機能をも果たそうとするものであった。

地研は開設後三重県内の地域についての学術的研究とともに、津市、三重県、三重県内の他の市町村など自治体や団体の委託研究を行ってきた。これらの研究を行ったことにより三重県内で地域問題に関する解決の適切な方法を提供するとともに、地域問題に関する重要な資料を収集、作成することになった。これらの研究成果を地研の定期刊行物である地研通信、三重短期大学法経学会の学術雑誌である三重法経などに掲載してきたが、地研通信は頁数が十分ではなく、また「三重法経」や「紀要（三重短期大学生活科学研究会）」は教員の研究成果を掲載する学術雑誌であり、目的が異なっていた。このため、地研では研究員の成果を掲載する地研独自の学術雑誌としての定期刊行物の発行が切望されていた。

地研は三重県内の大学、短期大学で最初に設立された地域問題の研究機関であるにもかかわらず、定期的な学術雑誌の発行ということでは遅れをとつていった。だが、この地研年報の発行以後、地研の地域問題の学術研究機関としての立場が確立されてきた。今後も地研は地研年報の充実に努め、地研設立時の理念を大切にし、地域問題の研究を通じて地域の人々とともに歩み、三重短期大学および地域の発展に貢献していきたい。

1999年3月

三重県下における生涯学習推進状況について（4） －南勢志摩地域－

東福寺一郎・水谷 勇

はじめに

筆者らは、平成5年度尾鷲・熊野地域、平成6年度上野地域、平成7年度北勢地域、平成8年度中勢地域、平成9年度松阪地域をそれぞれ対象に、当該地域の市町村における生涯学習推進状況について調査を行ってきた。今年度は南勢志摩地域の17市町村が対象である。これまでとほぼ同様に、平成10年7月に質問紙を南勢志摩地域全市町村に対して郵送し、大宮町と紀勢町を除く15市町村から回収した（回収率88.2%）。また、4つの市町については、さらにヒアリング調査を行っている。

南勢志摩地域は、伊勢市、鳥羽市、度会郡（玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、大宮町、紀勢町、度会町、御園村、大内山村）、志摩郡（浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町）の2市13町2村からなる。この地域は三重県の南東部に位置し、中央構造線を境に北部地域（伊勢市、小俣町、玉城町、二見町、御園村）と南部地域（鳥羽市とそれ以南の町村）の二つに大別することができる。その面積は、1,149.43km²で全県面積の約20%を占めているが、宅地や農地に適した土地が少なく、交通網も整備されているとは言い難い。しかし、伊勢志摩国立公園が地域面積の約半分を占めているように、観光資源（自然・歴史等）に恵まれ、観光レクリエーションの比重が大きい。地域内において北部地域と南部地域とでは、人口、所得、産業の面で一定の格差が存在している。しかし全体として、この地域は観光地として位置づけられており、国際観光拠点としての育成・機能強化、PR展開、海洋研究・海洋文化の拠点形成などが県の重点施策にあげられている。歴史や自然を生かした形で提起されている「もてなしの地域づくりプロジェクト」や「豊かで美しい川と海づくりプロジェクト」が具体的な広域プロジェクトである（「新しい総合計画 三重のくにづくり宣言 2010年への変革と創造」参照）。

こうした県の施策は生涯学習を含むものであるとともに、住民主体で進められるプロジェクトはそれ自身が生涯学習の一環であるとともに生涯学習の活性化をもたらさずには存在できない代替物である。

このことを押さえた上で、従来の社会教育を主体とした三重県教育委員会生涯学習課所轄の生涯学習事業に限ってこの地域の特徴を見てみると、出前講座を実施しているところは、南勢町、二見町、大内山村、浜島町の4ヶ所である。生涯学習フェスティバルを実施しているところは伊勢市と阿児町である（詳しくは後述）。ユニークな事業を行っているところは、玉城町

(史跡の案内人養成講座)、二見町(ふたみ文化フェスティバル)、浜島町(生涯学習連続講座「もちの木スクール」)等があげられる。また、平成9年度に限ってみると、生涯学習推進モデル市町村に指定されたのは、二見町と阿児町である。そのほかでは、南勢町は家庭の教育力充実事業(県補助事業)、大王町は生涯学習情報提供システム整備事業(県補助事業)、玉城町は生涯学習ボランティア養成事業(単独事業)を取り組んだ。生涯学習センターの建設、公民館の増改築、図書館・資料館の建設など、ここ数年ハード環境の整備が進んできたのもこの地域の一つの特徴である。

1 南勢志摩地域各市町村の状況

(1) 伊勢市

神宮鎮座の地として全国に名を知られている伊勢であるが、明治39年9月に市制施行されたときは「宇治山田市」であり、「伊勢市」が誕生したのは昭和30年と新しい。戦前から戦後にかけて、周辺町村との合併を繰り返した結果、現在の面積は179.00 km²、人口は103,296人(平成9年3月末)である。

産業は古くから伊勢神宮参拝者を対象とする旅客産業を中心に発展し、現在でも年間650万人の観光客が訪れている。このため、明治期の伊勢路の風情再現をめざし、県内に残る旧家や歴史ある木造建築物を移築した「おかげ横丁」、あるいはリニア式海岸を一望できる伊勢志摩スカイラインなど観光資源の整備に努めている一方で、近年は企業誘致も盛んに行っている。また、教育・文化活動もかねてより活発で、生涯学習センター「いせトピア」や各種スポーツ施設を建設し、市民の生涯学習・生涯スポーツの振興に力が注がれている。

(1) 生涯学習推進に向けて

伊勢市では平成8年に教育委員会事務局教育文化課から生涯学習課を独立させたのと同時に、生涯学習推進協議会を設置した。協議会の構成員は、学識経験者、市議会代表者、学校関係者、市民代表者、市関係者であり、特に市関係者には市長、助役、教育長、企画振興部長が名を連ね、生涯学習推進を市全体の重点施策とする姿勢が明らかである。協議会の所掌事項は、生涯学習推進方策の策定とそのための調査研究であり、これまで年2回の割合で開催されてきている。

一方、アンケートへの回答からは、「生涯学習関連施設の整備」「住民に対する啓発」「住民の実情に合わせ、講座の弾力的な開講」「指導者の発掘、育成」が重点施策としてあげられ、生涯学習推進がまだ完全に軌道に乗っているわけではないようである。このことは、推進にあたっての問題点として「適当な指導者がいない」「担当職員の不足」「予算の不足」が指摘されたことからも伺われる。

(2) 生涯学習センター「いせトピア」

アンケートでは、伊勢市の生涯学習推進上重要な役割を果たしている施設として、公民館、図書館、文化会館、福祉センター、体育館、屋外スポーツ場と生涯学習センターがあげられているが、

平成9年4月にオープンした生涯学習センター「いせトピア」が伊勢市の生涯学習環境を飛躍的に前進させたことは確かである。

このセンターは中央公民館の老朽化に伴い建設されたものであり、「21世紀を展望した、次世代の人々をも含めた子どもから高齢者に至るすべての市民に対し、生涯にわたり、「学ぶ」「集う」「楽しむ」「交流する」等広く学習する機会を提供するとともに、文化・芸術の発展に寄与する本施設のもつべき機能を十分に配慮した、やすらぎと新しい活力を与えるオアシスとして、市民に開かれた親しまれる生涯学習センターを建設する」と述べられた建設趣旨に、この生涯学習センターの性格が端的に表されている。具体的な施設内容としては、多目的ホール（500席）、工芸室、絵画室、情報コーナー、ふれあい広場、和室、調理室、女性室、文化交流室、ビデオ室、パソコン室の他、学習室、会議室、研修室がそれぞれ複数用意されている。また、幼い子どものためのプレイルームもある。

職員は嘱託職員5名を含む10名体制である。しかし、開館時間が午前9時から午後10時までと長く、また、登録団体には各部屋の使用料の減免があるため、週末はもちろん、平日も利用者が多く、その対応に追われること、一方では魅力ある学習プログラムを展開するための企画や準備に取り組まねばならないことなどから、職員はきわめて多忙な状態である。さらに、平成10年4月からは図書館分室としての機能が加わっている。

センターの講座は昨年度48講座でスタートし、今年度は53講座に増えている。また、中央公民館時代には受講生募集は年に1回だけであったが、「いつでも、誰でも」という生涯学習の理念に従い、各講座の開講期間を短くすることで、募集時期を年4回とした。もちろん、講座によって期間の長短はあるが、この結果、より多くの市民が受講機会に恵まれるようになった。講座の内容も市民の学習要求に即したもののが用意されているため、多くの講座で定員を上回る応募があり、公開抽選会によって受講者を決定している。こうした講座は各自が学習するためのきっかけを作るものと位置づけられており、講座修了者はサークルへの移行が促されている。その結果、現在42サークルが活動しているという。

受講生とは別にボランティアの募集も行っている。現在40余名がボランティアとして登録をしており、例えば新春カルタ大会の企画や使用するカルタの作成など、イベント等の企画運営に主体的にかかわっている。さらに、多目的ホールでは、技術講習会を修了した27名の舞台技術ボランティアが照明・音響機器の操作を交代で担当している。

いせトピアを会場として行われるフェスティバルには「くらしと文化を考える市民フェスティバル」がある。昨年度は2月に開催されたが、平成10年度は8月に行われた。これは、健康、防犯、救急・防災、環境、人権、福祉などさまざまなテーマのもとで、教育委員会にとどまることなく、「よくわかる行政」をめざす市全体での取り組みである。その他、8月には「子どもまつり」、1月には「新春まつり」も開催され、平成11年2月には「生涯学習フェスティバル」を計画中のことであった。

このように、生涯学習推進の中核的存在である「いせトピア」であるが、ここでの事業内容の中

で、市民への啓発活動、情報提供活動がまだ十分とは言えない状況にある。生涯学習センターだより「いせトピア」が平成10年4月より毎月定期発行されているが、A4サイズ1枚の簡単なものであり、掲載される情報量には自ずと限界がある。さらには、配布対象も講座受講生やカウンターでの配布に限られ、市民全体に行き渡るわけではない。軌道に乗りつつある生涯学習推進をさらに市民全般に押し広げ、定着させていくためには、情報提供、学習相談機能が不可欠である。この点で、センターの職員体制とともに、広報・啓発活動が今後の課題と考えられる。

(3) 出前講座

いせトピアで行われている講座が活気にあふれているのに比べ、市内に2館ある地区公民館は無人状態であるという。このため、生涯学習センターから遠い地区に住む人々のために実施されるようになったのが出前講座である。平成10年度は豊浜と沼木の2地区で開講されている。会場は、豊浜地区はコミュニティセンター、沼木地区は農村環境改善センターである。いずれの地区においても、「マジック教室」「初めてのエアロビクス」「伊勢型紙教室」「アートフラワー」の4講座がそれぞれ4日にわたって開講される。

(4)まとめ

南勢志摩地域の中核都市の1つである伊勢市は、生涯学習推進についてもたいへん積極的に取り組んでいる。とりわけ、生涯学習センター建設以降の講座やイベントの企画には特筆すべきものがある。しかし、問題点がないわけではない。1つには、すでに指摘をしたが、現状においても職員体制が十分であるとは言えず、さらに一層の発展を期するとなると、どこかにしわ寄せがくることになるであろう。次に、月1回発行の専門広報紙を持っていること自体がすばらしいことではあるが、今後はセンターだよりの全戸配布をめざし、内容をさらに充実することが望まれる。最後に、出前講座の実施は評価できるが、遠方に住む市民に対する生涯学習環境のさらなる整備が重要である。現状ではゆとりがないと考えられるが、出前講座のメニューを増やしたり、地域に指導者を求め、地区公民館などを積極的に活用することで改善することができるのではないだろうか。いずれにしろ、伊勢市の今後の生涯学習がどのように進展していくかは注目すべきところである。

(2) 南勢町

南勢町は昭和30年に旧五ヶ所、穂原、南海、宿田曾、神原の5町村が合併して誕生した、面積109.86km²、人口11,352人(平成9年3月末現在)の町である。五ヶ所湾はリアス式沈降海岸として有名で、全町が伊勢志摩国立公園に含まれる風光明媚な観光地である。産業面では第一次産業が盛んで、水産業や温州ミカン栽培を中心である。歴史的には、南北朝から戦国時代にかけて活躍した豪族愛洲氏の居城五ヶ所城址があり、剣道の新陰流発祥の地でもある。一方、近年では今年で8回目を迎える三重サンベルト国際トライアスロンや遠洋漁業を機縁にした交流による国際化推進、志摩ヨットハーバーに代表されるマリンスポーツ振興、海山での自然体験の呼びかけなど新しい試みを展開し、地域の活性化をはかっている。

生涯学習推進にかかるについては、平成10年度に生涯学習推進協議会が設置され、本格的な取り組み

が始まったところである。

(1) 平成10年度生涯学習指導方針

平成10年度社会教育要項に、今年度の生涯学習指導方針が示されている。その中で、「南勢町の生涯学習施策の推進を図るために、「町民が生涯にわたって必要に応じて学習する。」という、生涯学習理念の普及に努めると共に、学習環境づくりとして、行政や民間の領域を越えた教育機能の相互提供等の連携を図る、生涯学習体制の整備に努めなければならない。」と、幅広い視野にたった生涯学習環境整備の必要性を認めている。さらに、既存の施設を有効に活用し、町民の多様な学習要求に応えていくことが重要であるとしている。

その上で、社会教育目標として、「郷土を愛し、いつも健康で人情に厚く、学ぶ心と文化の向上に励む町民の育成」を達成するために、

- ①生涯学習推進体制の整備充実と効果的な運営を図る
 - ②ふれあいの場・学びの場・情報の場として、地域に生きた公民館活動を充実し、地域住民の学習意欲の促進を図る
 - ③余暇を生かして、生活に即した知識・教養を深めながら、基礎的な学習を通して豊かな人間形成を高める文化活動として町民文化会館での成人学級の充実を図る
 - ④一人一人が充実した生活を目指し、自らを高めると共に、地域社会の発展に役立つ知識、教養、技術を習得する婦人学級の充実を図る
 - ⑤スポーツ教室や健康づくり活動を開設し、ふれあいと健康づくりを進める
 - ⑥芸術文化活動の推進を図ると共に、文化活動の拡大を図る
 - ⑦文化団体、自主サークル活動の育成と、自主的文化活動の育成を図る
 - ⑧文化財指定と保護保存及び愛護に努める
 - ⑨人権尊重の精神に徹し、同和問題を正しく理解、認識し差別と偏見をなくす教育を推進する
- という9つの基本的な柱が示されている。

なお、アンケートの回答では、生涯学習推進にあたり重点をおいていることとして、「生涯学習推進組織の確立と基本的方向性の検討」「過疎化への対応としての地域の活性化」「他部局との連携」「住民の学習要求の把握」「指導者の発掘、育成」があげられた。

(2) 生涯学習推進協議会

南勢町生涯学習推進協議会は平成10年4月に、「活力ある社会を築くために適切かつ豊かな学習機会を求め、生涯にわたり必要に応じて学習し、「豊かな文化の創造と明日を担う人づくり」を実現する為に学校教育、家庭教育の機能を総合的に整備して生涯学習社会の形成を目指すことを目的」に設置された。会員は各地区代表、民間企業の各職種代表など13名（女性3名）からなり、民間主導の性格が強い。協議会の活動内容としては、事業推進に必要な調査研究のほか、関係官庁等への建議要望活動が明記されていることは注目に値する。

協議会は発足後、まだ半年足らずではあるが、月2回のハイペースで会合を行うとともに、すでに県内の先進地視察や県外でのフィールドワークを終えている。また、講師が直接地域へ出向いて

指導を行う「出前講座」を成功させるために、地元住民の中から講師やボランティアとなる人を発掘、登録しようと、講師推薦の呼びかけも行っている。現在のところ、その成果はまだ十分に現れてはいないが、こうした努力が実を結ぶようになると、南勢町の生涯学習推進は大きく進展することであろう。

（3）各種生涯学習講座

南勢町の生涯学習関連施設の中で最も重要なのは町民文化会館であり、中央公民館の機能も果たしている。ここで行われる平成10年度の生涯学習講座は、パソコン、着付、パッチワーク、暮らしの歳時記、フラワー・アレンジメント、絵手紙、手編み、料理、コーラス、牛鬼太鼓で、その多くは趣味的なものであるが、いずれも勤労者が出席しやすい夜間に開講されている。他に、資料館の「愛洲の館」では南勢町史講座と民謡講座が行われている。また、勤労者体育センターではエアロビクス講座と太極拳講座、総合グラウンドでは硬式テニス教室、各地区に分かれては健康づくりスポーツ教室やディスクゴルフ教室が開催され、生涯スポーツの振興も盛んである。中でも、隔月に開催される健康づくりハイキングは他部局との連携のもとに企画、運営がなされ、町外からも多数の参加者を得ている。

一方、町内5地区で婦人会が主催する女性教室も中身が濃く、それぞれ各地区の公民館や集会所、小学校などをを利用して、趣味講座のほか、健康・介護・生活改善にかかる講演会や研修会を開催している。

しかし、生涯学習担当者の目からは住民の意識や意欲において地域格差が大きいようである。また、全体に受講生が固定化し、初心者が入りにくい状況となっていることも課題として指摘された。

（4）まとめ

上述のとおり、南勢町の生涯学習推進は、協議会の設置によりようやく本格化したところと言えよう。協議会は発足後たいへん熱心に取り組んでいるようであるが、生涯学習推進の基本的な方向性が早い時期に示されることが重要である。

地形上、南勢町は五ヶ所湾をぐるりと取り囲んでいるために、海を隔てて目と鼻の先にある地区の間も、陸路を行くとなると大きく迂回しなければならない。アンケートの回答でも、生涯学習推進上の問題点として「集落が分散し、かつ交通網が整備されていないために、全町的な取り組みが困難である」ことが指摘されている。このような地理的条件にあっては、各地区ごとに生涯学習環境を整備していくことが大切である。この点で、婦人会主催の女性教室や、体育指導委員会主管の健康づくり教室などが各地区の施設等を利用して積極的に展開されていることは大いに評価できる。今後は、地域住民の学習要求を的確に把握しつつ、指導者不足という課題はあるものの、出前講座などを充実することでその要求に応えていくことが期待される。

（3）鳥羽市

鳥羽市は、海洋観光都市として知られ、JR東海参宮線、近畿日本鉄道を通じて名古屋、大阪、京都と結ばれ、さらには海上交通路（フェリーポート）を通じて愛知県とつながり、伊勢

志摩国立公園の海の玄関として年間約580万人の観光客を受け入れている。古来、東海の要所として知られ、伊勢内宮の神領であったが、天正年間九鬼嘉隆が居城を築き、九鬼三代の後、土井、松平、稻垣八代を経て明治4年の廃藩置県で鳥羽県となり、その後度々県時代を経て三重県に合併された。昭和29年11月、鳥羽町、加茂、長岡、鏡浦、桃取、答志、神島、菅島村の1町7か村が合併して鳥羽市が誕生し、昭和52年11月に国際観光文化都市の指定を受けた。平成9年3月末現在で、面積107.83km²、人口26,749人である。観光を中心とした第3次産業、及び漁業を中心とした第1次産業が盛んで、第2次産業については小規模作業所がほとんどであるのが特徴的である。離島を数多くかかえ、市予算が港湾整備等に食われ、十分な生涯学習関連予算を確保できないのが教育委員会担当者の悩みの種である。しかしながら、鳥羽水族館はじめ、文化・教育施設、文化遺産に富み、市立の図書館（平成10年2月現在で蔵書数107,110冊、平成元年7月より開館）を中心に公民館活動以外の学習活動も展開されるなど、貧弱と担当者は嘆いていながらも、それなりの実績を上げてきている。

さらに近年、マリン文学事業の創設（平成3年度より、ただし平成8年度を最後に隔年実施に変更）、公民館活動推進（分館多く、予算も一定数配分して保障）、市文化協会の結成、文化祭を開催するなど、文化活動は盛んといえるであろう。行政としても力を入れている。このように、文化活動奨励（予算を十分用意して保障）に行政は努めており、確かに他の町村と比べても社会教育事業費が少ないので目に付くが、限られた予算の中でいろいろ工夫している様子がうかがえる。さらにまた、平成9年夏に安楽島町では恐竜化石が見つかり、恐竜化石発掘事業を新たに起こし、その発掘作業への参加等、新たな生涯学習企画もできつつある。

（1）生涯学習の位置づけ

生涯学習課への名称変更の予定はあるものの現在社会教育課が主管しており、生涯学習も社会教育課の筆頭事業に位置づけられている。従って、「社会教育の推進にあたっては、社会教育諸条件の充実・整備と生涯学習推進体制の整備を中心とした生涯学習社会の形成を目指した施策が必要である」との認識の下、平成8年度を初年度とする「第3次鳥羽市総合計画」後期基本計画の基本目標の一つである「豊かな心と文化を育むまちづくり」の中で「生涯学習の推進」のテーマの下、家庭教育・学校教育・社会教育などの教育機会を一層充実するとともに、乳幼児期から高齢期に至るまでの各時期における様々な学習機会の体系化を進め、潤いとゆとりのある豊かな人間形成のための施策の充実に努めているところである。

社会教育努力目標は、「1. 生涯学習の推進」「2. 青少年の健全育成」「3. 文化活動の振興」という三点からなり、生涯学習は筆頭目標に位置づけられている。その中身を見てみると、まず、「学習活動の充実」と題して、学習機会の情報提供・相談システム作り、および、各世代の学習ニーズに応じた学習機会の提供が企画されている。次に、「推進体制の整備」として、学習指導者の育成、関係団体・自主的学習グループの育成、並びに、民間の文化教室や活動団体、学校等との連携強化が図られようとしている。最後に、「学習施設の整備」として、公民館の整備拡充、図書館の蔵書充実及びサービスの向上、ビデオを中心とした視聴覚資料（機材

など) の整備及び学校等との連携があげられている。

(2) 公民館事業を中心とする生涯学習講座等

まずはじめに、公民館事業では、公民館は、中央館1、地区館28の計29館（うち24館が単独施設、5館は複合施設）あり、館長と公民館主事をそれぞれひとりずつ、中央館では兼任の職員（社会教育課と兼任）を、地区館では非常勤の職員を、合計58名配置している。公民館で行われる教室・講座は、人権教育関係15講座、70名、少年教育関係95講座705名（以上、すべて市主催）、成人教育関係92講座301名、女性教育関係103講座380名、高齢者教育関係93講座338名、家庭教育学級1教室50名（以上、すべて自主団体主催）といった概要である。平成10年度より文化会館内の商工会議所跡のスペースが中央公民館となり、従来より5講座増やして11講座開設するなど、より積極的な講座展開を図っている。具体的には、「パステル・水彩画教室」「伊勢型紙教室」「木彫教室」「川柳教室」「郷土学習教室」「シニア教室（高齢者学級）」「実用書道教室」「初步の陶芸教室」「男性の料理教室」「子育て教室」「郷土芸能伝承教室」である。最後の郷土芸能伝承教室を除き平日の昼間に開催されているが、サービス業従事者や漁業従事者が多いため働き盛りの男性対象の講座でもむしろ平日の昼間の方がよいとの希望もあるためという。郷土芸能伝承教室は小学生以上という実に幅広い年齢層が対象で、第2、4月曜日の夜間（18:30～20:30）に開催されている。この教室は他が年間9回から11回（子育て教室のみ7回）であるのに対して年間22回とほぼ一年を通して開催されるのも特徴的である。

鳥羽市の目玉講座の一つといえよう。

鳥羽市の場合、前述のように、地区公民館活動（への補助）にも力を注いでおり、地域に根ざした公民館活動として地域ごとに特色ある講座をいくつか行っている。代表的（活発）なものあげると、池上公民館での俳句教室（120名参加）、坂手公民館の茶道教室（30名参加）、高丘公民館での邦楽教室（15名参加）、奥谷公民館の料理教室、書道教室、民謡教室、石鹼づくり、文化祭など（合計1,580名参加）、幸丘公民館の料理教室（19名参加）、若杉公民館の手芸教室、民謡教室（合計383名参加）、安楽島公民館の押し花教室（30名参加）、松尾公民館のお花教室、民謡教室（計276名参加）がある。出前講座としては、離島が多いせいもあって、講師・指導者を地区公民館の求めに応じて派遣するシステムを作り、地区館を支援している。

その他の、社会教育課所管の生涯学習事業としては、市民文化祭（文化の日を中心に2日間）、成人式、青少年健全育成研修会、鳥羽志摩青年団体指導者研修会、市内文化財巡り、鳥羽市人事バンク事業、生涯学習成果展示発表会、県民文化祭への参加、婦人学級（池上、錦町、安楽島、河内）、生活学校、があげられる。さらには、視聴覚ライブラリー推進事業として機材や資料の収集、16ミリ映写技術講習会などや、生涯学習的観点をふんだんに入れた恐竜化石発掘事業、全国を対象として大賞には100万円が授与される市民文学顕彰事業であるマリン文学事業など、がある。このマリン文学事業をより一層鳥羽市民に身近なものとするため、この一環として、市内の小学（高学年）生及び中学生を対象に「海の香りのする詩」を夏休み明けに募集して、年内に顕彰している。また、学校五日制対応事業として、学校や体育館、学校図書館、

公民館を開放し、スポーツ、環境整備、ハイキング、読書会、祭り行事への参加などを行っている。

市立図書館も重要な役割を果たしており、直接図書館を利用できない利用者へのサービス強化として、団体貸出、巡回図書等の推進、開館時間の延長、リクエストサービス、予約サービスの充実とレファレンスサービスの強化、文化講座、読書会、読書普及活動等の進展・育成を目指している。県立図書館をホストとする図書館ネットワークへの参加も検討されている。

また、市立の市民文化会館、図書館のほか、民間ではあるが、鳥羽水族館、海の博物館、真珠博物館、志摩ミュージアム等の施設も重要な役割を果たしており、市教育委員会としても連携を図っていきたいとの認識をもっている。

(3) まとめ

南勢志摩地域の南部地域の拠点都市、鳥羽市はこの地域を代表するかのように、観光都市であり、自然資源・文化遺産に富むものの、離島等を抱え、限られた予算の中で細々と生涯学習の展開を企図し、実行してきている。趣味・教養講座を中心とした従来型の社会教育にとどまらず、住民主体のまちづくり、行政への住民参加こそが生涯学習だという考えに立って、市行政（首長部局）自身がもっと生涯学習に目を向けるべきであろうし、担当者もそうした視点から市行政の企画担当者に働きかけていく必要があろう。そうしたまちの活性化に向けた住民の動きもあるし、商工部局はじめそれぞれの部局で頭を捻っていることであり、その芽は必ずあるはずだと思われる。

担当者の口からも語られたように、全般的に進んでいるとはいえないし、こうした生涯学習への脱皮も図られていない。しかし、平成10年度から中央公民館の専用スペースを確保できることもあり、職員の意欲もさることながら、社会教育活動としての前進も見られる。また近年の図書離れ（活字離れ）の中で図書館の図書利用振興策は、もっと公民館講座的な事業展開も含めて、知恵を絞る余地がある。こうした中で住民の生涯学習の活性化が図られていくのではなかろうか。

マリン文学等、鳥羽の知名度を一層全国に広げる企画はあるが、果たして住民のものとなっているのか、むしろもっと住民に還元し、住民を啓発する企画を考えられたい。この点でその一環として小中学生対象の詩のコンクールを始めたのは高く評価できる。また、鳥羽水族館等、民間の幾多の施設との相互連携も簡単ではないが工夫して図っていきたいものである。ともあれ、限られた予算、スタッフだからこそ、むしろ知恵を絞ってこうした逆境を逆手に取るような、発想の転換が求められよう。それは教育委員会だけの仕事ではなく、行政の中心課題そのものもあるのだから。

(4) 阿児町

阿児町は、昭和30年1月鵜方町を中心に神明、立神、志島、甲賀、国府、安乗の7ヶ町村が合併して阿児町となり、伊勢道路、パール・ロードの開通により、奥志摩交通、産業、観光、

文化の中心地として発展してきている面積43.88km²、人口23,020人（平成9年3月末現在）の町である。農業と漁業を中心に発展してきた町であったが、全域が伊勢志摩国立公園に含まれるという観光資源の豊かさを生かして、近年観光産業が大きく発展している。平成6年3月には志摩スペイン村が開村し、「三重サンベルトゾーン」の重点整備地域に指定されたこともあって観光産業の発展はめざましいものがある。また、主要官庁が所在し、近鉄鵜方駅を中心とした交通の便の良さもあって、サービス業種の店舗等も集中しており、志摩郡の中核地となっている。リアス式海岸美を堪能できる横山展望台、賢島、安乗灯台、さらには、国の重要無形文化財に指定されている安乗の人形芝居（文楽）があり、生涯学習の資源に富んでいるといえよう。

平成3年11月には、「阿児ふるさと公園」として10年がかりで整備されたところに、体育館として活用できる大ホールと音響調整設備に優れた小ホール及びいくつかの小会議室からなる「阿児アリーナ」がオープンし、町内外を問わず多くの住民に利用されている。平成6年7月には、同公園内の日本庭園の一部を活用する形で「阿児ライブラリー」（図書館・資料館）がオープンしたが、ハイビジョン機器など最新鋭の音響映像機器を備えた、それでいて文化と伝統の香りのする落ち着いた景観の施設を作り、志摩郡全域の文化情報発信基地として活躍する勢いである。さらには、若干離れたところに約19億円かけて建設された健康福祉センター「サンライフあご」が平成9年5月オープンし、立派な施設が勢揃いした観がある。施設面での拠点的条件整備は高度に整えられている。町は現在、地区公民館の改修に取り組んでおり、身近な施設においても改善・向上を図りつつある。教育委員会所管の社会教育施設としては、中央公民館（アリーナ内）、地区館（7館）、阿児アリーナ、阿児ライブラリー、農業者健康管理センター、阿児陶芸館がある。

阿児町では施設づくりが目を見張るが、それだけではなく、生涯学習の体制づくりも進んでおり、教育委員会のあらゆる活動を生涯学習の視点からとらえている（学校教育もこの一環としてとらえる）。社会教育の単なる名称変更として生涯学習をとらえているのでないところに阿児町の高い見識が現れている（たとえば、町の教育方針は、町の生涯学習方針として学校教育もその下位に位置づけて体系的総合的にとらえたものとなっている）。「阿児町生涯学習のまちづくり推進会議」を平成7年から設置して、年1回以上、今日に至るまで活動してきている（詳しくは後述）。活動内容も公民館運営審議会や社会教育委員会議をこえてまちづくり計画までをも射程に入れたものとなっている。

生涯学習事業を統括する生涯学習課は、社会教育課が名称変更したもので、その所管業務は社会教育であるのだが、意欲的、多彩に展開されている。ハード・ソフト、質・量ともにこの地域では抜きんでて充実している。見学・調査に全国の市町村から訪れるほどである。

なお、平成9年度県の生涯学習推進モデル市町村の指定をうけた。

教育委員会はアリーナの施設管理を兼ねてアリーナ内に所在している。教育長自らが率先して体を動かして業務の第一線に立っている。このため職員の一人一人が活動的・精力的に働い

ている姿がもっとも印象的であった。事務局の職員構成は、参事1名、教育総務課4名（外国语助手を含む）、生涯学習課8名（内、運営専門委員1名）、社会教育指導員3名、中央公民館2名（館長、主事）、給食センター19名、阿児ライブラリー8名、農業者健康管理センター1名、臨時職員1名とい陣容である。しかし、貸館業務を兼ねるアリーナの管理運営は休館日を除き午前9時より午後9時30分までと長時間に及び、遅出・早出体制をとることに加え、音響機器等、専門的知識と熟練した技術を要するものが少なくないため、決して十分とは言えない状況にあるようだ。

（1）生涯学習の位置づけと推進体制

上述したように、学校教育をも含めた形で生涯学習をとらえている。町の教育方針が生涯学習となっているだけでなく、小中学校や幼稚園を生涯学習施設ととらえているため、正規の学校教育を生涯学習の観点から行うだけでなく、学校開放も100%行っている。さらに、青少年教育の充実（親子で参加する横山自然観察会136名参加、親と子の磯の自然観察会100名参加）、成人教育の充実（成人式典新成人225名、還暦者の集い134名参加、生涯学習フェスティバルのべ500名参加、女性セミナー計4回のべ650名参加）、青年団活動の活性化、が直接生涯学習推進に関わる今年度の活動である。その他に、社会同和教育、文化財の保存、文化振興事業（7回目を迎える阿児芸術祭）県民文化祭、みえ県民文化祭圏域別フェスティバルへの参加、各種事業への助成、文化交流事業補助、社会体育の振興、公民館活動といった活動があげられている。

生涯学習課が担当する社会教育の基本方針は、「1. 生涯学習のための体制を整備する」「2. 社会教育活動を推進する」「3. 社会同和教育を推進する」「4. 芸術文化の振興と文化財の保護を図る」「5. 生涯スポーツ活動の推進と健康増進を図る」の五つからなる。

第1の柱である推進体制整備の具体的中身としては、「指導者の資質の向上と充実」「施設・設備の整備充実と促進」「個人学習への援助、学習情報・相談体制の整備（リーダーバンク、データバンクの設置）」「学習方法の改善（新規学習者の開発と視聴覚機器の利用促進）」「社会教育推進のための会議開催（施設の検討と推進連絡調整）」である。なお、ここでいう会議とは社会教育委員会議、公民館運営審議会等である。

生涯学習推進のために、町では平成7年4月に「阿児町生涯学習のまちづくり推進会議」を発足させた。その目的は「町民一人一人が心豊かに生きるために、生涯にわたって行う学習を援助・支援すると共に、関係機関・団体間等における情報交換や連携を密にし、生涯学習の総合的・効果的な推進を図ること」（規約第2条）である。この目的を達成するために、会は次の活動を行っている。

- (ア) 生涯学習のまちづくり計画の策定
- (イ) 生涯学習関連事業の調査及び住民の学習需要等の調査
- (ウ) 生涯学習関連事業の連携・協力
- (エ) 生涯学習のまちづくりの推進事業の企画

(オ) その他本会が必要とみとめること

構成は、町内の行政機関、社会教育関係団体、小・中学校等の代表者をもって組織され、教育委員会生涯学習課が事務を担当している。町長、助役こそ入っていないが、町議会の教育民生常任委員長はじめ、社会教育委員、自治会連絡協議会、商工会、文化協会、婦人会、青年団、老人クラブ、連合会、青少年育成町民会議といった組織の長に加え、学識経験者として文化活動リーダー（男女2名）、小・中学校長代表、行政からは、企画課長、福祉課長、中央公民館長、ライブラリ一館長といった顔ぶれで、教育委員会だけでなく町長部局を加えた実質的で権限を持った陣容になっている。現在は年1回12月に開かれ、その年の中間総括と次年度の基本方針を打ち出しているようである。

この種の推進会議は、議論するだけで終わり、消えていくか、公民館運営審議会の名称変更程度にとどまるケースが少なくないが、阿児町では、町會議員や行政の企画部門担当課長、町の実力者を揃えることで、生涯学習を町政の基本の一つに据え継続的な取り組みを行っていくことに成功しているように見受けられる。

(2) 生涯学習諸事業

次に、生涯学習の内容に当たる具体的な諸事業の展開を見てみよう。

公民館事業としては、中央公民館で、硬筆・毛筆通信講座、さつき展・さつき教室、菊花展、盆栽展・盆栽教室、陶芸教室、英会話教室（初級）、3世代交流竹細工教室、男性料理教室といった企画や教室が開催されている。青年学級、婦人学級、高齢者学級は、各地区館で開かれしており、平成9年度実績で、それぞれのべ合計で、32講座734人、322講座6,171人、84講座2,755人で、中央と地区の双方で行われている成人家級や展覧会をも含めると、のべ合計914講座23,053人となり赤ん坊を含む全町民が年に一回は公民館主催教室（行事）に足を運んでいる計算になる。貸館として中央・地区の公民館を利用する人数が年間でその2倍近くいるので、単純計算では年3回公民館に足を運ぶ計算になる。それほどまでに、活発な学習活動が展開されている。

かわったところでは、中央で硬筆・毛筆の通信教育のスクーリングを実施していることや、国府公民館で郷土史学級をしていることである。しかし、国府公民館の郷土史学級は、今年度より受講生たち自らが学習内容を選択して学習するものにかわって、運営上は画期的なもので生涯学習らしい自主性を重んじたものだが、内容的には一般教養講座的なものであるようだ。

広報活動としては、「広報あご」（毎月1回発行）において「生涯学習のひろば」を1面とて行っている。

先にも述べたように、青少年育成の親子教室（行事）や女性セミナーに力を入れているほか、1地区のみとはいえ、青年団が実体をもって活動しており、研修会、交歓会等活性化の企画を行っていることも阿児町の特徴といえる。

町民の生涯学習活動の活性化を直接狙ったものとして町単独で生涯学習フェスティバルを2月1日阿児アリーナにおいて実施している。盆栽展のほか、一日体験教室として16講座を開き、

のべ401名の参加を得ている。一般町民が生涯学習に触れ、参加する契機を与える貴重な機会となっている。

安乗中学校の校内クラブとはいえ文楽クラブも立派な生涯学習の一翼を担っており、行政としても人形の保存と伝統芸能である人形芝居の継承に力を入れている。またこの件で、長野県飯田市はじめ、岐阜県中津川市などと、文楽・人形が取りもつ交流も行っている。

さらに、志摩郡の中核となる町として、多様化・高度化する地域住民の学習ニーズや生活圏拡大に伴う学習活動の広域化に対応するために市町村の行政区域を越えた学習サービスの提供を行うという画期的な「広域学習サービスのための体制整備事業」をはじめている。この事業内容は、広域学習サービス連絡会議の開催、学習メニューづくりの作成・配布、広域学習サービス事業の実施（「現代的課題コース」「基礎教養コース」「環境保全コース」「国際理解コース」などの内容で初級、中級、上級と程度に応じ体系的に編成する）といったものである。各コースとも、3時間×10回程度の講座を3講座以上設定するとなっている。現代的課題コースの具体的な内容としては「いじめ対策講座」「高齢者の交通安全対策」「生活習慣病予防講座」などといった生活に密着しており、かつ切実な問題を取り上げようとしている。こうした事業の発展が望まれる。

社会体育も熱心で、ソフトバレー教室、つなひき教室、巡回スポーツ教室、全国スポレク種目教室などのスポーツ教室の開催、各種スポーツ大会の開催（2月中旬開催の菜の花ジョギング教室（645名参加）、1月15日開催の阿児町一周駅伝競走大会（132名参加）は特筆できる）、スポーツ団体育成を行っている。会場は、阿児アリーナのほか、すべての小中学校に夜間照明設備を装備して体育館・運動場の学校開放を行うほか、阿児町社会体育館、ふるさと公園テニスコート、勤労者体育施設野球場、農業者健康管理センターを管理し、活用している。

このように活発に行われていると見える阿児町でもアンケートに回答されたように、施設が少ないまたは老朽化している、とか、参加者が固定している、全般的な合意が得られず専ら教育委員会の負担となっている、など、他市町村とほぼ同じ内容が生涯学習の障害になっていると指摘された。

（3）生涯学習の二大拠点 阿児アリーナと阿児ライブラリー

阿児ふるさと公園内に位置する阿児アリーナは、鉄筋コンクリート二階建（一部鉄骨構造）建築面積4,784.99m²、オーシャンホールと呼ばれる大ホールとベイホールと呼ばれる小ホールを擁し、体育指導室、健康相談室ミーティングルーム、休憩室（和室）、料理教室、控え室3といった内容になっている。中央公民館を兼ね備えた施設で、小ホールは音響に優れ、大ホールは体育館に転用可能な施設である。総事業費21億円余、4割強を起債でまかなって建設された。その後、大ホールについて空調と照明を設備してさらに2億円ほど要している。利用時間は午前9時から午後9時30分まで、年間利用者は約7万～10万人で、使用料収入も1千万円前後あるが町の持ち出しも大きい。中央公民館を兼ねていることもあり、中央公民館活動と社会体育の多くの行事が、ここで行われている。都市部にあるわけではないことを考えると、使用

頻度は極めて高いといえる。火曜日を休館日として、土日を開けており、夜9時半までの利用時間のため職員は10時過ぎぐらいまで拘束されることになる。一般町職員が土日休みで5時まで勤務などに對し、生涯学習課配属の職員は、音響設備等についての研修を受けて専門技術を身につけるだけでなく、土日出勤に夜間勤務という変則勤務を強いられており、きつい勤務状況になっている。生涯学習支援の活動は専門性が高度に要求されるので、短期のローテーションで職員を回すのではなく、一定期間見通した養成が必要であるし、是非そうして欲しいが、かかる勤務条件が障害になっている。そうした中でも冒頭に述べたように、現職員は意欲的・精力的に活動しているようにうかがえたのは、教育活動のもつ人を生き生きとさせる特殊性の故であろうか。いずれにしても、上に立つ人の行動と職員管理が職員の意欲を助長し、やりがいのある仕事にしていることは確かなようである。

図書館を主体とした阿児ライブラリーは、阿児アリーナに遅れること3年、ハイビジョンシアターを備えた図書館で、蔵書数78,441冊（内、児童書16,567冊）、アリーナと同じく火曜日休館で、午前9時から午後7時まで開館している。利用者も、町民だけでなく広く志摩郡内、南勢町、鳥羽市に在住・在勤・在学の者を可としている。2階のアートギャラリーでは絵画のほか、歴史民族資料を保存・展示しており、資料館を兼ねた施設となっている。平成6年度の開館当時は一日平均593.0人の入館者があったが、微減して、平成9年度実績で563.3人、のべ15万余の人人が一年間に利用している。年間貸出冊数も158,584冊にのぼる。町民一人あたりの単純計算をすると、年6.5回利用していることになる。こうした数値は、町村部では破格であり、蔵書数、利用者数、貸出冊数ともトップの東員町（平成元年度オープン）に僅差で続くものとなっている。

（4）まとめ

充実した施設・設備とそれを支える優秀な訓練された職員を擁して阿児町の生涯学習は活発になされているということができるよう。

生涯学習活動は人の活動であり、訓練された専門職員に支えられて花開く活動である。財政上、経済上の事情から、職員の削減が図られたり、専門職としての養成を怠ったりしがちであるが、両施設ともに、訓練された専門職員が必要なことがこれらの施設の特徴であり、町行政当局も大事にしていって欲しいし、担当者もそうした視点で後継者養成を怠らないでいって欲しい。そのことを忘れたとき、住民サービスは形だけでお粗末なものとなってしまうであろう。ともあれ、全国の市町村の視察の対象となるまちとして、引き続き活動を展開されることを望みたい。

2 生涯学習推進状況に関するアンケート調査の結果

冒頭で述べたとおり、本アンケート調査は南勢志摩地域17市町村を対象として平成10年7月に郵送法にて実施された。回答が遅れた自治体については、電話にて督促し、アンケート用紙

から小中学校の指摘をいただいたのに止まっているが、県教育委員会の把握では、南勢志摩地域ではすべての市町村で小中学校の学校開放が行われている。

【3】生涯学習推進上の重点施策（5つまで）

- (1) 生涯各期にわたって学習プログラムを揃え、学習機会を増やす
鳥羽市、阿児町、小俣町、御薗村、大王町、志摩町
- (2) 生涯学習関連施設をさらに整備していく
伊勢市、度会町、磯部町
- (3) 生涯学習推進組織を確立し、基本的方向性を検討する
南勢町、小俣町、御薗村、玉城町、大王町
- (4) 過疎化への対応として、地域の活性化を図るような事業を用意する
大内山村、南勢町、南島町
- (5) 高齢者が多いので、高齢者の生きがいに重点をおいた学習プログラムを用意する
鳥羽市、浜島町、志摩町
- (6) 学校教育と社会教育を有機的に連携させていく
度会町、二見町、浜島町、大内山村、小俣町、玉城町
- (7) 生涯学習の重要性について、住民に対する啓発を行う
伊勢市、磯部町
- (8) 婦人会等の団体活動を活性化する
鳥羽市、度会町、志摩町、南島町、志摩町
- (9) 生涯学習の観点から他部局との連携を図り、生涯学習関連事業を合理的に推進する
二見町、大内山村、南勢町、小俣町
- (10) 住民の実情にあわせ、施設の利用時間を弾力的にしたり、テーマに応じて主たる受講生が受講しやすい時間に講座を開講する
伊勢市、鳥羽市、浜島町、二見町、大内山村、阿児町、玉城町、南島町
- (11) 住民の学習要求を調査等を通じて的確に捉え、それに対応したプログラムを用意する
二見町、浜島町、大内山村、南勢町、阿児町、小俣町、大王町
- (12) 新住民と旧住民の交流を促進するようなプログラムを用意する
玉城町
- (13) 家庭教育を充実させる
浜島町、御薗村
- (14) 世代間交流を促進するようなプログラムを用意する
二見町、南島町
- (15) 学習情報提供を充実させる
阿児町、玉城町

- (16) 学習相談事業を充実させる
回答なし
- (17) 指導者の発掘、育成を図る
伊勢市、鳥羽市、南勢町、阿児町、大王町、南島町
- (18) その他（具体的に）
回答なし
- (19) 特に重点をおいていることはない
回答なし

回答の中で最も多かったのは「住民の実状にあわせ、施設の利用時間を弾力的に」で、8市町村が回答している。次いで、「住民の学習要求を調査等を通じて的確に捉え、それに対応したプログラムを用意する」で、7町村が指摘しており、「生涯各期にわたって学習プログラムを揃え、学習機会を増やす」「学校教育と社会教育を有機的に連携させていく」「指導者の発掘、育成を図る」がそれぞれ6市町村から回答が寄せられた。施設の開放時間の弾力化を除くと、この地域においては、学習要求の把握、各期にわたる学習機会の増大、学社連携、指導者の確保といった、むしろ生涯学習施策の端緒ともいいうべき施策が当面の課題のようである。

【4】生涯学習推進上の障害・問題事項（3つまで）

- (1) 生涯学習関連施設が少ないあるいは老朽化している
鳥羽市、度会町、二見町、阿児町、大王町
- (2) 講座や学級を開設しても参加者が少ない
大内山村、御薗村、玉城町、大王町
- (3) 講座や学級への参加者が固定化している
伊勢市、鳥羽市、度会町、二見町、浜島町、南勢町、阿児町、御薗村、玉城町、大王町
- (4) 適当な指導者を見つけることが困難である
南勢町
- (5) 担当職員が少なく、十分な企画ができない
伊勢市、二見町、小俣町
- (6) 生涯学習推進についての全庁的な合意が得られず、専ら教育委員会事務局の負担となる
阿児町、御薗村、南島町
- (7) 地域の過疎化が進行している
大内山村
- (8) 地域住民が高齢化し、学習プログラムに偏りが生じている
浜島町、玉城町

- (9) 地域住民が急増し、多様化する学習要求に応えていくのが難しくなってきている
回答なし
- (10) 県が実施する研修会等に出席したくとも、遠方実施のために、旅費や時間的な制約が著しい
南島町
- (11) 生涯学習推進のための予算が少ない
伊勢市、鳥羽市、度会町、南島町、志摩町
- (12) 生涯学習推進のための基本的な方向性がまだ定まっていない
浜島町
- (13) 集落が分散し、かつ交通網が整備されていないため、全市(町村)的な取り組みが困難である
南勢町
- (14) その他 (具体的に)
回答なし
- (15) 障害あるいは問題になっていることは特にない
回答なし

無記入：磯部町

これまでに調査した他地域同様、「講座や学級への参加者が固定化している」ことが最も多くあげられており10市町村にのぼっている。次いで、「生涯学習関連施設が少ないあるいは老朽化している」「生涯学習推進のための予算が少ない」がともに5市町から回答されている。なお、施設の寡少・老朽化を指摘した5市町の中で、前項目の重点施策として「生涯学習関連施設をさらに整備していく」をあげているのは度会町のみである。

【5】生涯学習推進上、近年特に力を入れてきたこと

- (1) 公民館の新築、改築
浜島町
- (2) 図書館の新築、改築
阿児町、小俣町
- (3) 運動施設の新築、改修→具体的な施設名
二見町：町民グラウンド、テニスコート
浜島町：ふれあい公園
大内山村：プールの温水化
- (4) その他施設の新築、改修→具体的な施設名
伊勢市：生涯学習センター

- 阿児町：阿児町健康福祉センター
志摩町：文化会館
- (5) 生涯学習指導者バンク
伊勢市、南勢町
- (6) 生涯学習情報誌の創刊
玉城町
- (7) 学習相談窓口の開設
回答なし
- (8) 他部局との連携による事業→事業名
伊勢市：くらしと文化を考える市民フェスティバル
二見町：めおとフェスタ
南勢町：ふるさと発見健康づくりハイキング
- (9) 民間企業との連携→具体的に
二見町：文化フェスティバル
- (10) 施設の利用時間の延長、弾力化
阿児町、南島町
- (11) 学習ネットワークの構築
回答なし
- (12) 住民意識調査の実施
回答なし
- (13) その他（具体的に）
大内山村：出前講座の開設
- (14) 特はない
鳥羽市、度会町、御菌村、大王町
- 無記入：磯部町、

図書館の新築、改修など施設面の整備が多くあげられている点は他の地域と共通している。南勢志摩地域に特有なこととして、他部局との連携を積極的に図ろうとする市町が3自治体、民間との連携を図ろうとする自治体が1町あることが指摘できる。生涯学習推進のためには、様々な部局間の連携が必要不可欠であることは論を俟たず、こうした取り組みは、上述のようにユニークな取り組みとして創意工夫を凝らされたものとなっている。他の地域や市町村へ波及していくことを期待したい。ただ残念なことに、「特はない」との回答も4市町村あった。前項の「予算が少ない」との相関も半数でみられる。

【6】生涯学習推進上、近い将来に実現が予定されていること

再送付などを行ったが、残念ながら 2 町からは回答を得ることができなかつた。回答を行つた担当課名を見ると、生涯学習課（生涯学習係を含む）が 6ヶ所、社会教育課（教育委員会社会教育係を含む）が 3ヶ所、教育課が 1ヶ所、教育委員会が 5ヶ所である。

【1】生涯学習を推進するために設けられた特別の組織

ある：伊勢市：伊勢市生涯学習推進協議会（1996年に設置）

- ・生涯学習推進方策の策定
- ・生涯学習についての調査、研究

南勢町：南勢町生涯学習推進協議会（平成10年発足）

- ・生涯学習関係機関の連絡、調整
- ・生涯学習推進方策の策定
- ・生涯学習についての啓発
- ・生涯学習についての調査、研究
- ・出前講座のボランティア講師登録及び発掘

阿児町：阿児町生涯学習のまちづくり推進会議（平成7年4月1日施行）

- ・生涯学習関係機関の連絡、調整
- ・生涯学習推進方策の策定
- ・生涯学習についての啓発
- ・生涯学習についての調査、研究

ない：鳥羽市、度会町、大内山村、玉城町、小俣町、御薗村、二見町、南島町、磯部町、大王町、志摩町、浜島町

「ある」と回答があつたのは 3 市町であり、いずれも現在活動中である。伊勢市では審議機関的色彩が強いが、南勢町では出前講座のボランティア講師登録及び発掘を会の活動として行つてのこと、会の機能が多岐にわたつてることからわかるように、執行機関的色彩を併せもつてゐるようである。

なお、今回の調査では「ない」との回答を得たが、県教育委員会の把握しているところでは推進組織があるとなつてゐる、二見町（生涯学習推進会議）、小俣町（小俣町）、度会町（生涯学習推進協議会）、御薗村（御薗村総合計画審議会）を加えると、7 市町村（41.2%）となる（三重県教育委員会事務局生涯学習課『平成10年度便覧 生涯学習社会の形成をめざして』より）。県教育委員会資料では、総合計画の中で生涯学習を位置づけているが特別の組織をもつわけではない小俣町と御薗村を加えているため、厳格にいふと 5 市町となる。度会町は設置年度が不明確なため、現在全く活動していないため回答がなかつたのではと推測されるが、二見町では、「創造・コミュニティー・二見プラン」なる生涯学習振興に係わる推進プランが平成7年3月に策定されており、プランを作ることに終始して開店休業状態になったことと、担当

者が変わって、推進組織の存在が認知されなくなったのではなかろうか。モデル市町村の指定を受けて、プランの策定や組織の発足を行う市町村は多いが、人的体制の弱い町村では、指定を受けたときだけに終わってその後の発展につながらないことがよく見受けられるが、とても残念なことである。生涯学習はまさに継続こそが力となるのであり、大事なことで、それを実現する人的体制を取る必要が痛切に感じられる。

【2】生涯学習推進上、重要な役割を果たしている施設

伊勢市：公民館、図書館、文化会館、福祉センター、体育館、屋外スポーツ場、伊勢市生涯学習センター「いせトピア」

鳥羽市：公民館、文化会館

南勢町：公民館、文化会館、体育館、屋外スポーツ場、小中学校、漁村センター、農山村多目的集会所

阿児町：公民館、図書館、文化会館、福祉センター、体育館、屋外スポーツ場、小中学校

度会町：公民館、資料館、福祉センター、小中学校

磯部町：公民館、図書館、資料館、福祉センター、集会所、体育館、屋外スポーツ場、公園、小中学校

二見町：公民館、福祉センター、屋外スポーツ場

浜島町：公民館、図書館

大内山村：公民館、福祉センター、体育館

小俣町：公民館、図書館、体育館、屋外スポーツ場

御薗村：公民館、文化会館

玉城町：資料館、体育館、屋外スポーツ場、公園、改善センター

大王町：公民館、野外キャンプ場、小中学校

南島町：公民館、図書館、文化会館、青少年センター、集会所、体育館、カルチャーセンター・稽古塾

志摩町：公民館、文化会館、屋外スポーツ場

以上を集約すると、公民館14、図書館6、資料館3、文化会館7、福祉センター6、青少年センター1、集会所2、体育館8、屋外スポーツ場8、野外キャンプ場1、公園2、小中学校5、カルチャーセンター・稽古塾1、その他の公立施設3で、博物館、市（町村）民会館、地区市（町村）民センター、高等学校、その他の民間施設については回答がなかった。

概して教育委員会生涯学習（社会教育）課もしくは教育委員会の所管事業を行う施設をあげる傾向がみられる。公民館は玉城町を除くすべての市町村があげており、体育館、屋外スポーツ場も過半数を占め、これまで調査してきた他地域と比べ多い。他方、市民会館、市民センター、高等学校の回答が全くないのもこの地域の特徴といえよう。なお、本調査では、5自治体

- (1) 公民館の新築、改修
鳥羽市、御薗村、玉城町
- (2) 図書館の新築、改修
玉城町
- (3) 運動施設の新築、改修→具体的な施設名
玉城町
- (4) その他施設の新築、改修→具体的な施設名
玉城町
- (5) 生涯学習推進組織の設置→予定される時期
玉城町
- (6) 生涯学習指導者バンク
南勢町、玉城町
- (7) 生涯学習情報誌の創刊
鳥羽市、玉城町
- (8) 学習相談窓口の開設
鳥羽市、玉城町
- (9) 他部局との連携による事業→事業名
大内山村、玉城町
- (10) 民間企業との連携→事業名
玉城町
- (11) 施設の利用時間の延長、弾力化
鳥羽市：図書館の開館時間の延長
玉城町、南島町
- (12) 学習ネットワークの構築
浜島町、玉城町
- (13) 住民意識調査の実施
浜島町、玉城町
- (14) 答申、建議、意見具申→予定される時期と名称（仮称可）
玉城町
- (15) 生涯学習課（係）の設置（名称変更）
鳥羽市、玉城町、南島町
- (16) その他（具体的に）
伊勢市：遠方住民のための出前講座（平成10年10月開講）、伊勢市生涯学習フェスティバル
- (17) 予定されていることは特になし

度会町、二見町、阿児町、小俣町、大王町

無記入：磯部町、志摩町

玉城町がその他を除きすべての項目に回答したため、回答なしの項目が全くないのがこの地域の大きな特徴となった。施設面の整備は玉城町の他には鳥羽市と御園村に限定され、学習指導者バンクや学習相談窓口の開設、学習情報誌の創刊などソフト面での充実に力を入れているのも鳥羽市、南勢町、南島町、大内山村、浜島町の5自治体（玉城町を除く）である。「予定されていることは特にない」との回答も5町あり、全体的にこの地域が生涯学習振興にとってまだ発展途上にあることを伺わせるものとなっている。

【7】生涯学習推進について日頃からお考えのこと

回答のあった3市町について、原文のまま示す。

鳥羽市：・高齢者増加に対応する、プログラムの開発

- ・学校開放施設の必要性
- ・生涯学習講師団のネットワークの構築
- ・生涯学習に対する予算の増額

磯部町：学校教育と社会教育の誤りは？

生涯学習とは何か？磯部町として何が生涯学習なのか、進む方向というかー。

答えが出ていない中で、今事業を進めている状況です。

社会教育は社会教育法に則って活動できますが、

生涯学習は、生涯学習法がありません？

社会教育法に則って生涯学習を進めていけばよいのでしょうか

二見町：広域的な学習プログラム、又はイベントなどを企画したい

明治四年伊賀国騒動について

茂木陽一

はじめに

明治4年(1871)、廃藩置県後の津県支配のもとで伊賀国全域にわたる打毀騒動が発生した。「伊賀暴動」と通称されるこの一揆について、『百姓一揆総合年表』は、明治4年11月12日から14日、安濃津県管内の伊賀・伊勢両国、名張・伊賀郡等の中・瀬古口・比奈地・国津村外で発生した、租法改悪に反対して、名張・阿保・佐那具町などの商家をおそった一揆として、紹介している。¹⁾ この紹介の中には幾つかの間違いがある。第一に安濃津県は当時成立しておらず、一揆発生時点では津県管内であること、第二に、一揆が展開したのは伊賀国に限られ、伊勢国内には波及していないこと、第三に、被害を被ったのは商家よりも庄屋・大庄屋の居宅であったこと、第四に、名張郡内からの打毀蜂起があったのは11月11日の夜であること、などである。このように明治4年の伊賀国騒動については従来余りその実態が知られてきていない。本小論では、この一揆の実態を紹介するとともに、近世を通じてほとんど一揆が発生していない伊賀で、近世的支配体制の最後の段階において、なにゆえ全域にわたる大一揆が発生したのかを、時代状況との関連に留意して検討することを目的としている。

現在までのところ、この伊賀国騒動に関する本格的な研究は存在していないといってよい。いくつかの自治体史には、騒動の実態や性格に関する言及があるのだが、いずれも全面的なものとはいえない。それは、一つには史料的な問題によっている。従来この一揆に関する史料としては、「三重県史料」²⁾と「伊賀大騒動記」³⁾が、一揆の経過を記録したものとして紹介されていた。後者は作成者や作成時期については不明であるが、その内容は他の資料で確認できる部分が多く、記事内容については信頼できると思われる。

しかし、それらはいずれも明治4年11月の名張郡農民の蜂起とそれに続く伊賀全域に及ぶ激しい打毀しの様相を記したものであり、この11月蜂起に至る経過や騒動の原因などについては詳細に記されているとはいえない。

それに対して、中貞夫氏により初めて紹介された、この騒動に参加して処罰された者たちの取調記録である『伊賀国暴動件』⁴⁾は、騒動参加者の状況とならんで、この騒動の原因や諸他の特徴を詳しく知らせてくれる貴重な史料である。⁵⁾

本稿は、主としてこの史料に依拠して、伊賀国騒動の実態とその要求内容の分析を行っていく。

1 伊賀国騒動の実態

(1) 経過

伊賀国騒動は明治4年11月の名張郡強訴に始まる一連の打毀によって知られているが、11月

の強訴・打毀は伊賀国騒動全体の一局面であり、騒動の過程自体は廃藩置県後の大庄屋層を中心とする平高廃止・元高復帰要求の提出から始まり、一連の打毀騒動直後の各村々での質物無償返還・借財無利息返還要求の実現に至るものである。

①嘆願

山田郡鷹山村居住の名張郡大庄屋兼名張町年寄である山地覚之助の口書によると、明治4年7月から8月にかけて、廃藩置県直後の津県による平高廃止の布達が契機となり、伊賀国内各地の庄屋層から修補米・千石夫米の廃止要求が出されてきた。⁶⁾

平高とは内高の一種で、元高=検地高とは別に、藤堂氏が伊賀に入部した際、各村の毎年の年貢納入量の平均を40%で除した数値を平高と称したとされ、年貢諸役はこの平高に対してかかってくる。修補米というのは、およそ納入貢租量の10%にのぼる相当高い負担の夫米である。この修補米は、本来は、村普請の夫米夫錢を拠出するために村方に蓄える貯穀なのだが、天和元年以後、平高の4.1%の蔵入となり、実質的に年貢の一部になっていた。⁷⁾ 千石夫米も、「千石夫とは國初高千石の村より夫一人づゝ出させ公役に使たるを後世は村々に米にて取立御藏へ上納云々」⁸⁾ とあるように、夫役の代米納である。津藩において、夫米は天和元年以後本免に組み入れられるようになったが、千石夫米だけは、本免とは別個に取り扱われた。量的には、修補米の一割程度で、年貢総量からすれば大きな比重は持たない。

平高廃止の布達をきっかけに、伊賀国内の庄屋層の要望を受けて、大庄屋の中から歎願闘争を組織しようとする動きが出てくる。8月から9月の段階においては、本木村大庄屋の海津八郎兵衛が中心になって歎願書草稿を作成し、他の大庄屋を組織する。さらにこの草稿にしたがって大庄屋達は管内の各村々に一統歎願書を作成させるが、その歎願書は提出せず、口上書により県へ要求を伝える。一統嘆願書の存在を匂わせながら正式な訴願としてではなく、藩から譲歩を引き出すための武器にそれを使つていこうとしたのである。この一統嘆願書の要求箇条は正確に確認できていないが、元高復帰、修補米廃止、千石夫米廃止、新田畠年貢廃止、餅大豆米納の5箇条だったと思われる。

しかし、庄屋層の突き上げにより、県庁への歎願を強めざるを得なくなった大庄屋層は、手持ちの取引材料として使おうとしていた一統嘆願書さえも、県の渋い対応のために、ついに10月中旬には提出せざるを得なくなった。これに対する10月24日の津県の回答は、餅大豆米納の許可のみで5項目の歎願箇条のほとんどを認めないものであった。

県の回答を受けて、歎願闘争は第二の段階に入る。名張郡の場合についてみると、大庄屋覚之助は、10月27日、名張郷会所に村々庄屋を召集し、県庁の布達を伝えた。納得しない庄屋たちは、29日、夏穂村・名張築瀬村を除く各村の庄屋による連印状を作成する。11月1日、庄屋たちは上野にいた覚之助にこれを提出し、県庁への再歎願を強く要求する。これを受けて、大庄屋中は貢納米の内の15,500俵を無利息5年賦返済で借用することを妥協案として県庁に要求することになった。¹⁰⁾

一方、名張郡の庄屋層は再歎願に際しての大庄屋層への突き上げと平行して、小前層の歎願闘争への参加を組織し始める。名張中村の五人頭や小前層は、庄屋清右衛門による組織化に積極的に応ずると共に、近隣諸村の小前と連絡を取り合い、各所で竹槍の作製を進めるなど、強訴の準備を開始した。こうして、11月1日以降、小前・五人頭・庄屋層による再歎願貫徹の動きと、大庄屋層による貢納米拝借という妥協策とに、伊賀国内百姓の運動は分裂・重層化していく。

②強訴

11月7日、千石夫米廃止と15,500俵の拝借米不許可が県から伝えられる。¹¹⁾ 大庄屋層による妥協策の実現は県の強硬姿勢の前に失敗したわけだが、既にその前日の11月6日、名張中村においては、小前層が強訴へ向けて動き始めていた。小前たちは、11月3日以降、庄屋から歎願闘争の状況を聞かされ、数回の村寄合を重ねながら、交渉の進展の様子を聞く中で、次第に強訴への決意を固めていった。

特に、6日の集会で、交渉不調の模様と、その原因が名張築瀬村、夏秋村の両庄屋が連印に加わらなかつた事にある、という庄屋の説明を受ける中で、両庄屋への制裁と強訴による要求貫

表1 名張中村覚次の動き

日時	場所	事項
10/20	福成就寺	庄屋清右衛門が、五人頭に平高等の歎願の件を話し、小前に対しては口外しないように要請する。
10/29		清右衛門が、五人頭に対して、再願に関しての小前一統の合意をとるよう要請する。
10/29	五人頭佐平次方	餅大豆米納許可と、それ以外の要求項目の不許可、再歎願についての庄屋清右衛門の要請を聞く。
10月下旬		清右衛門より、五人頭に対し、上野行きの件が話され、いざというときの強訴の教唆と各組ごとの村役人宛歎願書の作成を命じられる。
10/末	佐平次方	11月からの清右衛門の上野行きに向けて、再歎願の尻押しのため、庄屋宛の歎願書を作成し、佐平次へ渡す。
11/3	福成就寺	五人頭9人と小前8人が寄合。名張郡庄屋中の歎願の様子の聞き合わせを依頼される。 「柏原村の最初の要求は、山手米運上・渋運上・千石夫米運上免除であった」が、再歎願ではそれに本高を加えた。
11/3	村内各所	小前達が、竹槍の準備を始めた事の報告を受ける。
11/5	宮拝殿	村内寄合、覚次より五人頭に対し、柏原村の様子を報告する。
11/6	福成就寺	上野での交渉不調の報告と、その原因が一部の庄屋（小川弥蔵、岸本平次郎）の不団結にある事を吹き込まれる。清右衛門の教唆により、小前一統が強訴の提起をする。
11/8	瀬古口村	五人頭甚治郎・甚兵衛が瀬古口村源助と面会し、再歎願を庄屋に提起するよう要請される。
11/10	福成就寺 庄屋方	五人頭の寄合に、瀬古口村源助・利兵衛・孫兵衛がやって来て、歎願不許可の場合の強訴を提起する。 佐平次・利右衛門が、庄屋清右衛門方で大庄屋の様子を聞き合わせる。
11/10		五人頭、小前9人が寄合。瀬古口村源助らが参加して、歎願が通らない場合の強訴を打ち合わせる。 急所普請を名目に村民を動員・屯集させる計画がたてられる。 瀬古口村勇次郎が、上比奈知村の者に強訴の事を話す。
11/11	宇広坊	朝、下比奈知村の者が瀬古口村勇平に強訴参加を告げる村民を動員し、3ヶ所で火を焚く。瀬古口村も同様に屯集し火を焚く。これを見て、長屋村・柏原村が様子を聞き合わせてくる。
11/11 八つ半		瀬古口村源助が、宮拝殿にきて打ち合わせ。 一ノ井村から聞き合わせ。
11/11 日暮		庄屋清右衛門が帰村し、宮拝殿で寄合。強訴中止を命ずる。 五ツ半時、丈六村辺で多数が屯集。瀧長・坂上・三谷・一之井・瀧口より詰合。 安部田付近でも、火焚、鐘・太鼓働き、屯集。 丈六・檀村より押し寄せ、田中の藁に火をつけ、不参加には焼き討ちをかけると脅され、中村村民は残らず参加する。 名張新町橋南詰めで打ち合わせ、名張へ入り込み、小川弥蔵宅を打ち壊す。
11/12		夏穂村岸本平次郎宅を打ち壊す。 その後、八丁繩手に引き返し、重役の説諭を受け解散する。

※「中村覚次口書」（「伊賀国暴動事件」【史料番号二】）より作成

徹が、五人頭や有力小前百姓の談合の中で準備されていく。¹²⁾

その強訴準備は表1のようなものだった。第一に、周辺諸村の歎願状況や村内の動向に関する聞き合わせが行われ、第二に、強訴に際しての一般村民動員の方法についての検討が、この中村の実行グループの中のみならず、近隣の瀬古口村や上比奈知・下比奈知村などの実行グループとも合同して行われた。第三に、それと平行して「覚次杯源助へ向、津表ニ而先年一揆有之節之本を借り、覚次ニ読聞せ貰ひ候と相呴候處、源助より右本をかし吳候様申ニ付、居村勘助方へ取ニ遣し貸渡し申候」と、実行グループの中で、強訴のやり方に関する学習が行われた。この津表の一揆とは、寛政8年(1796)12月に発生した津藩寛政大一揆のことである。この一揆に関しては「岩立茨」をはじめとする多くの記録が作成され民間に流布していたが、80年近く前の先達の体験を自らの行動の指針として学習しようとするところに「一揆」の持っている民衆的正当性を感じとることができる。一揆の伝統のない伊賀においても、実はこのような形で伝統は継承されていた。

こうした準備を進めた上で、11月11日には、中村の実行グループは屯集・火焚を行って周辺諸村に対する示威を行い、長屋・柏原・一ノ井・安部田など、さらに強訴参加村を増やし、それらの参加村と一体となって、同夜名張町に押し掛け、一統連印に加わらなかった築瀬・夏穂村の庄屋を打毀し、名張北方の八丁縄手に屯集した。

この名張郡強訴は、確認できる限りでは、打毀しの対象は名張・夏穂村庄屋に限定され、しかもその打毀しの理由は、「両人者難渋成小前之咽メニ有之、若御聞済ニも成り不申節ハ折を以此譐憤はらし致し可申」と百姓一統の団結の破壊者=裏切り者に対する制裁であった。この打毀しとその後の屯集は、すぐに津県史生長谷川周助、大庄屋覚之助らの説諭と強訴勢の要求箇条の承認によって終息し、参加者は12日に解散・帰村した。

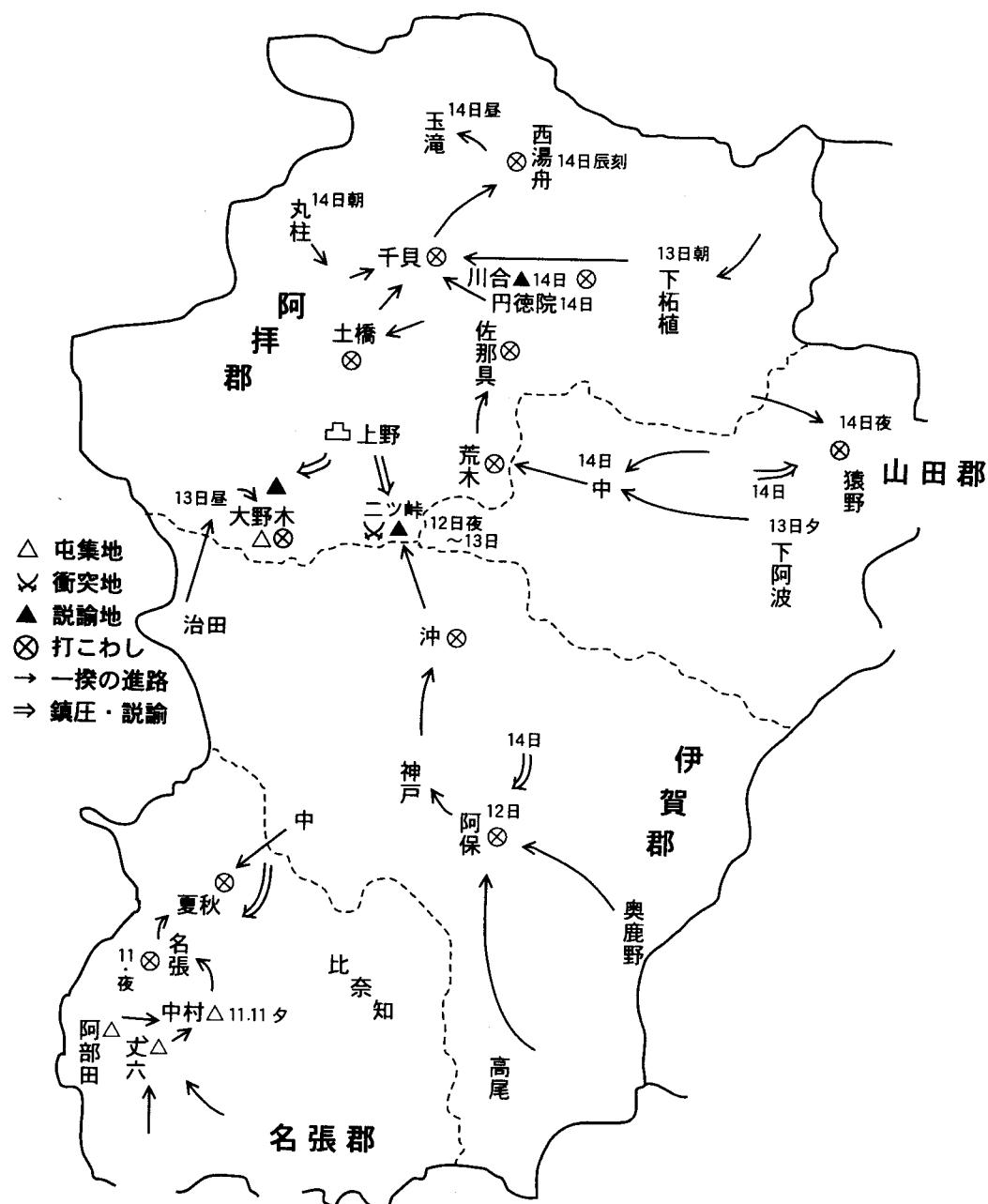
③打ちこわし

名張郡南部諸村の強訴と並行して、11日夜から翌12日にかけて、伊賀郡諸村からの参加者が上野の津県支庁をめざして各所を打毀しながら北上していく。上野町南部の二つ峠に至って、上野在住の士族隊による銃撃を受け、死者2名を含む多数の被害を出した後、権大参事佐々木亦四郎の説諭を受けるが、ここでも要求の一部が承認された事により一揆勢は解散した。この伊賀郡勢の行動は基本的には名張郡勢と同じ性格の動きであると見ることができる。

名張・伊賀郡集団の強訴により、平高・修補米・千石夫米廃止の3箇条の要求が県官によって承認されると、その旨が直ちに伊賀全域に急回状で伝えられる。ところが、その要求承認が明らかになった時点から14日にかけて伊賀国北部の山田郡および阿拝郡の各所で打毀が開始され、大庄屋層が軒並み攻撃していく。大きくみて阿拝郡西部の集団と、同郡東北部・山田郡の集団が異なった動きを示しつつ成立していった。

阿拝郡西部集団においては、13日昼から打毀勢が形成され始め、大野木村内で攻撃目標の決定が行われた。そこから同村大庄屋直井庄助宅の打毀を行い、朝屋村において県官の説諭を受

【伊賀国騒動展開図】



けて一旦は解散するが、13日夕刻になり再度長田村近傍から打毀勢が組織され、嶋ヶ原村方面へ向け進んでいく。¹⁶⁾

阿拝郡東北部と山田郡の打毀は、山田郡下阿波村近隣においては13日夕刻の蜂起から始まった。その蜂起は、名張郡強訴により認められた平高・千石夫米・修補米廃止の急回状の到着が契機になっていた。下阿波村では近村の小前ともども庄屋も加わって荒木村の大庄屋海津八郎兵衛宅の打毀を目的として蜂起勢が組織されていった。¹⁷⁾また下柘植村では、蜂起が13日朝から始まった事が確認できる。¹⁸⁾この地域の蜂起は、海津八郎兵衛、土橋村の菅野直蔵、湯舟村の服部甚蔵等の大庄屋と、下友田村の川合久治、山田郡猿野村の恵村重郎右衛門らの組合頭に対する打毀しを行いつつ拡大していった。14日の川合村天王での県官の説諭により次第に鎮静化し、同日夕刻津県庁よりの兵隊300名の投入により蜂起勢は四散した。こうして、14日中には説諭と県兵隊の軍事力により打毀騒動は抑え込まれた。

以上のように、11日から14日にかけての伊賀全国にわたる打毀騒動は、名張郡、伊賀郡、阿拝郡西部、阿拝郡東北部・山田郡の四つの集団によって担われていた。それらのうち、名張郡の打毀は、庄屋一統の議定に加わらなかった者への制裁という側面を持ち、大庄屋に対する攻撃を行わなかつたことと、蜂起の最初の段階で県官よりの要求承認を引き出した点で津県上野支庁に対する惣百姓強訴としての特徴を持っている。伊賀郡集団の上野をめざした攻撃も名張郡と同様な惣百姓強訴としての要素を共有している。

他の二つの打毀勢の行動についてみると、主たる攻撃目標は、大庄屋・組合頭層であり、直接上野支庁を目指す行動はとっていない。しかし、海津八郎兵衛は、伊賀国騒動の前半の段階である歎願闘争の中心人物であった。その海津を始めとする大庄屋層が攻撃されたのは、歎願闘争の中で大庄屋層が3箇条要求を15,500俵拝借要求に切り替えて県官との妥協をはかろうとし、しかも失敗したことが、惣百姓に対する裏切りと認識されたからに外ならない。したがつて、この点では名張郡における打毀と共通する要素を持つ。

蜂起集団は相互に直接の連絡や指導関係はない。すなわち、伊賀国騒動の全過程を指導した指導部というようなものはないのである。それゆえ、個々の蜂起集団はそれぞれが県による要求の承認を求めることがある。後半の北郡蜂起は県との関係からいえば、南郡に対して承認された要求箇条を自らにも直接確約してもらい、さらにそれに要求の上乗せをしていくためのものだったと考えられる。

④終息

このように、歎願闘争・強訴・打毀という過程を通じて伊賀国騒動は一揆としての性格、すなわち藩=領主に対する百姓一統・村方一統の衆力による要求闘争という性格を貫いているが、難渋人層による「世直し」的要素もこの伊賀国騒動の過程において確認する事ができる。

例えば、11月14日の阿拝郡円柱村農民の「私より、近年瀬戸方借財多分に相成有之候ニ付、右は何卒百ヶ年賦済に被成下度段御願申上置」という要求や16日の阿拝郡円徳院村難渋人の

「村々ニ而借貸帳消、現質無錢ニ而受出し候風聞有之ニ付、私共申談、現質品物無錢ニ而取戻し、無引当借者忍借之義ニ付二十ヶ年賦、御印付証文借者四ヶ年賦ニ致貰度旨私共申談」じた上で「右賦済之書付写取、外村へ落文仕候」という行動、また同日の名張郡丈六村小前の「村方富家之者ヨリ見舞いとして酒飯被振舞候ニ付、丈六寺にて一統打寄酒飯請居候」際に、庄屋より「猶又質地証文、衣類諸道具引当借り之分、当年之処は質地証文は無利息、引当借りは無錢ニテ出し貰候様御取計可被下旨被仰下²¹⁾」という回答を引き出した行動、17日の山田郡出後村小前の「此度御聞済ニ相成候ケ条之外ニ下方ニ而金錢借り入惣帳消ニ致貰度義ヲ推願仕度旨申出シ候」という要求、それに対する提案としての「自然御返下等も被下候上者富家之向キヘ難渋人ヨリ助成之儀ヲ願候而も不苦儀ニ付帳消ニ仕度願者甚不宜²²⁾」などは、難渋人達の要求が、租税輕減に関わるもののみならず、それ以上に施米・施金、質物無償返還、借金返済延期・輕減、借財惣帳消し、質地の無利息返還などの「世直し」的な部分にある事を示している。

また、打毀被害者の中には、豪農商層と見ることのできる者も相当数含まれている。

しかし、これらの要求は、いずれも伊賀全国内にわたる打毀し騒動が終息してから、騒動状況が残っている中で各村内の寄合において提出されたり、県官の説諭の際に諸他の要求の一つとして提出されたものであり、再びこれらの豪農商層に向けられた要求を機軸として全伊賀国内に及ぶ「世直し」状況が出現する事はなかった。

また、この時期の諸物価低落を反映して、米価や諸色引下要求は全く現れておらず、借財破毀要求も惣百姓強訴の論理の前に前面に押し出す事はできなかった。騒動状況の中で、各村各地域ごとの借財返済緩和を獲得する事で終息し、「世直し」的要求が、豪農商層たる大庄屋・組合頭層への打毀への惣百姓の動員の軸となる事はなかった。

(2) 伊賀国騒動の成果

この騒動の結果、特に名張郡・伊賀郡農民の強訴の前に、県の参事・史生は自己の判断において、平高廃止と修補米廃止を容認した。直轄府県支配のもとでは、一揆=強訴による要求承認は、たとえそれがある程度やむを得ないものと考えられてもいつさい拒否し、一時的に県官が便法として要求承認をしても、鎮圧後にはそれらが破毀されるのが通常である。

しかし、伊賀国騒動においては修補米廃止が県官により承認され、その後の津県官員の大蔵省への報告と専断処置の待罪伺に対して、大蔵省は「三重県ヨリ旧津県管下伊賀国農民辛未歳騒擾ノ際村方ノ歎願ニ由リ免除セシ修補米ノ原因ヲ別記シ進達セリ因テ正院ニ稟シテ右修補米ハ固ヨリ租税外ノ積立米ナレハ村民ノ情願ニヨリ免除スヘキノ理ナリトイヘトモ県官ノ専断ヲ以テ処分セシハ違令ナレハ相当ノ譴責アルヘシト云ヘリ²⁴⁾」と、津県の処置を譴責処分付きで追認している。

明治4年7月24日に、同年の租税徵収は旧慣に従うとの太政官布告が出され、各藩独自の租税制度については、基本的に翌年以降に改革することとされていた。津県の処置に対する追認は、明らかにこの時期の津県の状況と勘案させてみれば、暴動再発を慮ばかってのものと考え

られる。

百姓達にとっては元高復帰要求それ自体が目的のではなく、それと連動させた免率の減少が実質的な要求だったが、それは実現せず、形式的な側面での元高復帰が実現した。千石夫米は、前述の経過で政府によって容認されており、実質はともあれ一揆勢の要求した主要3箇条は総て実現した事になる。

政府・大蔵省は、租税に関する一揆の要求は、どの府県で承認してもそれがただちに全国一般の問題に発展すると認識していたから、全国的な正当性を持たない限り承認せず、一揆＝強訴に対しては銃器の使用を含む徹底的な弾圧の体制をとっていた。そのような太政官政府に対してこのような成果が可能だったのは、廃藩置県後の一揆・騒動の激發という状況の中で他領域との同一の取扱いを要求する伊賀国騒動勢の要求の正当性と、それに対応する津県権力の動搖という要素が加わった結果である。

(3) 騒動における対立関係

11日から14日の強訴・打毀の参加者の構成上の特徴についていえば、次のように考える事が出来る。

名張郡強訴とそれに引き続く各所での打毀は、いずれも村ぐるみの動員という性格が強い。したがって、強訴・打毀の参加者に関しては特段の階属性を確認する事は出来ない。

大庄屋、組合頭層は攻撃される対象であるし、強訴・打毀に際しては説諭・鎮静化をはかる側に立っているので参加者はいないが、庄屋、五人頭層になると前述の米岡村庄屋の

表2 伊賀国騒動処罰者リスト

1) 典拠で「暴動作件」とあるのは「伊賀國暴動作件」(『三重法経』104号)、「処刑録」とあるのは、法務省図書館所蔵「明治五年 処刑録 三重県」。
2) 表中に「如何所行」とあるのは、「如何所行有之」と記されていることを示す。

ように積極的に参加する者が相当程度出現している。

一揆集団の指導層はどのような人々かを考えるために、取調内容が判明する52名について表2により検討してみる。²⁵⁾ 大庄屋の覚之助は不応為輕に処されているが、これは、初発の歎願闘争の組織者の一人でありながら打毀を免れた事によって、騒動のきっかけを作った責任を問われたものであり、強訴・打毀の参加者に対する処罰とはその意味が異なる。身分が判明する者についてみれば、庄屋・庄屋伴・年寄が3名、五人頭が4名、平百姓が29名となっており、五人頭・平百姓の小前層が、強訴・打毀の主体であった事を示している。

これらの中でも、名張郡中村の3名は、違令の重に処されており、他の強訴・打毀参加者より一段重い処罰となっている。これは、中村が名張郡強訴の中心＝発頭村であると認定された事によっている。県としては、名張郡南部諸村が、全国内にわたる一揆＝騒動の事実上の発頭であると考え、そこで中心的働きをした覚次らの処分内容を一段重くしたのである。そして、覚次自身も自分が強訴の中心人物であるという自覚を持っていた。²⁶⁾

また、他の処罰者の中には、下阿波村の弥藏のように庄屋でありながら率先して大庄屋の打毀に向けて近隣諸村を組織しようとしたり、玉滝村の庄屋伴孫一郎のように、北半国の大頭取たらんとした者が存在する。彼らは自覺的に打毀集団を組織し、各村の小前層を率いて打毀を行っている。²⁷⁾

以上からみて、参加者の構成は次のようにいえる。伊賀国騒動全体の一貫した指導部＝組織者は存在しない。前半の歎願闘争においては、庄屋・大庄屋層が中心となって、五人頭や小前の支持を受けつつ対県闘争を遂行した。後半の強訴・打毀段階においては、その発端を作ったのは明らかに名張郡南部諸村の小前層であった。彼らは計画的に強訴の準備を行い、一定の地域的連絡網を作り上げた結果、名張郡集団、伊賀郡集団という二つの蜂起グループの組織化に成功し、伊賀国騒動の対県強訴の局面を主導したといえる。しかし、後半局面全体を通じては、五人頭・小前及び若干の村役人層が、各蜂起集団の指導部を構成し、その周辺に小前層を中心とする打毀参加者、さらに村ぐるみの動員により参加してきた隨行者を伴って、闘争の裏切り者と認定された庄屋や大庄屋の打毀を行い、その打毀しの威力の下に県官に対して自分達の諸要求を突きつけて、その実現をはかろうというものであった。したがって、この中で

表3 伊賀国騒動被害者リスト

町村名	暴事件	大騒動記	身分等
名張郡 梁瀬神町	小川弥蔵	松藏 他3軒	庄屋
夏穂 大六	岸本平次郎 市三郎		庄屋
伊賀郡 阿保		俵屋 他4軒	旅館
猪田 才良 沖		森田源兵衛 1軒	大庄屋
衣那具		島地源治 他3軒	郷役人
阿波郡 大野木 荒木 土橋	直居庄助 海津八郎兵衛 菅野直蔵	直井庄助 海津八郎兵衛 菅野直蔵	大庄屋
三田 湯 舟瀧 四十九 下友田 千	服部甚蔵 磯矢直助	谷口某 本城某 服部甚蔵	大庄屋 大庄屋 庄屋 庄屋 庄屋
円徳院	川井久治 宮田庄蔵 稻垣又蔵 稻垣又八 長右衛門 弥右衛門 宮川隼之助	福田泰右衛門	組合頭 庄屋
山田郡 猿野	恵村重郎右衛門	江村重郎兵衛	組合頭
不明		20軒	
17日分		1軒	
合計	16軒	47軒	

*「大騒動記」は、久保文武「明治四年の伊賀大騒動の一資料」（『伊賀郷土史研究会会報』第2号）

貧農・半プロ層は独自の役割を果たすに至っていない。

この伊賀国騒動の強訴・打毀の過程で被害を蒙った者の性格を検討しておこう。

打毀の対象は主として大庄屋及び組合頭層である。『伊賀国暴動事件』で確認できる被害16軒のうち大庄屋は4軒、組合頭は2軒、庄屋が3軒打毀されている。²⁸⁾ 大庄屋や組合頭は伊賀国内における豪農層であるから、彼らに対する攻撃は、彼らの地主・高利貸資本としての側面に向けられた要素も含んでいたと考えるべきであろう。例えば服部甚蔵の明治初年における高利貸資本としての活動は、小前百姓の対極にある動きを示している。²⁹⁾

しかし、打毀参加者の共通の認識としてあったのは、彼ら大庄屋が、小前の要求を握りつぶし、要求内容のすり替えを行った裏切り者であるということである。

以上のように、打毀参加者の構成と、打毀の被害にあった者の性格を併せ考えると、打毀における対立関係は一部の村役人層を含む活動的な小前・五人頭層の下に多数のアクティヴ層が結集し、村ぐるみの動員強制により参加してきた貧農・半プロ層を含む小前農民層を指揮して、歓願闘争の最終段階で運動を分裂させた大庄屋・組合頭及び一部の庄屋層に対する徹底的な制裁としての破壊を行うものであった。特に北部の地域では、このような打毀しによる騒動状況を作り出す事で県官の出張・説諭を引き出し、そこにおいて更に新たな諸要求を提示していくという動きにもなっていた。

2 騒動の要求

この騒動は、明らかに年貢・諸負担の減免をかち取るための一揆であった。一揆の過程は、この減免要求の表れ方と密接な関連を持って展開している。

初発からの参加者の要求を、一揆の展開過程に即して検討してみると、要求の現れ方にもおよそ5つの段階がある。それは、①大庄屋海津八郎兵衛主導の初発段階における、平高廃止・修補米廃止・千石夫米廃止・餅大豆米納許可・（新田畠年貢廃止）という要求 ②再歓願段階における貸上金返金、国割金減免等の小前層の要望を基底に置いた平高・修補米・千石夫米廃止の3箇条要求 ③更に再歓願の困難な状況を見て取った大庄屋による15,500俵拝借要求の提出と、小前・庄屋層の3箇条要求との分裂 ④名張郡・伊賀郡強訴段階における小前層の貸上金返還や国割金減免などの諸要求 ⑤強訴・打毀終息後の各村における諸借財帳消し・年賦返済、質物・質地無利請戻等の「世直し」的 requirement である。

これらの内、②や④の中にみられる貸上金・国割金などの問題こそが実は基底的 requirement であると考える。以下それぞれの要求内容について検討してみたい。

(1) 平高廃止、本高復帰要求

平高について、これが統一要求の第一に挙げられている理由は、覚之助の「左候へ者本高ニ二倍余延有之村々者御免合十以上ニ可相成、御免札与者十以下之御名目ニ御座候由聞伝居候段

申上候³⁰⁾」という主張から明かである。元高復帰と従来の免率の維持によって納入貢租量の減少をはからうとしている。それ故、小数ではあるが平高が元高よりも少ない阿辯郡西之沢村のような例では、元高復帰を迷惑としてこれに反対する事になる。³¹⁾最初に打撃された名張築瀬村、夏穂村もそのような元高復帰によって村高が増加する例に属していた。一揆側が平高を廃止しようとする際の要求の根拠は、廢藩置県によって他領一統の状況が現出したにも関わらず、津藩=津県独自の制度としてこの平高制が存在していることの不当性にあったといえる。この点を示したものとして阿辯郡湯舟村の大庄屋服部甚蔵は、「右乱妨之趣意伊賀国は平高を以貢米御取立且堤防方諸普請平高壱石に付米三升六合式勾つゝ納來り有之故王政御一新ニ付小前之者深き思慮無之他国には平高無之猶又修覆米等も納め不申由故右両条御廃止被下度段辛未年八九月頃より毎々欲出候得共³²⁾」と述べており、王政御一新が根拠となって他国他領と異なる年貢制度の撤廃が小前層の中で、正当化されている事情を見ることができる。

この元高復帰要求は強訴に際して承認されたわけだが、他の一揆のように後で反故にされるということはなかった。明治4年の免札のいくつかを見てみると、元高に賦課されている例が確認できる。³³⁾しかし、一方で免率はそれ以前より高くなっている、実際の貢租納入量は減少していない。農民たちの要求の本音の部分はすり替えられている。そして、その本音の部分を実現するためには、津県程度ではなく、より大きな明治政府そのものを対象とする闘いに向かわなくてはならないのである。

(2) 修補米・千石夫米廃止

修補米廃止は、強訴への説諭の過程で県によって承認され、しかも、それが大蔵省によっても追認されている。年貢については旧慣を維持するとした方針に反してこの要求が承認された根拠は、それが本来農民間の自主財源であるという判断にあるが、修補米が実質的に貢租そのものであり、しかもそれが総収納高の一割にも及ぶものであることを考えると、これは農民の側の大きな成果といふことができる。このような雑税廃止をかち取ることが出来た状況が、廢藩置県後の一定時期に存在していたのである。農民の側でこの修補米廃止を強く要求した根拠もまた、平高廃止と同様にこれが津藩独自の制度であり、他領にその例がないということであった。

千石夫米に関しては、強訴に先立つ歎願段階で県の側が廃止を承認した。廢藩置県以前に、旧幕領地域を管轄する府県において御伝馬宿入用・御藏前入用・六尺給米の高掛三役が廃止されたが、それを根拠に廢藩置県以後の各府県においても夫米永錢を廃止することが、租税旧慣維持の例外として布達された。³⁴⁾これによって、津県としても廃止の名目がたつことからこれで一揆の鎮静化がはかれるとして判断したのである。

このように、太政官政府の廢藩置県後の貢租制度に対する対応は、単純に収奪強化のみではなく、直轄府県制において実施されてきた諸措置のある部分については、旧藩領へそれを適用実施するというものであったから、状況によっては、貢租減につながる根拠ともなったのであ

る。そして、注意すべきなのはそのような状況をふまえて、その論理を拡大していくことで民衆の間の貢租減免に関する活動が活発化したということである。平高廢止や、修補米廢止要求も他領にない制度を廃止し、他領一統とすることで減免をはかるという論理が流れている。このことを考えると、廢藩置縣後の一揆の多発というのは、このような支配の側の変動に民衆の側が敏感に反応し、変動の状況を積極的に自らに有利な物に作り替えていくこうとする能動性の結果であったということができる。

(3) 諸借財・諸借金の減免、返還要求

これらの要求は、騒動参加者から地主・豪農商層に対して行われたものであり、県に対する要求ではない。また、質物返還・諸借財免除要求が中心であって、幕末・維新期の世直し騒動の特徴である物価引下や米安売り要求は見られない。これは、明治3年後半から5年にかけての諸物価、特に米価の低落を反映している。幕末開港以後の全般的な物価上昇の局面の中で、米価引下要求は世直し層によって農民諸層を組織化していく重要な要素であった。それがこの騒動では米価の下落によって相対的に比重を増した年貢減免要求が前面に出る事になった。したがって諸借財の破毀要求が散発的に出されてもそれが騒動参加者全体の要求としての正当性をもてないのである。そのことは、例えば山田郡農民が「此度御聞済ニ相成候ケ条之外ニ下方ニ而金錢借り入惣帳消ニ致貰度義ヲ推願仕度」と借財破毀要求を行ったのに対し、名張郡強訴の中心人物であった中村の覚次が「元來此度之一揆ニ就而者願之ケ条ニ貸上金御返下及歎願有之ニ下方金錢借り帳消ニ願候而者御返下願之差支ニも相成」との理由で拒否するような状況として表れていた。^{3.6)}

(4) 国割金減免要求

国割金の負担は、明治初年にとりわけ大きなものになっていた。そのことを「身代帳」は、「已年国割入用不容易相嵩平高百石ニ付凡年六月取立錢八十五貫文候暮取立平高百石ニ付錢百貫文都合錢百八十五貫文相掛り廿年以前の頃とは百倍にもおよび一統迷惑の事に候。尤東海道土山坂下両宿人馬繼立方助郷附属被仰付有之ニ付右助郷方當国分去々辰年五月・當已暮迄入用凡金三万八千両余におよび候ニ付前頭之通國割高掛り相嵩候也」と記している。すなわち、国割入用の負担が20年前の100倍に及んでおり、その急増の主因となった東海道土山・坂下宿の助郷負担が1年半の間に38,000両に及んでいるとされる。伊賀国12万石の石高に割り付ければ、1石当たり金1分以上に及ぶ金額であった。^{3.7)}

3 貸上金返還要求と津藩財政

(1) 貸上金返還要求

以上のような諸要求と並んで、小前農民層の最も基底的な要求と思われるものに貸上金返還

要求が存在する。貸上金とは、幕末維新期に累積した藩債のうち、領国内の一般民衆に賦課した御用金のことである。

明治2年の津藩「現米総高取調並公廨入費区別書」³⁻⁸⁾では津藩藩債の新旧古債総額は212万両余で、うち60万両弱は寛政以前の旧債となっている。津藩の年収は、全て給祿と政費に費消され藩債消却に振り向ける余地は殆どない状態である。「三重県史料 制度部会計」³⁻⁹⁾によれば、明治5年5月から6年3月までの間に処理され新県に引き継がれた分は、新債37万余円、旧債50万余円、合計88万円弱であった。したがって、120万余円の債務は、切り捨てられたことになる。また表4に示したように、津藩の「旧藩藩債取調帳」⁴⁻⁰⁾によれば、廢藩時に引継がれた藩債のうち伊賀国内分は32万円弱、そのうち在方分は20万円で上野町分11万円の約2倍である。

藩債処分により藩債総額のおよそ6割が切り捨てられ、4割が引き継がれた。債務の過半は、切り捨てを受けたことになる。引き継がれた藩債の中心は元治元年以降の新規の貸上金分と、同年に開始された元治講の講金分で占められている。⁴⁻¹⁾

表4 津藩伊賀国内藩債状況

(円)

	1863	1863 -1868	1864 -1868	1864	1865	1867	1868	1869	合計	1874残額
上野町		5,124	26,901	3,490	1,100	22,729	0	56,653	115,997	68,681
在 方	5,000	0	45,525	4,802	1,900	35,969	73,665	36,402	203,263	160,281
伊賀国計	5,000	5,124	72,425	8,292	3,000	58,698	73,665	93,055	319,260	228,961

1) 「旧藩藩債取調帳」(三重県庁所蔵)より作成。

2)「1863-1868」とあるのは、文久三年より慶応四年迄を一括した分、「1864-1868」とあるのは、元治元年より慶応四年までを一括した分

この御用金の賦課対象者を見ると、けっして上野町内の都市特権商人に限定されているのではなく、広く在方の大庄屋層を軸とする豪農商層もその対象になっている。さらにそれのみでなく、より広く一般小前層も御用金負担を免れることはできなかった。伊勢領の例であるが、明治4年12月に、津県庁より管内諸村に対し調達金の残額調の書式が達されている。そこでは、①文久三年新義倉 ②卯年調達 ③辰年調達 ④一次調金 ⑤元治講調達、の五種類の調達金が調査対象になっている。このうち④以外は身元に応じて小前農民一般も負担させられている。⁴⁻²⁾

「旧藩藩債取調帳」にみる津藩伊賀国内藩債状況と対照させてみると、伊賀国在方の負担の合計は21万両と伊賀国分津藩藩債総額の3分の2に達している。幕末維新期の御用金の実態は、名目上は個人受けや大庄屋受けとなっていてもそのほとんどは村方一般の負担であったということになる。

この点を伊賀郡上林村の事例をもとに検討してみたい。

同村は、上神戸・下神戸・川村と共に神戸四郷の一つで、明治4年時点の持高合計は380石余、家数は77戸である。⁴⁻³⁾

同村の明治6年12月23日付「諸貸上金売払代金割渡帳」⁴⁻⁴⁾は、藩債処理による公債の割当を受けた上で、公債の償還を待てずに、上林村として神戸村の商人にこの公債証書を売却した代金を

各村民へ割り渡した際の記録である。表5によると、公債額面金額は旧債197円、新債164円、合計360円であるのに対し、売却金額はそれぞれ39円、84円、合計124円である。元金の約3分の2に相当する240円は実質的な切り捨てになった。とりわけ、旧債分についてみればその売却代金は元金の20%にしかなっていない。幕末期以降の貸上金はこうして貢租収奪に転化したの

表5 上林村の諸貸上金状況

(円)

持高	台場貸上	卯年貸上	旧債			新債			新旧債合計	
			元治講	旧債計	同割渡	辰年分	新義倉	新債計	同割渡	合計
5. 563	1. 531	8. 82	14. 618	25	4. 994	18. 9	1. 063	19. 963	10. 68	44. 932
3. 515	1. 531		7. 309	8. 84	1. 768	28. 35	2. 126	31. 476	16. 305	39. 316
8. 729	0. 939	8. 82	7. 309	17	3. 41	14. 175	0. 532	14. 707	7. 868	31. 755
4. 837						0. 473		0. 473	0. 253	0. 473
4. 321						0. 473		0. 473	0. 253	0. 473
4. 228						0. 473		0. 473	0. 253	0. 473
上林計	16. 538	49. 392	131. 57	197	39. 499	144. 59	9. 568	154. 153	82. 472	351. 65
										121. 97

- 1) 「明治六年一二月二三日 諸貸上金売払代金割渡帳 上林村」（上林村岩名家文書）より作成。
- 2) 台場貸上は文久3、元治1年にわたる貸上金、卯年貸上は慶応3年分、元治講は元治1～慶応3年までの分、辰年分は慶応4年、新義倉は明治2年分である。
- 3) 持ち高が記載してある6名は、新旧債合計の上位三名と下位三名である。
- 4) 旧債の売却代金は債権額100円につき20円、新債は100円につき53.5円である。

である。

貢租収奪に転化した240円は、石代相場1石当たり3.6円で換算して、明治6年の「貢米請取手札控」による同村の貢米総額112石に比較すると、およそ60%に相当する。太政官政府による旧藩債処分に当たっては、都市特権資本に比して相対的な優遇を受けた農民層にとってもその実態はこのようなものであった。

同村の77戸の百姓の内、貸上金の負担があるのは、48名であり、45円から0.47円までの間に分布している。照合不能の10名を除いた38名の貸上金額と持高の相関を見ると、ほぼ持高と債権金額が照応している。5石以上層の7割が貸上金を負担し、平均9円の金額であるのに対し、5石未満層は3割が貸上金を負担し、金額も平均3円弱である。また債権を持っていない30名の農民のほとんどは3石未満であるから、村方の貸上金負担は中層以上の階層にかかっている事になる。

同村の貸上金の時期別・費目別・個人別の負担をみてみると、文久年間の台場貸上に始まり、明治元年の辰年分まで、年を追って金額、賦課人員共に増大している。これは年を追って藩財政の窮迫が拡大し、それが都市特権商人に依存する事によっては、もはや当面の解決さえなしえず、郷村民にまでその負担を拡大せざるを得なくなっている事を示している。

(2) 幕末維新时期の津藩財政

幕末維新时期において、津藩の藩債の相当部分は領内や江戸店持伊勢商人層=都市特権商人資本に依存していたが、それらの藩債のかなりの部分は、既に幕末段階で不良債権化していた。一方、幕末海岸防備や京洛周辺への出兵、戊辰戦争の戦費支出などによる歳出増大は津藩に一

層の資金調達を余儀なくさせた。ところが、都市特権商人資本からの資金調達が限界に達していたために、その資金調達を郷村からの献金・貸上金にも求めざるを得なかった。貸上金は、台場貸上のように費途を明示したもの、卯年貸上のように臨時調達金の形式を取るもの、元治講・新義倉のように講金や積金の形式を取るもの等があったが、いずれも村方に対して割掛られて来ることに変わりはなかった。それらの割掛けに対して、村方では村内での貧富や階層性に照応した形で個々の百姓が負担を行った。慶応期の献金にみるように、富裕層に対しては、貸上金を献金に切り替えるようにとの強制も行われた。

こうして、郷方においても主として中層農以上の階層に対して、貸上金の負担が強制され、その累積額は年間貢租量に匹敵するものであった。元治講開始以降の5年間の諸負担を平均すれば、毎年貢租量の20%にあたる部分が追加徴集され、しかもそれが主として持高5石以上の中・上層農の負担になっていったのである。これらの消却は、明治2年の凶作により円滑に進まず、明治3年の藩制改革とともになう年賦消却計画も、つまるところ、藩士・藩主の家禄と公廻費の削減により消却する事を漠然と立案したに過ぎなかった。⁴⁶⁾それは、貸上金の使途が、領内産業の育成や、治水・開墾などに使われるのではなく、ほとんどが軍事目的で使用されたことにより、藩の財政状況の改善には全く結びつかないものであったからである。

現実に明治政府によって引き継がれた津藩の藩債の3分の2が切り捨てられ、実質的に封建貢租に転化してしまったのであるから、廢藩置県により債務処理の主体が消滅してしまったことは、貸上金の全面的な封建収奪への転化を農民諸層、特に中上層農以上の階層に意識させたことは疑いをいれない。

こうして、広範な在方からの調達金の貢租収奪への転化という事態の中で、大庄屋層から小前・貧農層までも含む広範な統一の客観的基盤が与えられたのである。貸上金返金要求は、このような状況の中で、元高復帰や、修補米・千石夫米廃止要求と並ぶ年貢減免要求、というより先納年貢取り戻し要求としての位置を持つことになった。

またこの返金要求は、小前層のみならず大庄屋、庄屋、豪農商層にとっても切実な要求であることはいうまでもない。大庄屋層による15,500俵拝借要求というのは、それが、年間の修補米・千石夫米合計にほぼ照応することから、修補米・千石夫米廃止の代替措置として位置づけることができるのだが、この貸上金の返還に関する担保を取っておくという意味合いをも含んでいたと考えることができる。

おわりに

以上みてきたとおり、伊賀国騒動は、典型的な惣百姓強訴として展開したのであるが、明治4年11月という時点では、長い伊賀地域での近世史の最後に、初めて起こった一揆が典型的な惣百姓強訴であったのは、廢藩置県という状況の中で、幕末期以降の藩財政の構造に規定されて、封建貢租収奪の急速な強化が農民諸層の上に生じたことによっているといえる。またこの惣百

姓強訴に至る農民的正当性が形成されたことも、廃藩置県という状況が、他支配との差違を農民諸層に不当と意識させたことによっている。そしてさらに、この一揆が、実質的な意味あいを別にするなら、その要求の基本的な部分の獲得に成功したこと、廃藩置県という状況の中で、農民諸層の要求の正当性を、中央政府が自らの支配論理として容認せざるを得なかつたことによっているのである。これらのことから、伊賀国騒動は、まさに廃藩置県期の一揆としての規定を受けているのである。

この一揆の基底にある藩債問題との関連でいえば、各藩が抱える巨額の藩債については廃藩置県前において中央政府により消却計画の策定が強制されるが、いずれの藩でも藩主・家臣の家禄の削減、藩庁経費よりの補填が中心的な方策であった。いくつかの藩では、商法会社・産物会社を設立し、その利金をもって藩債の消却に当てようとするが、現実にはそれらの試みは失敗し、ますます多くの債務を抱え込む結果になる。津藩の場合もその例に漏れない。⁴⁷⁾ それ故、藩債の消却はほとんどの藩で年貢増徴か、無償廢棄によるしか方策がなくなっていた。

一方で、幕末維新期の度重なる御用金徵集は、三都や城下町の特權商人層だけでは負担しきれなくなっており、在方の豪農商層に対する依存が深まり、さらには郷割・村割という形で一般の小百姓層も御用金賦課の対象になっていかざるをえなかった。津藩の場合をとってみても年間の年貢量に匹敵するような調達金徵収が在方から行われるようになっている。多くの藩においても、貸し倒れの危険が生じているもとで、数年～数十年の長期間での家禄・藩庁経費からの償還だけが具体的な計画として提示されているに過ぎなかった。

廃藩置県は、このような償還プランでさえも一挙に机上のものに変えてしまった。代わっては、政府による藩債引き受け宣言と、債権者たちに対する登録期限の通告であった。通告にみるような短時間での登録が出来ずに御用金を上納金として收奪されてしまった民衆的債権者の数は相当膨大にのぼると考えられる。登録をした債権者にしてみても、実際に政府による債務の支払が行われるのは、明治7年以後であるし、しかも大幅な切り捨てを受けたり藩債の認定を受けられなかった債権が存在する。

債務支払についても、現金による償還はごく微量にとどまり、大部分は、厳しい利子制限と償還制限のついた公債による支払であり、これによって実質的な債務の大幅な割引が行われることになった。したがって、廃藩置県後の府県支配のもとでは、一般の百姓層にとって幕末期以来の上納御用金がそれきり貸上となり実質上の貢租収奪に転化する危険性・可能性が広く存在していた。このような小百姓一般と旧藩を引き継いだ新県との間の矛盾関係こそが廃藩置県期の農民闘争の客観的基盤としてみることができるならば、さらに廃藩置県によって顕在化してくるもう一つの通貨・物価問題に関わる矛盾関係としての藩札処分とこの時期の一揆の関わりも含めて検討していくことが、次の課題となるであろう。⁴⁸⁾

注

- 1) 青木虹二編『百姓一揆総合年表』（三一書房、1971年）346-347頁。
- 2) 直接伊賀国騒動を対象とした論稿には、古市九功「名張の百姓一揆」（『ふびと』VIII、1957年）がある。また、『新編伊賀地誌』（東方文化会、1939年）所載の「伊賀暴動史」には、（名張百姓一揆）の一項があり、名張郡庄屋層の連印状の文言を掲載している。関連市町村史としては、『青山町史』、『伊賀町史』、『大山田村史』、『名張市史』等に記載がある。
- 3) 「三重県史料 自明治二年至同四年 旧津県部」（国立公文書館内閣文庫蔵）。
- 4) 久保文武「明治四年の伊賀大騒動の一資料」（『伊賀郷土史研究会会報』第2号）。同史料の作成者や作成時期については不明である。ただその内容は、他の史料で確認できる部分が多く記事内容については信頼できると思われる。同資料の全文は、前掲『青山町史』にも収録されている。
- 5) 同資料は、山川和夫氏旧蔵の『明治四辛未十二月 伊賀国暴動事件 式巻』と表題されているものである。この簿冊は三重県庁文書であったが、廃棄処分にされる際、同氏により式冊のうち第式巻のみが引き継がれたものである。この資料の全文については、『三重法経』に翻刻掲載した（茂木陽一「伊賀国暴動事件」、『三重法経』第104号、1996年2月）。また、『三重県史資料編 近代4 社会・文化編』において、その他の関連史料と共にこの史料の紹介・解説が行われている。
- 6) 、30) 「山田郡鷹山村山地覚之助口書」（『伊賀国暴動事件』、史料番号【一】）。以下、引用史料は特に断らない限り、同史料からのものである。以下では史料番号のみを注記する。
- 7) 修補米・千石夫米廃止要求が出てくる契機になった平高廃止の理由は今明らかに出来ない。伊勢領の場合、廃藩置県の詔の布達は7月24日であり、平高廃止とそれに関わると思われる記録に「昨日極密御内話申置候一件少し模様も有之先取消ニ相成候間宜御手寄昨日之義外々・相済不申候様御心得置被成候事 未八月八日」（「御用留」、一志郡田村豊島家文書）とあるように、実際には大庄屋から庄屋まで内話として出た段階で、藩庁の側からの取消があったため布達はされなかったようである。しかし、山地覚之助の口書では、廃藩の布令前に平高廃止が伝達されたとしており、伊賀国内では実際に8月以前に平高廃止が布令されたようである。この点で伊賀国内と伊勢国内での県の対応の違いがあった可能性がある。
- 8) 『津市史 第二巻』
- 9) 、34) 竹西宗夫「藩政期租税賦課の実態—津藩志袋・長谷場村の場合—」（『ふびと』10号、1959年）14-15頁。
- 10) 、12) 、13) 、14) 「名張郡中村彦五郎口書」（史料番号【三】）
- 11) 千石夫米の廃止は、明治4年9月24日「租税取立方當未年ハ悉皆旧慣ニ仍リ可申旨先般及布告候處夫米永錢ノ儀ハ當未年ヨリ廃止被○仰出候条此旨更ニ相達候事」（『法令全書 第四巻』356頁）と、太政官によって出された夫米永錢廃止の方針にしたがって行われたものである。
- 15) 伊賀大騒動記では、死者3名となっている。
- 16) 「阿拝郡法花村幸左衛門口書」（史料番号【二一】）。
- 17) 「山田郡下阿波村弥藏口書」（史料番号【五】）。
- 18) 「阿拝郡下柘植村久一郎・弥市口書」（史料番号【二八】）。
- 19) 組合頭は、大庄屋管下の諸村をいくつかの組に分け、庄屋の中から選ばれてそれを管轄する大庄屋の補佐的位置にある。

- 20) 「阿伴郡丸柱村源左衛門口書」（史料番号【八】）。
- 21) 「阿伴郡円徳院村周次郎・惣左衛門・治兵衛口書」（史料番号【一九】）。
- 22) 「名張郡丈六村善次・佐十郎・小平太口書」（史料番号【一五】）。
- 23) 、26) 、36) 「名張郡中村覚次口書」（史料番号【二】）。
- 24) 『大藏省考課状 本省<明治壬申四月ヨリ十二月ニ至ル> 府県雑科之部下 十三』（国立公文書館蔵）。
- 25) この一揆に関わって処刑された者の記録には、『伊賀國暴動件』の他に、『明治五年処刑録』（法務省図書館所蔵）がある。『暴動件』に記載されているのは、全体のおよそ半分の処罰者と考えられ、特に伊賀郡の処罰者の記載が欠落している。他方、『処刑録』に記載されている者は伊賀郡農民を中心であって、そのほとんどは、12日の伊賀郡集團に属した者達である。この2史料に出てくる記録を合計すると52名となる。
- 27) 、31) 「阿伴郡玉瀧村孫一郎口書」（史料番号【一七】）。
- 28) 被害を被った者のうち『暴動件』の記述に見えて「伊賀大騒動記」の記述に見えないのは、千貝村と円徳院村の事例である。一方、「大騒動記」に見えて『暴動件』に見えないのは伊賀郡内の被害である。後者に関しては『暴動件』が伊賀郡内の被処罰者の口書を含んでいない事によると考えられる。被害件数では、「大騒動記」では47件となっている。しかし、氏名・身分が判明している被害者のほとんどは、大庄屋・組合頭層である。千貝村の稻垣又蔵、同又八、長右衛門、弥右衛門は庄屋宮田庄蔵の家財道具を預かったという事で打撃されており、独自な攻撃対象ではなかった。
- 29) 例えば明治3年の同家の経営について次のように記されている「去々辰春より官札御切出し、其節は正金同様の通用と被仰出候得共、世上一般氣請不宜故哉、其後巳春に至り天然相場と被仰出、正金百両ニ付官札百六七十両程の義も有之候得共、いづれ正金同様と再改被仰出候義も可有之哉と存、精誠官札請取候心得にて取引致居候処、其後巳夏、又々御改、正金同様通用と被仰出候ニ付、此凡三十貫目程金徳益に相成候。且又米価高値、米壳捌帳面の通、六十二貫目余の請取高に相成候程、又貸付金利息等も追々引揚け候ニ付、新貸付金は勿論、先年よりの貸付金に而も、先方の模様により利上げ申談、是又利息勘定帳面の通、当家前代無類請求嵩に相成、旁以小払方相嵩み候得共、辰年・は百貫目金過に相成全御先祖の御余光と深難有奉存候也。」（「服部家身代帳」、上野市立図書館蔵『上野市史史料稿本』所収）。
- 32) 、37) 前掲「服部家身代帳」。
- 33) 下柘植村の明治4年12月付けの免状は本高への賦課になっており、口米出目蓮付共の記載はあるが千石夫米・修補米の記載はない（伊賀町郷土史研究会『伊賀町の古文書（其の四）』、1984年、16-17頁）。
- 35) この布達の実施に関しては相当強力な指導が行われている。
- 38) 『津市史 第二巻』。
- 39) 国立公文書館所蔵『三重県史料』。
- 40) 「旧藩債取調帳」（三重県史編纂室所蔵）。
- 41) 元治講とは、元治元年津藩を講元として開始された一種の（『津市史 第二巻』）。
- 42) 『御用留』（一志郡田村豊島家所蔵）。
- 43) 「御年貢米請取帳」（名張郡上林村岩名家文書）
- 44) 、45) 上林村岩名家文書

- 46) 『津市史 第二巻』。
- 47) 同
- 48) 廃藩置県期の一揆についてのこれまでの研究史上の課題を若干検討しておきたい。明治初年の直轄府県における諸一揆や、廢藩置県以後の新政反対一揆が、幕末から明治1、2年の世直し騒動に比較して租税問題に関する要求を機軸に展開されたことから、惣百姓一揆段階と規定してその後の地租改正反対闘争につなげて位置づける近代史の側からの研究（例えば、有本正雄『地租改正と農民闘争』、内藤正中『自由民権運動の研究』等）に対して、幕末維新期を世直し状況ととらえる視角からは、明治4年の一揆、特に広島県の武一騒動や福山藩一揆等を世直しの解体として位置づける議論（佐々木潤之介『世直し』）と、明治3年の中野県騒擾を典型として明治国家との直接対決にまで発展した世直しの最高度の段階とみる議論（佐藤誠郎『近代天皇制形成期の研究』）という対極的な2つの見方が提起されている。これらの諸研究の間にある幕末維新期の民衆闘争の展開についての評価の違いを発展的に統一していくには、検討の素材・視座をより豊富にしていく必要があるのではないかだろうか。地方制度の展開の中にそのひとつの回答を求めようとしたのが筆者のこれまでの作業であるが、更に、幕末維新期の世直し研究が明らかにしてきた視座、すなわち、世直しと物価＝米価の動向との密接な関連（佐々木前掲書）を、明治10年代までの民衆闘争史研究の視座として発展させていくことが可能でもあり必要でもあるのではないかと考える。
- 最近の物価史研究の成果は、われわれに、幕末開港期から明治10年代までの物価動向の基底に流通貨幣量の変動があることを教えている。幕末開港とそれにともなう貨幣改鑄、更に諸藩の藩札発行、巨額の藩債が、物価の急激な上昇と金融状況の混乱を引き起こし、それが世直し騒動の基底となつていった。一方、明治3年の後半から4、5年にかけて政府による賛金・賛札処理、太政官札の回収・消却、藩債・藩札処分の急速な進行は、流通貨幣量の減少、民間債権の切捨て＝減価をもたらし、全体として物価の下落・安定局面を現出する。このことによって、世直しに代わって貢租問題が民衆闘争の中心的課題となり、惣百姓一揆型の闘争が前面に押し出されてくる、それも幕末期において世直し騒動の中心であった、非領国地域や東山養蚕地帯にかわって西南雄藩地帯でこの型の闘争が前面に出てくる巨視的な理由ではないかと考える。
- より簡略にいえば、世直しとは、インフレ局面で発生する民衆闘争であるから、物価の問題が中心になる。米価引下や施米施金が要求の前面に出てくるから、闘争の主要な手段は豪農商層に対する打撲しである。これに対して、デフレ局面では、物価は安定か下落しているのであるから、世直し型の闘争方式は貧農・半プロ層以外の農民諸層の一般的な支持を受けず、米価低落・利子率上昇のもとで相対的に過重になる貢租負担を軽減するための闘争方式＝惣百姓一揆型の闘争方式が、農民諸層の一般的な支持を受け民衆闘争の量的な中心となると見ることができるのではないだろうか。

三重県における障害者福祉計画とその実行についての考察 －市町村における 計画推進のために－

林 智 樹

はじめに

1993年に改正された「障害者基本法」は、その目的として第一条に「障害者のための施策に
関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに（略）障害
者のための施策を総合的かつ計画的に推進し」もって障害者の自立と社会参加を促進するこ
とが掲げられている。

ここでいう「基本的理念」とは障害者の個人としての尊厳と必要な待遇を受ける権利、そし
て社会参加の機会の保障（第三条）である。わが国において1980年代以降醸成されてきたノー¹⁾
マライゼーションとリハビリテーションの理念がここには明確に盛り込まれている。

「国および地方公共団体の責務」とは、「障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責
務」（第四条）。そしてこの責務を実行するために、国においては「障害者基本計画」の策定
が義務づけられた（第七条の二）。それが1995年に策定された「障害者プラン～ノーマライゼ
ーション七か年戦略～」であり、2002年の計画最終年度までに障害者に関する諸事業の整備数
値を示した、従来になかった「画期的な計画」となっている。

地方公共団体（都道府県、市町村）においては、それぞれ「都道府県障害者計画」「市町村
障害者計画」を“策定するよう努めなければならない”（第七条の二 2・3）と努力義務が示
されている。

高齢者保健福祉計画（ゴールドプラン、94年からは新ゴールドプラン）が国、都道府県、市
町村の計画策定を義務づけている（そして100%策定されている）のに対し、障害者基本計
画の策定は、国を除いて“努力義務規定”となっている。都道府県・政令指定都市においては
100%の策定状況となっているが、市町村においては1998年3月現在 33.3%にとどまっている¹⁾。
また具体的な数値目標を示した計画を持つものはその3分の1に止まっている²⁾。

地方分権・権限委譲の推進から1990年に社会福祉八法が改正され、老人福祉をはじめ障害者
福祉、児童福祉の事業は市町村が主体となって行うこととなった。したがって国が「障害者プ
ラン」において具体的な諸事業・サービスの数値を掲げても、市町村において数値目標を掲げ
た計画が策定されなければ、「障害者プラン」は“絵に書いた餅”となり、障害者の福祉は進
展しないことを意味する。

1980年代、「国際障害者年」（1981年）とそれに続く「国連障害者の十年」（1983年～1992年）
により障害者自身や関係者の意識や主体的な力量はこの間高められてきたたが、他の先進諸国
と比べ、わが国において見られた成果を生んでこなかったことから、1990年代、その反省と仕
切り直しという意味で「アジア太平洋障害者の十年」（1993年～2002年）にあわせて改正された

「障害者基本法」であり「障害者プラン」であった。それが7カ年(1995年～2002年)の中間年において、以上に見るように過半数の自治体で計画すら策定されていない状況である。

表1に「障害者プランの進捗」を示したが、施設整備の進捗に比べ特に市町村で対応すべき在宅障害者に対する諸事業（生活支援事業）については、平成11年度においても20%～50%の達成率にとどまっている。

この表を見ると、障害者施設整備について進捗率は高く示されているが、在宅福祉重視の政策のもと福祉施設の増設は抑制され、もともと数値目標自体が低く設定された経過に留意する必要がある。（施設福祉は在宅福祉に比べ費用がかかる、といった財政的な議論もある。それでも従来の乏しい福祉施設の数だけでは、増え続ける施設ニーズに対応できない現実があり、増さざるを得なかつた事情もある）

在宅福祉の諸事業についても、数値目標が低く押さえられている。日常的に介護をする在宅の重度身体障害者は30万人～50万人（例えばトイレの介助が必要な人々は30万人、入浴介助が必要とされる人々50万人：厚生省調査 平成3年）あるのに対して、訪問介護員（ホームヘルパー）の数値目標が45,000人と、かなり低く設定されていることがわかる。障害者プランの数値目標が達成されても、障害者の生活ニーズを満たすには不十分である、との指摘は多い。

表1 「障害者プランの進捗」

区分	平成11年度要求	目標値（平成14年）
地域生活援助事業（グループホーム）・福祉ホーム 授産施設・福祉工場	2,527人分 (62.4)	20,060人分
身体障害者療後護施設	56,808人分 (84.1)	67,570人分
精神薄弱（知的障害）者更正施設	21,719人分 (86.9)	25,000か所
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	91,900人分 (96.1)	95,600人分
重症心身障害児（者）等の通園事業	3,920人分 (65.3)	6,000人分
精神障害者社会適応訓練施設 (通院患者リハビリテーション)	620か所 (50.1)	1,238か所
市町村障害者生活支援事業	4,546人分 (86.1)	5,280人分
障害児（者）地域生活支援事業	160か所 (23.2)	690か所
精神障害者地域生活支援事業	320か所 (46.4)	690か所
訪問介護員（ホームヘルパー）	145か所 (21.0)	690か所
短期入所生活介護（ショートステイ）	32,800人増 (72.4)	45,300人増
日帰り介護施設 (デイサービスセンター)	2,968人分 (63.8)	4,650人分
	786か所 (78.8)	1,010か所

出典：「週間社会保障」No.2,007 1998年10月5日 9ページ

*（ ）内の数字は目標数値に対する進捗率を百分率で示した。

三重県における障害者福祉計画の状況は次項に詳しく検討するが、平成11年3月末迄に計画が策定される予定の自治体は、12市6町村（全体の26パーセント）にとどまっている（全国的には過半数の自治体で計画づくりを終える見込み³⁾）。

本研究は、上述の状況をふまえて、三重県下における障害者福祉施策の充実・発展を展望するため、計画の策定および計画された諸事業の効果的な実行に向けてどのような観点や取り組みが必要とされるかを考察するものである。

1 三重県および市町村における計画策定状況

三重県では1982年3月に「障害者対策の今後の方向（長期行動計画）」、1993年3月に「障害者対策の今後の方向（第二次長期行動計画）」を策定し、障害者施策の推進を行ってきた。その後障害者基本法の改正や国の障害者プランの策定などを受け、数値目標を盛り込んだ具体的な「実施計画」の策定が求められていた。

そして1998年3月「障害者対策の今後の方向（第二次長期行動計画）」を改訂し、数値目標を計画に盛り込み、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害者施策の積極展開をはかるようとしているところである。

（1）三重県「障害者対策の今後の方向（第二次長期行動計画）〔改訂版〕」の概要

（1）計画の位置付けと特徴

改訂された三重県の「障害者対策の今後の方向（第二次長期行動計画）」は障害者基本計画第七条の二の2に規定される都道府県障害者計画である。その役割は、県行政の指針であり、市町村に対しては連携して施策を推進する指針となるものである。

計画の推進にあたっては、1 全庁的な取り組みであること 2 関係機関、団体、企業、県民各層の連携と理解を形成すること 3 計画の遂行にあたっては遂行状況を適宜把握すること

4 社会情勢の変動にあわせて必要に応じて見直しを行うこと 5 障害者自身の積極的な行動、不断の努力を期待すること、の5点が示されている。

また、県内を9つの「障害者保健福祉圏域」にまとめ、事業を広域的に実施することおよび圏域ごとの機能分担を行い重層的なネットワーク形成を目指すとしている。

（2）施策の体系

施策の体系としては 1 啓発・広報 2 保健・医療 3 教育・育成 4 雇用・就労
5 社会福祉サービス 6 住みよいまちづくり 7 スポーツ・レクリエーション、文化、情報、の7部門から構成されている。

1 啓発・広報	: 啓発・広報活動、福祉教育、地域ぐるみの福祉の推進
2 保健・医療	: 障害の発生予防対策の充実、早期発見・早期治療体制の推進、保健・医療の充実
3 教育・育成	: 早期教育の充実、障害児教育の質的充実
4 雇用・就労	: 雇用の促進、福祉的就労の場の整備、職業能力の開発
5 社会福祉サービス	: 在宅福祉サービスの推進、施設福祉の充実、地域福祉活動の充実、生活の安定確保
6 住みよいまちづくり	: 住宅・生活環境整備の促進、移動・交通手段の確保
7 スポーツ・レクリエーション、文化、情報	: スポーツ・レクリエーションの振興、文化活動の充実、情報提供の充実

（3）整備目標の設定

三重県では、9つある障害者保健福祉圏域ごとに2002年、2010年の整備目標を数値化し設定した。以下に主な事業の整備目標の合計数値をまとめる。

1 身体障害者・知的障害者向け

事業名	1996年	2002年	2010年
地域生活援助事業(グループホーム)	131人分	250人分	4,450人分
通所授産施設・更生施設	564人分	900人分	1,250人分
日帰り介護(デイサービス)	86か所	120か所	145か所
訪問介護員(ホームヘルパー)	106人	370人	6,100人分*
短期入所生活介護(ショートステイ)	38人分	120人分	3,600人分*
身体障害者療護施設	360人分	470人分	540人分
精神薄弱者更生施設	960人分	1,360人分	1,450人分
障害児(デイサービス)事業	8か所	10か所	16か所
重症心身障害児(者)通園事業	0か所	5か所	9か所
市町村社会参加促進事業	2拠点	14拠点	—
市町村障害者生活事業	0拠点	12拠点	—
障害児(者)地域療育	8拠点	9拠点	—

*高齢者分と合わせた数値

2 精神障害者向け

事業名	1996年	2002年	2010年
地域生活援助事業(グループホーム)	3か所	133か所	27か所
福祉ホーム	1か所	4か所	9か所
福祉工場	0か所	1か所	1か所
共同作業所	12か所	22か所	37か所
授産施設(入所)	0か所	1か所	3か所
授産施設(通所)	2か所	5か所	9か所
短期入所介護(ショートステイ)	1か所	2か所	3か所
精神障害者社会適応訓練事業	45か所	90か所	—
精神科デイケア施設	9か所	18か所	—
精神障害者生活支援事業	1か所	10か所	—
精神障害者生活訓練施設(援護療)	3か所	6か所	—

3 その他の整備目標

事業名	1996年	2002年	2010年
入所施設の個室化	—	50%	50%
身体障害者雇用率達成		70%	100%
鉄道駅舎へのエレベーターの設置	53.4%	6駅	8駅
民間商業地のバリアーフリー化	4駅	28%	40~50%
幅の広い歩道整備	13.7% 280km	360km	490km

(4) 考察

三重県においては、1997年11月に「開かれた三重を共につくる」を理念に新しい総合計画『三重のくにづくり宣言』を発表し福祉を含む総合的な計画を策定した。前ページの表で示された2010年度の目標数値は『三重のくにづくり宣言』に示された数値でもある。ここでは、①数値目標と適切な事業配置 ②専門職員の確保とサービスの質の確保、の2点について考察を行う。

①数値目標と適切な事業配置について

訪問介護員と短期入所生活介護については、高齢者の事業分との合計数値となっているのでわかりにくい部分もある。高齢者の介護ニーズにサービスのほとんどがまわり、若年障害者の介護に回らないのではないかという疑念も生まれそうであるが、三重県においては平成22年度には障害者の30%が60才以上の高齢者となると推計されている。（全国的にみれば障害者の62.7%が60才以上：平成3年調査） 今後高齢者介護と重なる部分が拡大するのでこの取り扱いは合理的といえないこともない。ただし若年障害者の介護ニーズは高齢者と質が違うことに留意した対応が必要である。

数値自体は、現状の2～3倍の数値となっており、実現すれば今後10年間で大幅な進展が見られることになる。

在宅福祉、施設福祉（通所利用、入所利用）については圏域ごとに整備されるよう配慮がなされているが、障害児〔デイサービス〕や重症心身障害児（者）通園事業、市町村社会参加促進事業、市町村生活支援事業、障害児（者）地域療育事業、および精神障害者向けの諸事業は、圏域に1～2か所の拠点事業とされている。9つある圏域もいずれも地理的に広い範囲なので、移動に1～2時間を要することもでてくるだろうし、長時間の移動は障害者にとっても大きな負担となる。また移動サービスが整備されなければ、送り迎えは家族の負担となり、十分なサービス活用が見込めないことが予測される。

事業の小規模化による分散（例えばミニデイサービスの例）や障害種別を越えたサービスの相互乗り入れ、高齢者福祉や児童福祉事業との相互乗り入れ等、ニーズの多様性や個別性に配慮しながら、サービスの形態の統合を行うことにより、身近な地域でサービスが活用できるよう工夫していく必要がある。

社会福祉基礎構造改革の流れのなかで、ボランティアや住民参加型福祉事業（NPO）に期待が持たれているが、住民自身の高齢化が進むなかで、地域住民の参加量にも限界がある。また2000年4月から始まる介護保険事業への民間企業の参入が認められ、企業による介護福祉サービスの提供が進められようとしている。社会福祉基礎構造改革は、これを高齢者福祉にとどめず他の福祉領域にも導入する意図を持つものである。しかし利用者の少ない圏域・地域は民間企業は利益があげられないことを理由に参入してこないことも予測できる。サービス供給に‘圏域格差’が発生しないような計画・調整が必要となる。

②専門職員の確保とサービスの質の確保について

「障害者対策の今後の方向（第二次長期行動計画）」に示される数値目標を達成する場合、各種施設や拠点施設の拡充を行うわけであるが、同時にそこに配置される職員の養成・確保がなされなければならない。またその場合、上記にみるように障害者のニーズの多様化や高度化に対応する在宅・施設福祉サービスを開拓していくためには、きめのこまかに計画づくりやサービスの調整および提供ができる、なおかつすぐれた相談業務、援助業務ができる人材、すなわち専門職者がそろえられなければならない。

「障害者対策の今後の方向（第二次長期行動計画）〔改訂版〕」では、人材養成・確保に関して以下のような記述*がみられる。*（ここでは福祉教育やボランティア養成を除く専門職としての人材育成・確保、研修について整理した。）

- ・すべての行政関係職員が障害者に対する理解を深めるため、研修体制の整備・充実に努めます。（啓発・広報：9ページ）
- ・福祉人材センター等において「福祉講座」を開催するなど、新たな福祉マンパワーの育成を図ります。（啓発・広報：10ページ）
- ・医学的リハビリテーション機能の整備、充実を促進するとともに、理学療法士、作業療法士等養成校の新設支援、修学資金の貸与などにより、専門職員の確保に努めます。
（保健・医療：17ページ）
- ・効果的な教育活動を推進するため、県総合教育センターにおける教員の研修内容の充実を図ります。（教育・育成：22ページ）
- ・訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭訪問時に的確に相談・助言ができるよう訪問介護員（ホームヘルパー）研修の充実を図ります。（社会福祉サービス：29ページ）
- ・（略）身体介助や援助を必要とする者に訪問介護（ホームヘルプサービス）が的確に提供できるよう訪問介護員（ホームヘルパー）の増員を図る（略）。
（社会福祉サービス：30ページ）
- ・障害者の社会参加に必要なリフト付バスの運行等の移動支援や手話通訳者の設置、点字広報の配布等コミュニケーション支援等を総合的に行う事業の各障害保健福祉圏域での広域的な実施を促進します。あわせて、社会参加を支援する人材の養成・確保を図ります。（社会福祉サービス：30ページ）
- ・難病患者等居宅生活支援事業の実施により、訪問介護（ホームヘルプサービス）事業等適切な介護サービスの提供を促進します。また、多様化した患者のニーズに対応できる知識と技能を有する訪問介護員（ホームヘルパー）の養成に努めます。
（社会福祉サービス：31ページ）
- ・福祉機器、介助具の適性な活用や指導をするため、福祉関係職員等の研修に努めます。
（社会福祉サービス：31ページ）
- ・精神薄弱者総合福祉センター（仮称）を整備し（略）、地域生活の支援者、民間民間施設、福祉事務所等関係機関に対し、実践研修や研究等により技術指導を行うなど援助体

制の充実を図ります。（社会福祉サービス：32ページ）

- ・三重県社会福祉研修センターの充実を図ります。（社会福祉サービス：34ページ）
- ・社会福祉施設職員に対して、職務内容や経験に応じた研修を計画的、体系的な実施し、資質の向上を図ります。（社会福祉サービス：34ページ）
- ・福祉人材センターにおいて、社会福祉施設等に従事した経験を持つ人に対し再就職への意欲を喚起し、再就職を容易にするための講習会を実施します。
(社会福祉サービス：34ページ)
- ・三重県こころの健康センターにおいて、保健所のマンパワーの養成及び関係諸機関の職員に対する精神保健福祉知識の向上のための研修を実施し、精神障害者に対する支援技能の向上を図ります。（社会福祉サービス：35ページ）
- ・難病患者の在宅ケア支援を行う関係職員に対し難病専門研修を実施し、資質の向上を図ります。（社会福祉サービス：35ページ）

上記に見るように、三重県では既存の事業を充実発展させながら、障害児・者、難病者に関する専門職員の養成、設置、研修を計画している。

総合計画である『三重のくにづくり宣言』では保健、医療、福祉の人材確保のために、

- ・P R の促進
- ・修学資金制度の充実
- ・職場環境の整備、福利厚生の充実
- ・新規就業者の県内就職率を高めるための啓発・広報活動の推進
- ・潜在的な有資格者の就労促進のためのナースセンター・福祉人材センターの活用
- ・県立看護大学をはじめ各専門職員養成機関の教育内容の充実、あらたな設置の支援
- ・訪問介護員（ホームヘルパー）など保健、医療、福祉をになう人材や資質の向上を図るために中核的な研修施設を整備し、研修内容を充実
- ・民間事業者への情報提供や技術支援、人材育成の支援

といった計画を示している。

これらをどう具体化していくかが今後の大きな課題ではあるが、当面は遅れている障害者福祉計画策定を促進すること、計画内容の質を高め効果的な実施を行っていくこと、に焦点をあてた市町村の障害者福祉担当職員および社会福祉協議会等関係機関の職員の研修、資質向上にとりくみの重点を置く必要がある。

（2）三重県下市町村の障害者計画の取り組み

（1）三重県下市町村の障害者計画の策定状況

三重県下の市町村において、障害者計画の策定状況は、策定済みは四日市市、津市、上野市、名張市の4市、平成10年度中に策定予定は、市部では松阪市、伊勢市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、久居市の8市、町村部では紀伊長島町、海山町、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜

殿村の6町村である。

うち、尾鷲市、紀伊長島町、海山町は「紀北障害者保健福祉圏域」、熊野市、御浜町、紀宝町、紀和町、鶴殿町は「紀南障害者保健福祉圏域」による広域共同策定である。

上記に見るように平成11年3月末で障害者福祉計画が策定される見込みであるが、三重県下においては13市中12市で、56町村中6町村での策定にとどまり、策定率は全体で26%と、全国水準(53.8% 平成11年度3月末)⁴⁾を大きく下回っている状況にある。

(2) 考察

障害者計画が策定された4市の計画については、策定予定の他の市町村の計画とともに別の機会に検討したいと思うが、策定が進まない背景についてさらに状況の分析が必要である。

全国的に町村部で計画策定が進まない理由については本稿の最後で触れるが、行政内組織体制の不備、財源不足、専門職者の不在、障害者の実態把握の欠如という側面が見られる。

特に行政機構が小さい町村部は、2000年4月に実施される介護保険事業の対応に追いまくられ、障害者や児童の福祉計画に対応できない実態がある。新ゴールドプラン・高齢者保健福祉計画による事業の整備も行わなければならないし、1998年～1999年の2年間は、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画の見直し作業にも取り組まなければならない。その介護保険事業の対応・準備すら十分できず、全国町村会は1998年秋に介護保険事業の実施時期の延期を国に申し入れている。

一方、当事者である障害者や家族、地域住民の県、市町村への障害者福祉計画策定への働きかけの部分においても弱い部分が指摘しうる。1998年9月に行われた三重短期大学公開講座

(「地域福祉活動の展開と福祉のまちづくり」)のシンポジウムにおいてパネリストとして参加した知的障害通所授産所所長柳誠四郎氏は、1障害者、家族が自分たちの願いや要望を正直に、具体的に行政や地域住民に対して出せない実態 2地域住民に根強く残っている偏見・差別意識、の問題点を報告した(「要望を出せない」という姿勢は地域全体の偏見・差別意識に制約される部分である)。その上で柳氏は、障害者計画を自治体で策定していくために、当事者の意見が表明できる状況や機会が与えられるとともに、障害者や家族から表明された内容を行政や地域住民が「耳を傾ける」、「聞く」ことができる条件が必要であると強調した。

自治体における障害者計画策定を進めるために、三重県としては、障害者保健福祉圏域において広域的共同的に計画策定を1999年度以降も働きかけていくということである。高齢者と違い障害種別によっては障害者が‘少ない’あるいは‘居ない’ために、ニーズがつかめない、したがって事業が計画できないという意見、また単独で事業を行うことは効率的ではないという意見が町村からあげられている。事業の効率的実施ということから言えば、自治体相互の連携・共同事業化の意義は理解できる。しかし安易な連携は、個々の自治体に生活する障害者のニーズを顧みない数値あわせの計画、少数障害者のニーズを排除する計画に陥る危険性がある。あくまでもそれぞれの地域の福祉ニーズを真摯に聞きとった上で、必要なサービスの数値が設

定されなければならない。

同時に障害者や家族が自らの意見を表明する力量や機会を確保しうるよう支援する取り組みや、地域住民が障害者のおかれている状態を共感・理解し積極的に共同・支援する立場に立てるような取り組みも必要である。その上で行政機関と当事者を含む地域住民が共同して計画を策定し、実施していくとりくみが必要である。

三重県としては、このような‘共同’を早急に全市町村で行えるよう指導し、財政的にも支援し、計画の策定、実施を促進していくことが責任となっている。

2 市町村における計画策定の取り組みの諸視点

－A町障害者福祉計画の策定過程の評価と課題－

ここでは、前項でみてきた諸課題を踏まえて、計画策定において留意しなければならない諸点を提起したいと思う。筆者が障害者福祉計画策定委員として参加した愛知県のA町の取り組みを事例としてとりあげ以下考察を行う。

A町は愛知県の尾張中部に位置する人口4万人弱の町。かつては水田の広がる農村地域であったが、昭和30年代以降名古屋市のベットタウンとして人口が急増し、今日産業構造は、第三次産業が57.8%、第二次産業が40.2%を占めるに至っている。人口の高齢化率は、9.0%と全国平均をかなり下回るが、それでも高齢化は着実に進んできている。（数値は平成7年現在）

障害を持つ住民の状況は身体障害者が766人、知的障害者が132人、精神障害者100人（推定値）、難病者・特定疾患者が93人となっており、全体で約1,000人（人口比約2.5%）である（数値は平成8年現在）。

A町は平成9年度に障害者福祉計画策定委員会を設置し、「A町障害者福祉計画」を策定したが、策定にあたっては、

- ①障害者福祉に関する意識調査の実施および調査報告書の作成（平成9年3月）
- ②障害者福祉計画策定委員会設置要綱の施行（同年3月）
- ③障害者福祉計画策定プロジェクトチームの設置（同年6月　以下計7回の委員会開催）
- ④障害者福祉計画策定委員会の設置（同年8月　以下計5回の委員会開催）
- ⑤障害者団体、機関ヒアリング（同年9月）
- ⑥事務局（福祉課）によるサービス目標量の検討（同年11～12月）
- ⑦障害者福祉計画の決定（平成10年1月）
- ⑧『A町障害者福祉計画』の発表（平成10年3月）

といった策定過程を経た。以下策定過程において特徴的なものについて整理してみる。

①障害者福祉に関する意識調査

ここでは、身体障害者手帳、療育手帳所持者計872人に対して調査が行われた。しかし精神障害者は調査対象者として除かれるという問題状況があった。その理由は精神障害者の実態の把握が困難であるということであった。町内には、精神病院ではなく、患者会や家族会のような集団がないこと、精神障害者保健福祉手帳の申請や取得がなかなか進まず14人にとどまったことが理由とされた（このことは結果として精神障害者の施設・在宅サービスが具体的に計画に盛り込まれないという結果を生んだ）。

意識調査の結果として特徴的なものをあげると、日常生活動作において常時あるいは一部介護をする人々が身体障害者では1～2割、知的障害者では1～3割をしめた。（割合が高い方から入浴、着替え、トイレの介護となっている）社会的・家事動作において常時あるいは一部介護をする人々が身体障害者では2～4割、知的障害者では7～8割をしめた（割合が高い方から身体障害者ではそうじや整理整頓、食事づくり、買物、知的障害者では家計の管理、食事づくり、電話やファックスの利用、そうじや整理整頓の介護となっている）。

将来の不安としては身体障害者は、健康（46.2%）、生活費（24.4%）、介護者の確保（22.8%）をあげており、知的障害者は、親に先立たれること（86.0%）、生活費（36.0%）、健康（32.0%）、仕事（32.0%）をあげた。

上記の2つの調査項目からは、介護ニーズが身体障害者、知的障害者とも高く存在していることが読み取れる。特に知的障害者については「親に先立たれること」への不安の数値の高さから、サービスが無い、あるいは不足しているために、いつまでも親に依存しなければならないといった現状が示されている。家族の高齢化は家族介護を困難としているが、社会的な介護サービス（施設介護、短期入所介護、日帰り介護、訪問介護）の拡充が早急に求められていることがわかる。また健康、生活費、仕事についての不安およびニーズが高く示されているが、障害者が生きがいを持つつ生活が維持できる社会的支援が必要であることが示されている。

③障害者福祉計画策定プロジェクトチーム

このプロジェクトチームは、「計画」の性格が福祉だけではなく総合的な施策であることから、役場内の各担当部所の職員（福祉、財政、総務、土木、都市計画、交通、教育）および社会福祉協議会の代表職員22人で構成される委員会として機能した。プロジェクトチームでは、1 計画の概要（叩き台）作成、2 策定体制検討、3 策定スケジュールづくり、4 課題の整理・検討、5 意識調査の分析、6 サービス目標数値の検討、7 障害者福祉計画（案）の検討が行われた。

各部所から委員を担当する職員を選出し、計画の策定が全庁的な取り組みとして位置付けられたことは高く評価しうる。「障害者福祉計画策定委員会」への原案の提出および、「障害者福祉計画策定委員会」から出された検討課題に対して、きめの細かい検討や作業が進められた。このプロジェクトチームの調査の検討、策定作業、そして策定された「計画」を見るにつけ高

い行政力量が示された。

④障害者福祉計画策定委員会

この委員会は、町条例により設置され、地域住民代表、議員、当事者団体代表、学識経験者15人で構成され、事務局は福祉課が担当した。

前記のプロジェクトチームで検討された諸事項を中心に、計画の目的・理念、体制とスケジュール、計画（案）の検討、計画（案）決定作業が行われた。先にも述べたがプロジェクトチームの力量が高く、提案された事項の完成度も高く、委員会の場で大きな論点が発生することはほとんどなかった。一方そのような状況のなかで各委員からの発言が少なかった。発言は当事者団体や議員の一部、そして筆者といった限られたメンバーに終わり、活発な議論がなされなかったのは残念であった。

全国的にみれば、「当事者参加」の法趣旨を尊重し、公募により委員を選任したり、障害者団体のメンバーが委員として委員会の中心となって計画策定を行う自治体もある。一方当局主導で当事者参加はまったくの形式的な委員会で策定作業が行われた自治体もあると報告されている（筆者の聞き及ぶ範囲ではあるが、前者は少なく、後者の方が圧倒的多数となっている）。

A町においても、当事者（障害種別に障害者と家族）、ボランティア団体や住民の代表者、障害者福祉事業に従事する専門職者を委員会のメンバーに加えれば、活発な議論もでき、さらにきめ細かい充実した計画を作ることができただろう。

⑧『A町障害者福祉計画』

『A町障害者福祉計画』は、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもとに、

- 1 障害者の主体性、自立性の確立
- 2 障害の重度化・重複化及び障害者や介護者の高齢化への対応
- 3 すべての人の参加によるすべての人のためのまちづくり

を実現していくという考え方が据えられて策定作業が行われた。

計画の意義を大きく左右するポイントの一つは障害者および住民の参加である。これについては前述した。もう一つの重要なポイントは、施策、サービスの具体的な数値目標（サービスの量、実施日程）が盛り込まれているか否かである。A町においては、策定委員会においても最初から数値目標を計画に盛り込む方向で確認されてきた。が、その結果については、「半々」といったところであった。

例えば、町単独でできる事業は具体的な数値目標が示された。主なものとしては、新たに行う事業として心身障害者通園事業、町総合福祉社会館の建設と事業内容、知的障害者通所授産施設の建設、現行事業の拡充としての歩道整備、といったものである。一方具体的な数値目標が示せなかつたのは、福祉ホーム、療護施設、更生施設、ショートステイといった入所施設事業、および市町村障害者社会参加促進事業に見られる社会参加や生きがいづくりのための在宅福祉

事業であった。これらの実施の必要性は認識となっているが、町単独ではなかなかとりくめない事業、障害者保健福祉圏域で取り組むべき事業として位置付けられているので、他の町村との計画の調整が必要となるものである。（平成10年度の時点では圏域の多数の町村が計画策定作業が進んでいなかった）

また、精神障害者に対する具体的な事業計画が盛り込まれなかつたことは、大きな課題として残った。これまで県の保健所が精神障害者への対応を行ってきたため、町としては対応の実績がなかつたこと、対象者が少数であつたりプライバシーの問題もあつたり、また当事者自体が自由に意見を言う姿勢にない現状のなかでの限界が示されているが、早急な対応が求められている。

在宅障害者の生活支援事業（人口30万人あたりに2ヶ所設置される広域事業で知的障害者、身体障害児者、精神障害者の生活相談や介護相談・指導、情報提供を行う）が計画に盛り込まれなかつたことも課題である。

広域事業・圏域事業については、概ね5万人、15万人、30万人といった人口区分が国の障害者プランに設定されている。このような機械的な人口設定のなかで具体的な数値を設定し計画を作っていくことの困難さはA町のみならず、人口の少ない市町村すべての課題となっている。障害者プランを達成していくためには、県や圏域の他の町村との協議が早急に進められなければならないが、この場合も当事者や学識経験者、福祉事業従事者の声が反映されるよう配慮がなされなければならない。

筆者はこれらの状況（到達と限界）を踏まえ、以下の7点について委員会で提言を行つた。

- 1 地域住民が理解しサービス利用の意欲を引き出すような計画内容を提示していくこと
- 2 ボランティアや「住民参加型」に無分別に依存するのではなく、公的な責任や地域住民の役割を明確にしていくこと
- 3 「市町村障害者社会参加促進事業」等の積極的な展開により、生きがいづくりや障害者相互あるいは住民が相互に交流できる事業を推進していくこと
- 4 事業の実施にあたっては専門職者を配置し、専門的なサービス（質の高いサービス）の提供や潜在的なニーズを把握し事業化を行っていくこと
- 5 高齢障害者と若年障害者のニーズの違いに配慮した世代別サービスの展開を検討すること
- 6 少数障害者のニーズを切り捨てないために、広域事業の総合的な施策づくりを行っていくこと
- 7 当事者、地域住民の「計画」「実施」「評価」過程への参加を促進すること

上述のようにいくつか不十分さを残すものであるが、A町障害者福祉計画全体的な評価としては、行政サイドの力量の高さに支えられ、町内障害者のニーズに配慮した（不足部分についても課題として認識された）内容となっていると筆者は考える。計画のフォローアップについては、今後組織を設置し、進捗状況や課題が検討されることが明記されているので、今後の推

移を見ていくこととする⁵⁾。

おわりに

「新・障害者の十年推進会議」は、1998年2月に地方自治体の障害者基本計画の策定状況についてアンケート調査を行った。そこでは、計画策定の推進誘因として「障害者当事者や団体の運動」や「行政の主体的行動」があげられた。一方計画を策定していない理由あるいは計画策定が困難である理由として、「担当者不足」、「専門的人材」の不足があげられた。

表2

計画策定を推進する誘因	計画策定を困難にしている条件
・行政の主体的行動 82.1%	・担当人員の不足 44.7%
・障害者や当事者の運動 15.8%	・専門的人材が乏しい 37.8%
・議会の働きかけ 6.5%	・財源不足 34.0%
・市民の要望 2.9%	・都道府県の指針の不備 22.3%
	・障害者が少数でニーズが把握しにくい 18.6%

新・障害者の十年推進会議「障害者計画策定に関する第二次市区町村長アンケート調査」1998年2月 より

計画策定は、行政や首長の姿勢に大きく依存する。しかし、それらの姿勢を引き出すのは障害者や家族といった当事者および関係団体、地域住民の要求である。つまりこれらは不可分の関係に在り、行政の主体的力量のみを評価する事は誤りであろう。

障害者基本法では、計画策定について、障害者および障害者の事業に関わるもの参画を明示している。国連の言う「完全参加と平等」、「機会均等」を実質化するために、また当事者と行政が協同して障害者の事業を推進するためにも、当然の措置である。先のアンケート調査のなかでは計画策定に障害当事者の参加は全国平均で3.2人であった。しかし、0人と回答した自治体も数件あった。また、当事者の参加が形式的なものにとどまり、実質は当事者不在で計画を策定した自治体があることについては筆者の聞き及ぶ範囲でもいくつかあった。

一方、「人員不足」、「専門性の不足」、「財源不足」等が計画策定困難の理由となってい。これは障害者や家族などの当事者およびその団体、地域住民の要求を正面から受けとめない姿勢の表れであろう。専門職者を必要なだけ設置し、障害者や住民のニーズを正しく把握し、必要な財源を確保していく努力がなされなければならない。

障害者福祉のみならず高齢者福祉、児童福祉、生活困窮者に対する自治体間の格差、地域格差が問題となっている。三重県においても、全国的な水準からすると県全体としても低順位に甘んじているし、県内の市町村においても格差がすでに生じている。

高齢者の介護については、2000年4月より介護保険制度が実施されようとしているが、地域格差の克服、すなわち全国どこに住んでいても等しいサービスが必要に応じて受けられるようになることが大きな課題となっている。介護保険事業の成否は障害者福祉の今後の動向にも大きな影響を与えるものである。なぜなら、社会福祉基礎構造改革の方向づけのなかで、障害者の介護についても将来的には介護保険制度に組み入れ、高齢者の介護との一本化が検討されているからである。

前項で整理したように、市町村の行政機関と障害者および地域住民が、障害者の生活ニーズ、社会的ニーズを正しく理解、把握し、必要な施策を計画、実施していくために協同していくシステムづくりが今求められているのである。

本稿では、三重県における障害者福祉「計画」の現状分析と課題の提起を行った。計画策定が遅れている地域においては計画策定の諸条件をどのように作っていくか、策定された計画がどのようにしたら有効に機能しながら実行されていくか、ということについては今後の研究課題としたい。

注

1) 総理府全国調査より。平成10年3月末現在、市町村障害者計画の策定状況は以下のように報告された。

3243市町村	策定済み・数値目標あり	320市町村 (9.9%)
	策定済み・数値目標なし	759市町村 (23.4%)
	策定中	665市町村 (20.3%)
	策定検討中	904市町村 (27.9%)
	策定方針未定	595市町村 (18.3%)

厚生省は「市町村障害者計画策定指針」(1995年5月)を示し、平成8年度中に全市町村で計画が策定されるように指導したが策定は進まず、指導を繰り返してきている。

2) 新障害者の十年推進会議「障害者計画策定に関する第2次市町村長アンケート調査 調査結果概要

平成10年2月1日現在』『ノーマライゼーション』7月号 1998年

3) 前掲総理府全国調査。

4) 前掲総理府全国調査

5) 平成10年12月11日にA町障害者福祉計画の事業の一環として、「人にやさしい地域づくり まちづくり」シンポジウムが実施された。筆者はコーディネーターとしてシンポジウムに関わったが、当日は平日にもかかわらず400人を越える住民の参加を得、障害者福祉への関心の高まりが見られた。

参考文献

- [1] 三重県『障害者対策の今後の方向 第二次長期計画 [改訂版]』 1998年3月
- [2] 三重県『三重のくにづくり宣言』 1997年11月

四日市の戦後復興期における都市形成の実態に関する考察 —工場操業に関わる問題を中心に—

坪 原 紳 二

はじめに

今もなお三重県四日市市の臨海部は、巨大さを誇るタンク群と高々とそびえ立つ煙突群、そして複雑に絡み合ったパイプ網によって埋め尽くされている。この四日市の石油化学コンビナートは、南部・塩浜における1959年の第1コンビナート本格稼働開始をもって産声を上げた。60年¹⁾に入ると、その内陸部へも石油化学関連工場が続々と進出、さらに63年には北部・午起で第2コンビナートが操業を始め、ここに四日市の石油化学コンビナートは全面展開を見せるに至る²⁾。そして、この過程と並行して顕在化してきたのが、かつての四日市の代名詞、公害である。すなわち、“臭い魚”に象徴される水質汚濁に始まり、以後、騒音、振動、悪臭、大気汚染などの環境破壊が激化、多くの住民は“四日市ぜんそく”にさいなまれるようになるのである。

四日市公害の歴史的生成過程を、コンビナート成立前の段階までさかのぼり分析した試みは、公害の知名度に比し極めて少ない。初期工業化において「名望家資本」「新たな財界リーダー」が果たした役割を明らかにした岡田知弘の研究、あるいは平野孝の海軍燃料廠払下げをめぐる政財界の動きを追った研究、などがある程度である³⁾。しかし四日市公害は、コンビナートが動き出し突如として発生した現象ではない。そこに連続的につながる、戦前からの前史があるのである。

筆者はすでに別稿で、戦前の四日市の都市形成史を論じている⁴⁾。本稿はその統編として、戦後、60年代初頭のコンビナート全面化直前期までにおける同市都市形成史を分析したものである。都市形成の歴史は、都市形成活動（開発行為、土地利用規制、操業規制など）、その社会的・政治的・経済的背景、結果として生じる都市環境、3者の因果関係の変遷の過程とみなすことができる⁵⁾。本稿はこれらのうち、特に都市形成活動及び背景を、工場操業に関わる問題に焦点を当て分析した⁶⁾。

使用した資料は主に、四日市市役所所蔵市議会議事録、同その他公文書、及び三重県立図書館所蔵『伊勢新聞』（当時県内最大の地元紙）である。また四日市で30年余りにわたり公害の問題に取り組み続けている“公害の語りべ”澤井余志郎氏からは、同氏編集の『記録公害』を始めとするさまざまな資料の提供を受け、口頭でも貴重な情報を得た。

1 工場の復興、石油化学産業の増殖

四日市は1888年、市の中心部で三重紡績（14年より東洋紡績四日市工場）が操業を開始したことをもって、近代工業都市としての歩みを始める。その後17年、富田町⁷⁾に東洋紡績富田工場が設立、さらに30年代に入ると各種大規模工場の立地が一気に進むようになる。すなわちまず32年、東洋毛糸紡績（42年より東洋紡績塩浜工場）が南部・塩浜に設立され、35年には常磐、日永にそれぞれ三重製絨所（41年より東洋紡績三重製絨工場）及び東洋モスリン（41年より鐘淵紡績）が設立される。同年、県有埋立地・千歳町への日本板ガラス進出が決定、36年12月より操業を始め、四日市の重化学工業化に向けた第一歩が踏み出される。

30年代後半になると塩浜臨海部の工業化が着手され、40年に東邦重工業、41年に石原産業（銅精錬と硫酸製造）、第2海軍燃料廠（海軍の製油施設）が操業を開始する。またその西方・泊には40年に陸軍製絨所（46年より東亜紡織）が設立される。さらに43年になると旧港地先の埋立地で大協石油が操業を開始、そして44年には北部・羽津に富士電機が設立されるのである。

このように四日市は戦前期、すでに相当程度の工業集積を果すわけだが、それが故戦時中は6回にわたり激しい空襲の標的となる⁸⁾。最終的には市街地の78%が消失、市内工場も東紡四日市工場が全焼するなど大きな被害を受けた。

しかしこれら諸工場は戦後、急速に復興を遂げ、また新たに石油化学関連工場が徐々に姿を現すようになる。繊維関係では東紡四日市工場は廃止となったものの、それ以外はすべて40年代のうちに生産再開にこぎつける。日本板ガラスは生産を継続、石原産業、大協石油、富士電機は生産を切り替えつつも、やはり操業を継続する。また海燃跡の一部では、残存施設を利用して日本肥料（48年より東海硫安）が硫安の生産を開始する。こうして48年には早くも、『伊勢新聞』紙上に次のような記事が掲載される。

産業界の復興はめざましく、全国一の装備を持つ日本板ガラス四日市工場は戦後数度の操業休止からこの4月本格的に再開、5月の生産量は44,700箱で月産目標をはるかに上回って戦前の最高記録を破り、日本肥料四日市工場でも4月には硫安生産に創業以来の新記録、東邦重工業のカーバイト、平田漁網の漁網などいずれも日本一の生産力を誇っている…⁹⁾

50年代に入ると、繊維に代わり石油化学が四日市の主力産業として台頭してくる。52年、東邦重工業（53年より三菱化成）の北隣でモンサント化成が塩化ビニールの生産を始め、また旧港地先の大協石油は埋立てによる敷地の拡大に着手する（55年竣工）¹⁰⁾。工業化の進展に伴い急増する電力需要をまかなうため、54年には海燃跡の一部用地で中部電力三重火力発電所が着工される（55年1号機完成）。

海燃跡の主要部分に関しては、激しい払下げ合戦が繰り広げられた後、55年8月、昭和石油への払下げが閣議決定され、58年、昭和石油四日市製油所が操業を開始する。そしてここから供給されるナフサを分解、石油化学関連工場の諸原料を製造する三菱油化が昭石の北で59年よ

り操業を始め、第1コンビナートが本格稼働に入るのである。同年中にはさっそく原料の受手として、四日市合成及び日本合成ゴムが操業を開始している。

2 公害解消に取組まず

戦前期の工業集積は水質汚染という形で公害問題を顕在化させた。これに対し市は補償交渉の仲介役に甘んじ、また県は専ら調査を行うのみであり、いずれも工場の操業そのものを規制することはしなかった¹¹⁾。

上に見るように戦後、60年代に入るまでの時期においては、コンビナートは未だ全面化していないとはいっても、石油化学産業も含めて工場の復興・新設は着実に進んでいった。そして公害現象も、40年代末から早々に再び問題化してくるのである。以下は52年1月28日付『伊勢新聞』の記事である。

戦後伊勢湾の魚貝類が激減の一途をたどっているのは四日市市の県下主要産業の11工場から流れる汚水による、とくに四日市、三重郡楠、津海岸地方の漁民は23年（昭和。以下同一筆者注）末から工場代表に“何とかして欲しい”と申し入れたが、工場側は浄化設備に1千万円以上もかかりまた被害は汚水による直接原因ではないと双方の意見が対立……県の調べによると前記地区では年間水揚げ高が“すずき”21年55万円に比べ昨年は10万円、“ぼら”は30万5千円がわずか1万円足らずで“カニ”“カキ”またノリなど約10分の1に減少…

戦後の市・県当局は、こうした公害にどう対処したのか。工場操業の規制に踏み出したのか。あるいは公害防止施設の整備を行ったのか。以下検証してみる。

(1) 市の対応

①排水対策

県は上の漁民・工場間の対立を解決するため、52年2月2日、漁民、鐘紡・大協・日本板ガラスなど工場十数社代表、それに四日市・津両市当局を集め、「工場排水協議会」を開く。ここで「県水産課調査による昨年8月以降の工場排水制限についてのデーターおよび漁民から出された被害調査資料」を検討、その結果「全面的に被害の原因とは認めないが、間接的な被害はあるだろうとこれを認め」¹²⁾るに至る。そして問題解決は四日市市当局に一任することで、合意に達するのである。

しかし事態はその後も一向に進展しなかった。3年を経た55年2月、『伊勢新聞』紙上に次のような記事が掲載される。

漁民と工場側が紛糾を起してから丸5年……昨年10月の大協石油火災による油の流出、今年の北西沿岸一帯のノリの大不作がこの問題に拍車をかけて再び燃え上り、四日市漁業協同組合ではほとんど毎日のように市役所に陳情団を繰り出して交渉を続けている…¹³⁾

さらに同紙上には四日市漁協の談話として、「工場へ行けば県へ、県へ行けば市へ行けといふ。市長に頼めば担当部長にはかれという。部長に問えば市長に相談してと逃げられる。こんな調子でこの5年間満足な回答を受けたためしがない」という声が紹介されている。一任されたはずの四日市市当局も、問題解決に積極的に取り組んで来なかつたわけである。しかもこの時点においてさえ同市当局は、「一地方の問題でなく全国的現象で早急解決は難しい。出来る限りの努力はしているが、国のこれら問題に対する方針に則って対策を講ずるより方法がない」と国の施策待ちで、依然自ら率先して問題解決に当る意志を見せていない。

その後排水対策は取られなかつたものの、工場・四日市漁協間の対立については55年3月、市・工場¹⁴⁾が250万ずつ、計500万円の「漁場転換資金」を漁協に支払うことで「解決」する。しかし四日市市内には中心部の四日市漁協の他、南に磯津漁協、北に富田・富洲原漁協があり、これら3漁協もやはり工場排水の被害を受けていた。56年3月19日の市議会でこれへの対策を問われ、水産課長は次のように答弁している。

各種排液によりまして漁獲高が年々減少を見ておるような状況であるのであります。この海水の汚染がなくならない限り……北勢の方面の沿岸漁業は年々衰微のはかない……漁業者に対する施策としては、根本的な解決をして漁法の転換等を考える以外にない……名案がありませんことを、まことに申し訳なくまた遺憾に思っております。なおこれに対しましては県の水産当局とも十分連絡いたしまして、漁業問題の解決に善処いたしたい…¹⁵⁾

工場排水が漁獲減の原因であることをはっきり認めながら、それを規制することには全く言及していない。同年6月26日議会での吉田勝太郎市長の答弁も、沿岸漁業の衰退は「ひじょうに大きな問題でなお、いろいろ御意見をいかしまして处置いたしたい」¹⁶⁾と述べるに止まり、排水対策には一言も触れない。そして代わりにこの時期、漁業振興策として市が追求していたのが「漁法の転換」、すなわち「遠洋漁業に出る」¹⁷⁾ことだった。県の遠洋漁業基地構想を受け、四日市市は同基地の富田・富洲原漁港への誘致運動を展開、議会も55年11月「遠洋漁業基地誘致委員会」を設け、一丸となって誘致に努めるようになる。そして翌年2月、四日市を建設地として指定する県遠洋漁業基地審議会の答申を引き出し、計画の実現に向け引き続き運動を進めていくのである¹⁸⁾。つまり市は、沿岸部の工場排水による汚染を黙認し、漁民には遠洋へ漁場を移してもらおうとしていたわけである¹⁹⁾。

こうした市の姿勢に対し、57年3月20日の議会で伊藤宗一市議が怒りを露にする。

数十名の漁民の代表者を市長に2回も3回も会わし、そうして市会側の連中にも話をして予算が通るように頼んでおったのに、いまだ市長は何ら会社側と話をしていない。またこの汚水の浄化装置ということについても再三再四話をしにいっているのに、いまだに回答がない……部長さん（経済部長一筆者注）に……あの悪液を食いとめるかいなかということを話したら、わしは悪液ということはわからないというようなことを言っておる。富田、富洲原、磯津3ヶ村の漁民は四苦八苦でいまや破局に陥つておるにもかかわらずけしからん…²⁰⁾

しかし吉田市長は、「部長も課長もいろいろと頭を悩ましておりますが、まだその結論が出ない……善処をいたしたい」、経済部長も「市長の指示に従いまして善処いたしたい」と答えるのみで、排水対策の意志を示すことすらしない。伊藤市議は、「いま市長さんから申されたようなことは耳にタコができるほど再三再四聞いております。ところがそれがひとつも実現しない。そういうようなことを、善処したいとかいうようなことばかりいっても何にもならない」と詰め寄るが、同調する市議はなく、結局一市議の感情的非難で終ってしまっている。

市は排水対策そのものは行わなかったが、水質汚濁の実態調査は県の水産試験場伊勢湾分場に依頼する形で進めていた。57年8月にはその結果が『伊勢新聞』で報道される。

生物化学的酸素要求量では磯津口、四日市港沖が6.0ppm台(安全度2.25ppm)で水産生物に致死的悪影響を与えていたほか、築港病院前、第一フ頭奥、石原産業工場前でもかなりの高い値を示している。またヨード消費量からみた硫化水素は1リットル当たり0.3ミリグラムで、水産物の一般水質基準と考えられる0.05にくらべはるかに高い。これらの点からみて四日市港への廃水が付近海水を汚染していることは明らかで、今後の対策が望まれている。²¹⁾

これについて同紙コラム「大観小観」は、工場污水が汚濁源であることは「実に古い話であり、常識ではだれも知っており「知らぬは市当局ばかりなり」であったが学問的に実証されたのは何よりだ」²²⁾と論評している。しかしこまでの引用文にも見られるように、以前から市当局も議会も、工場排水と水質汚濁＝漁獲減の因果関係を認めていたのである。したがってそのことが客観的事実として確認されたとしても、彼らの姿勢に変りはなかった。58年3月19日の議会で生川平蔵市議は次のように発言している。

昨年も近海漁業の不振であることはしばしば申し述べましたが、年とともに悪化しつつあることは事実であり、貧困のどん底にあえいでおる現状であります。年とともに悪化することは、大工場が悪液を相当量海に放流することが第一の原因であり……市の理事者はそのときは調査するとか対策を講じるとか言われますが、その後の様子では少しも話は進まないし、おそらく話はしておらないだろうと思います。……対策としては遠洋漁業船を持たなければ現在はどうしてもやりきれないと思うのであります。²³⁾

工場排水が漁業不振の原因であることを認め、かつ市の怠慢を難じつつも、結局唱えているのは遠洋漁業の振興であって排水対策ではない。産業部長の回答も同じで、同月2日、盛大な起工式を挙げた遠洋漁業基地を最大限活用することが市の漁業対策として「一番大事なこと」であると述べ、一方工場排水対策については「むずかしい」を連発、極めて消極的である。

悪液の問題については、これは昨年来県の方に調査をしてもらっておりますが、この問題は非常にむずかしいのであります、1・2回の調査によってそこに魚類が棲息できんような悪い条件のものが発見できたといたしましても、直ちにこれをもってどうということまではなかなかむずかしいので、さらにその後も調査を依頼しておるのでございまして、県の水産試験場が最近白子の方に建築中²⁴⁾で、そのために移転の仕事等があつてその後の調査もこちらが依頼しておるようには進んでいない状態であります……広い海の中に流れて

おることでありますので、きめてというものがむずかしい…

さらに生川市議から、浄化設備の設置を工場に頼んだことがあるか問われると、「頼んだことはございません」と明言、「試験場の移転が終ればまた調査も^{アマ}してくると思いますから、その後においてその結果を見て適当な処置を講じていきたい」と全く曖昧な答弁で締めくくるが、議会はこれで了承してしまう。28日の議会では前述の伊藤市議が一人、「沿岸漁業はほとんど昔の百分の一も魚がとれない。そういうようなことを放っておいて部長の役がつとまると思うか。……来る以上は浄化装置をこしらえなければならんといっているにもかかわらず、そんなこと馬の耳に念仏と知らん顔をしている」²⁵⁾と産業部長を厳しく批判する。しかし議会経済委員をも批判したがため、逆に同委員から謝罪を求められることになる。

排水対策に取り組まぬ一方、金銭問題としての解決には奔走した点は、戦前と同様である。前述のように四日市漁協については、市は工場と同額250万円の補償金を分担している。また58年11月5日の議会で、残る磯津・富田・富洲原3漁協の補償交渉の進捗を問われ、平田佐矩助役²⁶⁾は次のように答えている。

会社に伺いましては……この前（四日市漁協の時－筆者注）お願いたしました2倍の線を……基準にしてお願ひしております……私は産業部長と水産課長の方に、あとまだ未解決の部分につきましてはあなた方も手を貸してほしいと申しまして、いま未解決のところをお願いしております……ただいまのところ45万円ほどがまだ不足をいたしております……先般港湾協会のことで上京いたしました折に、寸暇を盗みまして本社（日本合成ゴム－筆者注）へもまいり、松田専務取締役にも懇願いたし……やがて御了承を願えると思います。そうしますともうあと15万円ばかりでございますが、この前5万円出されました第一製薬さんに対しましては、第2回のお願いにまいりました。……板ガラスにつきましては……いま現に御承諾を願っておる金額をご奮発願えれば終極に達します……でき得る限り波風の立たんようにいたしていきたいという趣旨のもとにやったことでございます。^{…27)}

会社に排水浄化を要求するのではなく、補償金を出してくださいと「懇願」して回っているわけである。結局3漁協への補償金総額1,000万円を市が510万、工場²⁸⁾が490万負担することになり、59年3月支払いが完了される。

この時期、市当局は工場排水による沿岸域の汚染に対し、遠洋漁業の振興、あるいは補償交渉の推進といった形でしか対処せず、排水を浄化させる施策には取り組むことなく、かつそれへの意志さえも議会も含め極めて希薄だったのである²⁹⁾。

②排ガス対策

50年代も中ごろになると、工場の排出ガスによる大気汚染、悪臭の問題もいよいよ顕在化してくる。これへの市の対応を次に検証してみよう。以下は54年6月30日付『伊勢新聞』からの抜粋である。

午起、高浜両町の市営住宅に住む183世帯……真向いの大協石油四日市工場でアスファルト

製造の際生じるガスおよび、同地域内にある大和化成が硫酸ピッチから無煙炭粘着剤精製の際生じる亜硫酸ガスなどが風にのって住宅に流れ込み、咽喉や眼をいためるものが続出するというので……市では早速四日市保健所に連絡対策を要請、保健所では去る28日渥美所長、榎橋衛生課長が実情を調査…

「ピッチ」とは原油精製後に残る黒い物質のこと、練炭や舗装材の原料となる。この加工を行うピッチ工場による環境破壊が、以後、市内外で頻発するようになるのである。上の問題は同年9月17日の市議会で取り上げられ、建設部長は次のように答弁している。

だいたい有毒性のガスを発生いたしますところは2カ所ありますて、これを保健所の方へ依頼し、有毒性であるかないかということを調査いたしました。いずれも工場現場におきましては有毒であるということは、保健所において認めております。しかし、これが距離の離れました住宅その他のものに対して風の方向によって流れた場合に、有毒であるかないかということは目下調査中……その結果を待ちまして早急に処理いたしたいと考えております。…³⁰⁾

現実に喉や眼を痛める者が続出している以上、ガスの有毒性が確認された時点で即、対策に乗り出すべきと思われるが、さらに調査を待つと言っている。地元選出の小西清一市議が、

「相当問題になってからもうすでに4カ月にも5カ月にもなっておる。はっきり有毒であるということを保健所は認めておるのにまだ放ってある。……市のまつりごとをやる幹部諸生としてはきわめて冷淡でないか」と批判するが、建設部長は「最後の結論が出されれば、それによつてわれわれは善処いたしたい」と、結果待ちの姿勢を変えない。直前に、「工場地帯といつしましては調査するのが限度でございまして」と述べており、そもそも厳しい措置を取る意志が無いことをうかがわせる。

その後大和化成は55年、住民の運動により撤退となるが、大協石油の方は市民生活を脅かし続ける。すなわち55年7月29日の議会では、衆内市議が「午起が住宅地域になってそうしてひじょうにあの地区が大協の煙、その他で危険な障害を受けております」³¹⁾と発言、さらに58年8月29日付『伊勢新聞』も「北条町の人たちは近くのD石油の廃ガスのにおいてろくに食事もできないと訴えている」と、大協の排出ガス被害を報じているのである。

一時市内から追放されたピッチ工場であるが、56年から再び、今度は末広町で操業を始める。58年8月15日の議会で浜田彌平市議は、近隣住民の惨状を次のように訴える。

時によると、夕御飯を食べておる近所の家庭が御飯を放って逃げ出すような始末でござります。近くに待避所がありませんので、2町3町離れて吸った息をはいて、家に帰つて御飯を食べるというような始末……鈴鹿市にその産業がまいりますと、鈴鹿市は市議会で決議をして追っぱらってよこしました。……もはや自分の家庭を自分のすまいとして使えないような状態にまで追いやられております…³²⁾

以下は対策を問われた産業部長の答弁である。

この問題は昨年……私も現場を拝見いたしました。……保健所と連絡を取り県から、衛生

課長に来てもらって、同時に工業試験場の指導を受け、そうして悪臭ガスが外に出ないよう改善する、こういうことにして……その後地元の方の声は知らなかつたので、うまくいっておるのかと思っておったのですが、先日の新聞を見て実はびっくりをしたようなわけ…

地元が受けている被害の深刻さを考えるなら、あまりに無責任な対応とは言えまい。当問題はその後も尾を引くが、解決に動いているのは常に保健所であり、市は一貫して主動的取り組みを見せていない。また浜田市議は、市当局自ら問題解決に当るよう要望はするものの、鈴鹿のように「議会で決議までしたくありませんが」と、強い措置を取ることには消極的である。こうした微温的姿勢は後の公害訴訟の提起者、前川辰男市議においてさえ見られる。彼は60年3月15日の議会で、「石油会社から出た灰を処理する工場でありまして、ひじょうにくさい臭いが出る」と指摘するが、市当局に求めた対応は以下のようなものだった。

公害防止条例というふうなものをやってみましても、大きな工場は自力ができるであります。しかし、小さな工場や事業場では結局その事業を圧縮するにしかすぎなくなる。そういう条例を作るような形でなく、保護、育成するという考え方で、具体的に早急に打ち出していただきたい。³³⁾

市議は工場経営を危うくするような排出ガス対策には消極的であり、そして市当局は排水対策同様、排出ガスの改善に責任持つて取り組むことを怠っていたわけである。

(2)他市の対応

以上見てきたように四日市市は、工場操業に伴い発生する公害に対し、代償的措置を講ずることはしたものの、公害自体の解消に関しては戦前と同じくこの時期も、傍観者的対応に終始していたのである。

ではこうした姿勢は、四日市特有のものだったのか。それとも拠るべき法律がなく、かつ一般的に工業化指向が強い中、どこの自治体も同じだったのか。このことを包括的に論ずることは現時点では不可能だが、『伊勢新聞』紙上に掲載された周辺市の状況から以下、探ってみることにする。

①鈴鹿市

鈴鹿市では55年、南玉垣町で協栄加工、生川商店、ゆたか産業のピッチ工場3社が操業を始め、それらの排出ガス、廃液が周辺農地に被害を及ぼすようになる。これに対し鈴鹿市議会は、先の浜田四日市市議の発言にもあるように12月5日、「工場に施設、原料の速やかな撤去を要求することを決議、県、県議会はじめ原料供給工場へも決議文を出し善処方を要望する」³⁴⁾。この結果協栄加工は撤退、さらに同市は残る2工場の工場主を翌年1月20日、市役所に呼び出し、「工場は早急に立退いてもらいたい市の主張に変りない。工場の諸設備は県衛生部が承認するまで完全なものにし、地元民の納得のゆくまで操業を中止する」³⁵⁾と強く申し入れるのである。

工場側は改善を確約するが操業実態はなかなか改まらない。以下は56年7月28日付『伊勢新聞』の記事である。

鈴鹿市岸岡、南玉垣地内で約15町歩の稻田が枯死寸前の被害を受けたため農民が騒ぎ出し、同市議会重油ピッチ特別委員会（委員長長谷川勇三郎氏）では27日県農試場、同衛生部、亀山保健所、県商工課から各係員を招いて現地調査を行った結果、南玉垣地内に野積みとなっている生川商店（生川由蔵氏）所有の重油ピッチ原料がさる23日の降雨で溶けカンガイ用水である糠塚川へ流れ込んだものとわかった。…

上記特別委員会はすでに再三、野積みピッチの撤去を生川商店に要求してきたが、受け入れられず上の事態となつたため、今度はピッチの供給元、四日市の大協石油と話し合うことにする。

同市では去月（7月一筆者注）31日、同市の原料供給もとである四日市市大協石油と県の立会で詰め合つたところ、大協石油でもその被害を認め、7日県を通じ同市へ今後ピッチの原料となる重油の残サは持込まないと連絡があり、一応この問題は解決した。…³⁶⁾

しかし生川商店は生産規模を縮小して操業を継続、58年になると規模を拡大、再び周辺農地に大きな被害をもたらす。

鈴鹿市南玉垣町でまたも重油ピッチが田植えを終えた水田1町歩に流れ込み、中には苗が枯死してしまつたため植え直しまでする農家も出でていたが、30日（6月一筆者注）夜から1日朝にかけての大雨で被害はひろがる一方。…30日市、県、警察、農業共済連など関係者が現地を視察したが、1日も市職員が現地を訪れるなどあわただしい動きを示している。

…³⁷⁾

この事態を受け7月11日、市議会全員協議会は「大協石油四日市製油所と加工業者に重ねて厳重警告をする」³⁸⁾ことを決議、そして8月18日、市、農家、工場責任者3者で協議を行い以下の協定を調印、ようやくピッチ問題は解決の運びとなる³⁹⁾。

- ①ピッチの原料は今後一切持ち込まない
- ②現在残っている原料と全施設は、来年3月までに撤去する…⁴⁰⁾

法的措置が取れない中、市、特に議会が中心となって問題解決に当つており、特別委員会まで設置、被害が出る都度迅速かつ厳しい対応を取つてゐることが分かるだろう。一方誘致企業に関しては四日市同様、上のような毅然とした姿勢で臨むことができていない。しかしその公害を、放置していたわけではない。以下は58年4月26日付『伊勢新聞』の記事である。

鈴鹿市内の6漁業組で結成する水産振興会（服部重次郎会長）は工場汚水対策を早くたてほしいと25日、米木正一郎氏ら代表が杉本市長に陳情した。市内の呉羽紡、大東紡の工場汚水（1日約1,200トン）は未処理のまま千代崎港にそそぐ金沢川に捨てられているが、このため沿岸漁業が不振となり……組合員1,800人が生活をおびやかされているというもの。……漁業組合は22日、津市藤方の中央整毛工場の浄化装置を見学、800万円程度の装置で成果を上げていることがわかつたので市議会にはかってもらいたいと陳情した。…

同水産振興会は6月にも再度同主旨の申し入れを市に行い、結果7月11日市議会全員協議会は、「岸岡町地内金沢川に工費100万円で汚水を浄化する沈殿ソウをつくることになり設計ができる次第着工する」⁴¹⁾ことを決める。この沈殿ソウは同年末に完成、「好成績を収め」⁴²⁾、さらに市は59年度より「西部地区の工場や今後の新設工場を含め根本的な汚水処理に乗り出すことになった」。

たまたま昨年末、閣議決定をみた新年度予算案に特別都市下水路事業としてこの工事が認められたので、新年度早々から岸岡町地内で工事に着手する意向である。計画によれば、3ヵ年継続事業で総工費6千万円（うち5百万円は国費、残額は起債）を予定、現在の沈殿槽の2倍に当る約3,500トンの完全処理能力を有する本格的な浄化槽を設置……ここで浄化された水は付近の水田に流してカンガイ用水として用い一石二鳥の効果をあげようというもの…⁴³⁾

つまりあくまで工場側に負担をかけない形ではあるものの⁴⁴⁾、市が責任を持って汚水の浄化に取り組んでいるわけである。

②名張市、上野市

名張・上野両市ではこの時期、共に弁柄製造工場をめぐる公害紛争が起きている。その際の自治体の対応を、まず名張の例から見てみよう。52年10月6日付『伊勢新聞』には、次のような記事が掲載される。

名張町議会では近く同町二本松、大森弁柄工場……に降酸防止方を申し入れる。問題の酸は同工場が弁柄製造中発生する亜硫酸ガスで……名張小学校児童がこのガスのため咽喉を痛めたり悪臭に頭痛がして勉強が出来ないなど切実な叫びを上げている……

上林名張町議長談

……町議会は断固として降酸防止を勧告する考えだ。町の産業振興のためとはいえ、児童の健康を阻害する行為は捨てておけない…

町議会の強い姿勢にも関わらず、問題は54年3月の市制施行後まで持ち越され、同年7月には市教育委員局が上野保健所に調査を依頼、56年9月、今度は市は「大阪府工業試験場に専門的な調査を依頼する」⁴⁵⁾ことにする。さらに57年8月には、「大森ベンガラ工場……の煙害対策を詰合う市議会煙害対策特別委員会……は10日午後、大阪市西成区津守、山口ベンガラ工場の煙害防止施設を視察する」⁴⁶⁾。そして翌年1月、同委員会は移転でなく、煙害防止のための設備改善を行わせるのが妥当と結論、その旨を工場側に申し入れる。これを受け工場は59年末、「400万円で新しく洗じょう装置と中和装置をエントツにとりつけ……公害除去を責任をもって行なうという契約を市とのあいだでかわし」⁴⁷⁾、同問題を調査していた津地方法務局人権擁護課は60年10月、「名張市当局と会社側の積極的な措置で、現在はほとんど無害となったので、今後の調査を打ち切った」⁴⁸⁾と終結宣言を出すに至る。解決まで長い期間を要してはいるが、市(町)が鈴鹿同様議会内に特別委員会を設置、公害の解消に前面に立って当っていると言えよ

う⁴⁹⁾。

上野市の四十九町は、森下弁柄工場が出す廃液、煤煙による農作物被害に対し56年8月28日、町民大会を開催、以下の決議を上げる。

われわれは森下弁柄工場に対しバイ煙と廃液による被害の防止施設を設けるとともに、被害に応じて補償させる一方、関係官庁は農作物と人体に及ぼす被害防止の適切な措置を講ずるよう要望、その実現を期する…⁵⁰⁾

この大会には市からも農林・商工観光両課長、及び地元出身の市議2名が出席していた。そして翌57年9月14日、住民、工場側、市長3者が集まり協議の結果、以下の申し合わせを締結、「1年ぶりに解決」となる。

森下弁柄工場は四十九地区へ見舞として18万円を支払い、廃煙については煙突を高くし、廃液はこれまでのように下水へ流さず、一たん貯水ソウにためて中和し、専用の水路をつくって久米川に流すように、33年（昭和一筆者注）4月末までに準備する。またこれでも被害のあった場合は、市長が中にはいって調整する…⁵¹⁾

やはり市は、問題解決に自ら関わっていっているわけである。

以上わずか3市の例とはいえ、四日市との違いは明白であり、四日市の公害解消に対する消極的姿勢は特徴的なものであったと推測できるのである。

（3）県の対応

①県

次に県の公害への対応を検証してみる。（1）の冒頭で紹介したように、この48年来の工場・漁民間の紛争で県衛生部及び県の水産試験場は「科学調査」⁵²⁾を実施、52年2月の工場排水協議会では工場廃液による間接的被害が確認される。しかし対応は四日市市に一任することにし、事実県はその後、この紛争の解決に関与しない。

54年12月14日付『伊勢新聞』には以下のような記事が掲載される。

県産業立地整備促進協議会常任幹事会は13日……まず本年度の事業計画として各市共通の問題である工場の廃水問題をとりあげ、現在ある工場に対しては水質調査を行い、将来建設が予定される工場に対しては類似工場を調査し、汚水の予防設備、地元との補償、および農水産関係の実態を調査し、立地条件を整備にのりだすことをきめ、明年1月からこれに着手することを決定した

確かに翌55年3月8日の県議会で工場排水対策を問われ、水産課長は「県の水産試験場におきまして、主として技術的に調査をいたしまして、また試験場ばかりでなく県の水産大学等と連絡をとりまして、学理的にこの原因の究明に当つておる」⁵³⁾と答弁している。しかしこの調査の結果、及びそれに基づく対策が報じられぬまま、先の57年8月の記事が掲載されることになる。四日市市から依頼され、四日市港付近の水質調査を進めていた県水産試験場伊勢湾分場は、「工場の廃水は海水の汚濁源になっている」と報告するわけだが、県は「引き続き工場廃液の

分析を行う予定」⁵⁴⁾であり、やはり排水対策には乗り出さない。

翌58年6月29日付『伊勢新聞』にも、次のような県の調査に関する記事が掲載されている。

13号台風以来沿岸漁業は年々衰微している。県水産課ではその実態を調べていたが、次のとおりまとめ今後の対策をねることになった。……

②水質汚濁の防止＝工業廃液による水質の汚濁はひどく被害は31年（昭和。以下同一筆者注）75件、32年63件に上っている。将来国で総合的な対策を立てるべきだ。…

工場排水による被害の深刻さを認めつつも、自ら排水対策を取る意志は示していない。また同日の紙上では、調査の実施機関である県水試伊勢湾分場について、その「調査船“はやぶさ”（13.6トン）が老朽化し、危険として職員が乗船を拒否したため就航を取り止め」といふと伝えており、翌年2月23日付同紙も、調査体制の不備を報じている。

同場の年間予算は約340万円、このうち……研究調査にあてられる費用は100万円余り、これではとても広範囲の良心的な研究は続けられない。また調査船「はやぶさ」も老朽化し昨年、廃棄処分となり、その後は県の取締船や民間漁船をチャーターしているが、自分の持船でないだけに何かと不都合が起り新年度ではぜひ新造してほしいと強く要望している。さらに人員も全職員14人中、事務部門が半分、研究に専従しているのは7人。一人二役どころか一人三役、四役はザラでこれでは満足に研究もできないと悲鳴をあげている。

しかしその後も同分場は調査活動に繰り返し取り組んでいく。60年に入ると早々に、「3カ年計画で同分場の全能力をあげ本県沿岸の汚水量と魚類に及ぼしている影響について徹底的な調査をすることに」⁵⁵⁾する。すでに水質汚染は深刻な段階となっており、かつコンビナート全面化を目前に控えさらなる悪化が予想される中、3年という調査期間は余りにも悠長と思われる。また本調査の目的について、60年1月24日付『伊勢新聞』は次のように述べている。

今まで同分場では……問題が起こるたびに依頼を受けて調査していたが、調査が部分的に限られ、それに工場建設以前の汚水程度がわからないため実際の影響がどれだけあったか、また補償をいくらに見積もるかというむずかしい問題に直面することがたびたびあった。そこで県内の全沿岸の汚水程度をあらかじめ調査することにより、今後工場が建設された際、比較研究するのにも便利であり、他の地区とのバランスをとるのにも好つごうであるとして乗り出したもの。

つまり水質汚染を防ぐためというよりも、汚されることを前提として、その際の補償額の算定に資することを目的としているわけである。

同年の3月、消費者からの苦情で四日市市沖の“臭い魚”的問題が、いよいよ表面化する。

県は当初「伊勢湾沿岸一帯に起こっている問題ではないので今しばらくようすをみる」⁵⁶⁾としていたが、臭い魚の出現範囲が鈴鹿市、津市沖へと拡大してきたのを受け、5月、県水試伊勢湾分場に半年かけ調査させることにする。「しかしその調査結果が遅く……その結果を公表することは補償問題はもちろん、今後の工場誘致にも影響して大きく政治問題化するおそれがあると渋る傾向があった」ため、翌月、伊勢湾魚連は「“県の調査結果はどうい期待できない”

という結論に達し」⁵⁷⁾、独自に調査を行うことを決める。

7月、県水試による調査の結果、臭い魚の原因が判明する。すなわち、「石油精製の際に出るピッチゼノールなどが流出して沈澱、分解して炭化水素になったものが、普通の海水にくらべて非常に多く、また港内のしゅんせつ作業による海底土砂のかくはんで、これら物質が海水に混入、魚が摂取したため」⁵⁸⁾であった。しかしこれでも、排水対策には着手しない。9月9日付『伊勢新聞』によれば、県はこうした「予備調査の結果、被害の大きいのに驚き、近く調査機械などを購入して、本格的な調査に乗り出すハラを固めている」という。しかもこの本格的調査の結果が出るのは、1年から1年半先とされる。

そこで伊勢湾漁連と県バッヂ網漁協組は10月5日、「伊勢湾汚水対策促進同盟」を結成、田中覚知事に「くさい魚の対策を早くたててほしい。国や県が対策をたてない場合、漁民は実力行動に出るかも知れない」と陳情する。彼らによれば「工場排液にドジョウを放り込むと最悪の場合1分間で死に、2分後には皮がむけ出すという結果がでている。ところが、国も県も浄化設備の設置など、積極的な対策をたてるよう工場側に働きかけてくれない」という。しかし知事は「いま衛生部などを通じて、汚水被害の調査を進めているが、結果が出るまではかなり時間がかかる」⁵⁹⁾と、取り合わない。

県水試の実験の結果、10月中旬には再度、工場廃液が臭い魚の原因であることが確認される。

これは四日市港周辺に排水される各工場廃液を使って、うなぎと黒だいを飼育し、魚体内への着臭状況を観察したもので、①排水口付近に試験用カゴを置く野外試験②飼育水中に廃液を加える室内実験③飼料中に廃液を加える室内試験、の3通りに分けて調べた。

その結果、野外実験では、2日後に異臭がわずかに出て、4日後にはかむとくさくて食べられなかった。……室内実験例では、水中に廃液を加えた場合、2日後にはくさくて食べられず……エサの中に廃液を加えた場合は10日目に異臭が出て食べられなくなつた。…⁶⁰⁾

同月、県は「汚水対策会議をつくり、総合対策をねる方針を決め」⁶¹⁾るが、実際の発足は延び延びとなり、漁民から急かされて12月12日、ようやく第1回目の会合が開かれる（「伊勢湾汚水対策協議会」）。12月26日付『伊勢新聞』によれば、同協議会の「調査結果がまとまるのは半年か1年半先のようで、それから対策の実施計画がたてられる」という。また、「県では、すでに鈴鹿市白子以北の32工場のうち被害の明らかになった工場にたいしては漁業調整規則33条にもとづいて浄化施設の設置を勧告しているが、浄化施設には億という金がかかるだけに、勧告のされっ放しの工場がほとんど」と伝えている。

以上から分かるように、この時期の公害に対する県の対応は、基本的に戦前と同じであった。つまり、調査は繰り返し行う。しかしその結果、工場が汚染源であることが判明しても、操業規制にはあくまでも踏み出さない。そして調査活動自体も、その貧弱な体制、長い調査期間、あるいは補償のためといった位置付けから考えて、公害解消に向け真摯に取り組まれたものとは言い難い。公害対策を先延ばしするための調査と、言わざるを得ない面があるのである。

②保健所

では住民からの苦情の、日常的な窓口となっていた四日市保健所（県の機関）の場合はどうか。前述のように50年代中ごろから、ピッチ工場を始めとする工場の排出ガスが、市民生活を脅かすようになってくる。このため56年には、同保健所が年間で受理した大気汚染に対する苦情・陳情は、19件に達する。しかし保健所の対応は、決して市民の満足ゆくものではなかった。

同年7月27日、四日市の目抜通り、諏訪新道で田中知事も出席の下開かれた街頭公聴会では、市民から「保健所は名目だけの検査からもっと心のこもった検査をやってほしい。工場煤煙で困っている」⁶²⁾との訴えが寄せられる。これに対し保健所側は、「地元の話合いで解決するほか手がない」、あるいは、「そのつど、浄化設備をつくるにしても相当な金が必要で、工場の理解が望ましい」⁶³⁾と、他人任せの回答に終始する。

前述の末広町のピッチ公害について、58年8月13日付『伊勢新聞』は次のように報じている。

四日市保健所では12日……同地区を訪れて地区の人たちから実情を聞いた。……①同地区は四日市都市計画事務所から工場地域に指定されているので、法律上、場所が適当でないとはいえない②非常に有害だとわかった場合でも、これを取締る法律が現在はできていない、などのことから、結局、衛生部、保健所側としては「環境衛生の立場から工場側と地区の人たちが自主的に話しあって解決してほしい」とすすめるだけの態度しかとれない実情のようだ。

保健所は何もしないわけではないが、自ら工場を取締ることは、完全に諦めてしまっていることが分かる。また、先に引用した8月15日市議会で、浜田市議は保健所について、ピッチ工場の「責任者は元、県の商工課長をしてみえた方だそうでありまして特に保健所あたりがこの方に対してどの程度まで言えるのか、町民はひじょうに嘆いております。この苦しみはよく分かるが、法的にどうのこうのというような返事で…」⁶⁴⁾と述べている。保健所が地元住民から見て、腑甲斐ない対応を続けていたことがうかがわれる。

同年の12月4日には、本問題について話し合うため保健所他、市衛生課長、自治会長、工場側代表が集まり、「公害対策協議会」が開かれる。

市保健所は9月19日、10月12日、11月14日の3回にわたって県衛生研究所に実態調査をたのみ同工場付近の亜硫酸ガスの発生状況を調べた。その結果第1回は亜硫酸ガスの発生がきわめて多く市保健所は同工場設備の改善を注意した。しかしこの改善で2回目の調査は「まず無害」だったが、3回目は同工場から約10メートル離れた場所で人体に影響する相当量の亜硫酸ガスがあることがわかった。この問題は工業都市四日市の大きな問題でもあるので公害対策協議会を開き総合的に解決をはかろうとするもの。

この協議会では①四日市工業所の操業管理に不完全な面がある②特に夜になると同工業所が請負制の操業のため管理者がはつきりしなくなる、などの注意を同工業所に与え、さらに亜硫酸ガスの発生状況を県衛生研究所の手で調査することになった。⁶⁵⁾

保健所の「注意」はすぐ反古にされてしまっており、また協議会の「注意」も、はなはだあ

いまいなものである。結果として59年6月には地域住民より、この協議会後も「一介の設備改善も行われず依然としてなやまされている」⁶⁶⁾と訴える陳情が、市に提出されることになる。

③法律の制定

保健所は工場を取締らない理由として、法律が無いことを挙げていた。しかし県は国が法律を作るのを待つのみで、自ら率先して条例を作ることには消極的であった。例えば56年5月31日付『伊勢新聞』は、工場汚水処理条例に対して県の「当局者は、ケースによってそれぞれ実情対策が異なるから、一律に条例で規定するのは無理だと意見が強い」と報じている。また58年3月7日県議会で、工場汚水条例を定める意志を問われ、田中知事は次のように答えている。

工場の汚水、排水を取締条例で取締る意図はないかというお話をございますが、これにつきましても国においては前々から検討をいたしております、いずれなんらかの形で法律の制定ができるものと確信をいたしておりますので、しばらくそれまで待つておるような状況であります。⁶⁷⁾

国の法律についても、田川商工水産部長⁶⁸⁾が「臨海化学工業が発達すると必然に廃液流出による漁業不振を伴い損害補償問題が紛糾する……土地収用法の如き一定基準の立法化が望ましい」⁶⁹⁾と述べているように、必ずしも工場操業を規制する根拠としての法律を望んでいたわけではない。

つまり法制定という面から見ても、この時期の県は、公害解消に積極的に取り組んではいなかつたのである⁷⁰⁾。

3 背景

次に、以上の都市形成活動の背景を考えてみる。県・市当局の強い工業化指向と周辺市町村の劣らぬ工場誘致熱が、操業規制を思い止まらせる要因となっていたことは戦前と同様である。例えば58年2月24日の『伊勢新聞』紙上で、先の田川部長は「本県はこれから工業をのばそう」というときだけに、伊勢湾内の汚水防止は非常にむつかしい」とはっきり述べている。一方、工場、中でも石油化学関連工場の立地が進行したことについては、誘致運動の成果というよりも、石油化学産業の持つ自己増殖性とでも言うべき性格が大きく関係していた。ただこれらの問題は別稿で詳しく論ずることにし⁷¹⁾、本稿では特に、漁民の対応に着目してみたい。すなわち、工場排水による水質汚染、あるいは汚染源となり得る工場の進出に対し、漁民はどのような姿勢で臨んだのか。戦前における受容的姿勢に変化は生じたのか、である⁷²⁾。この漁民の対応のあり様も、これまで述べた工場立地動向や県・市当局の公害に対する姿勢に、大きな影響を及ぼしていると考えられるのである。

(1) 四日市漁協の対応

市内4漁協のうち、戦後最も早い時期に水質汚染に対し声を上げたのは、四日市港及びその近辺を漁場としていた四日市漁協であった。以下は51年1月、同漁協が最初に市に提出した陳情である。

近時右の大工場より廃棄する硫酸、石油、その他悪液のために魚介類は死滅し、魚類は四日市港外に避退して寄り付かず、「のり」の如きは油粕が附着して生産でき得なくなり、偶々漁獲されたる鮮魚も油臭くて食用とならざる実情にて買手なく……つきましては大工場より悪液その他薬品等を四日市港に投棄せしめざるよう何分の善処をせられ、私等の生活の保障せられんことを組合員その他を代表してここに陳情に及びましたものであります。

73)

“臭い魚”はこの時点ですでに、出現し始めていたわけである。そして四日市港で漁業を継続するため、市に対し工場排水対策を求めている。至極当然の要求のように思えるが、翌52年になると、同漁協の陳情内容は大きく変る。すなわち、「工場の発展なくして四日市市の発展が期し得られないことはわれわれ漁民と致しましても十二分に承知致して居る」と、工業化に対し理解を示す。そこで、「単に漁民の利益のみを主張することなし社会共同の生活を維持し得る方策を研究」、その結果、「漁場の転換とそれに伴う漁船の建造改造以外にわれわれ四日市の漁民の生きる道は他になしと確信」するに至る。具体的には、午起沖を新たな漁場とし、ここに「築磯投石を行い魚族の聚集を図り」⁷⁴⁾、また漁場が遠隔化するため組合が動力船30隻を建造、引き続いて既存動力船の改造を行うという。そして、そのための費用として市に200万、県に50万の補助金を要求し、工場にも500万の寄付を求めているのである。一方、排水対策はもはや、要求しなくなる。つまり同漁協は四日市港を工場に明け渡し、そこが工場排水により汚染されることを容認してしまったわけである。

四日市漁協の要求は、前述のように55年3月、市・工場折半で漁場転換資金500万を同漁協に支払うことで妥結する。しかしこの時すでに午起沖は、漁場としての将来性を失っていた。なぜなら愛知・三重両県当局、名古屋・桑名・四日市・鈴鹿の各市長等からなる「伊勢湾工業地帯建設期成同盟会」は、54年5月の第1回総会で、政府の木曾特定地域総合開発計画に三滝川一海蔵川間（午起）地先27万坪を埋立て、臨海工業地帯を造成する事業を加えるよう陳情することを可決している。そして同年12月には県は、国土開発審議会の場で、午起埋立ての55年度着工を要望しているのである⁷⁵⁾。

結局四日市漁協は漁場の造成も動力船の建造も行うことなく、「皆で金をわけてしまつ」⁷⁶⁾たという。しかもこの500万の分配をめぐっては、以下の57年5月21日付『伊勢新聞』が報じているように、横領事件まで起きている。

この補償金は損害の度合に応じて組合員74名に分配されることになっていたが、藤村組合長、中島、西脇理事らはうち350万円だけを分配し……150万円は、補償金の交渉にあたった伊勢湾漁業協同組合連合会の浜川猪勢男総務（41）に謝礼金として30万円を贈ったほか、

組合資金の一部に流用したり、遊興に使っていたが、相当金額を横領していることがわかった。

(2) 磯津漁協の対応

では、市内最大の漁獲量を誇っていた磯津漁協の場合はどうか。同漁協は52年より、時には四日市漁協とも統一行動を取りつつ、工場廃液の補償を求めて陳情を続けていた。ところが四日市漁協だけが55年3月解決を見たため、56年4月、以下のような陳情書を市に提出する。

四日市漁協組だけ解決せられたのであります……一方的に解決せられたことは、磯津漁協組員406名は了解に苦しむ……漁民が多いだけ被害も多く受けている磯津漁民にも、平等の御同情を頂きたいと思います。

もちろん四日市市の立地条件からみましても、工場の発展なくして四日市市の発展が期し得られないことは、我々磯津漁民としましても十二分に承知しております。……臨時総会を開き漁業転換とこれに伴う漁船建造、並に一般附属漁具一切の購入を決議しました。……到底組合独自の力では転換することはできない……何分の御配慮をお願い致したいと存ずるものであります。⁷⁷⁾

四日市漁協同様工業化に理解を示し、漁業転換、すなわち「沿岸漁業に見きりをつけ熊野灘へ出漁を図る」⁷⁸⁾ことにし、そのための設備投資に対する補助を求めているのである。一方排水対策については、やはり一言も触れていない。

この陳情は市議会産業経済委員会に付託されるも、同委員会は保留を重ねなかなか結論を出さない。そこで磯津漁協は58年7月、再度市に陳情を行うが、ここでは生計の途は漁業転換ではなく、「家族の内職は勿論あらゆる職業の指導に役立て」るための「共同作業場」⁷⁹⁾の建設となる。将来の生活設計を立てかねている様がうかがえるが、にも関わらず今までの漁場を、事实上放棄してしまっているわけである。その見返りとしての補助金については、先の産業経済委員会で農水課長が「四日市は80人で500万円だから、400人の磯津は2,500万円をほしいというだけである」⁸⁰⁾と述べている。四日市漁協並みの補償を要求しつつ、一方、排水浄化は求めないという戦前の構図が、この時期においても現われているのである。

結局52年来の補償要求は、58年8月、富田・富洲原両漁協分合させて1,000万円を、市・工場折半で支払うことで決着となる⁸¹⁾。

(3) 富田・富洲原漁協の対応

富田・富洲原の両漁協は50年代後半まで、少なくとも表面的には自分たちの生産環境に対するこだわりを見せていた。以下は56年2月に富洲原漁協が市に提出した陳情である。

全般にわたってその水揚高が年々減少しつつあり、かつ各種魚族の稚魚或は稚貝の沿海における繁殖の如きは全くゼロ……各種工場から放流される化学工業薬品や燃料油等の残がい物即ち汚濁水が伊勢海に流れこむことに起因するのであります。……該当工場において

充分な浄化装置を完成してもらうことこそ唯一の漁業の救済策と考えるところであって、我々の強く要望して止まないのでございます。当組合はかような見地から昨年2月に市農林水産課長殿宛に⁸²⁾筆上の主旨による陳情書を提出したのであります、その後何等回答に接せずじんぜん今日に至っておる…⁸²⁾

前2漁協とは対照的に、排水対策を強く求めているわけである。富田・富洲原の両漁協は57年3月及び58年7月、連名で陳情を出しているが、やはりいずれも「各工場に対し早急浄化設備の善処方について特別の御配意を」⁸³⁾、「汚濁水の防止と漁民の救済に適切なる対策を」⁸⁴⁾と、排水対策を要求している。

しかし沿岸漁業継続で一致団結していたかというと、そうではない。当初から転換派も相当数いたのである。例えば55年夏の大規模な赤潮発生時、市議会産業委員会は市内各漁協を訪問、被害実態の聞き取りを行っているが、その際富田漁協は「組合としては意見がまちまちで、このまま続けるというのと漁業権放棄して新しい職場を求めたいという者もある」と述べている。また56年2月、富田・富洲原漁港誘致が決定した、遠洋漁業基地に期待を寄せる者もいた。以下は地元の声を伝える56年5月17日付『伊勢新聞』である。

たとえ設備はなくとも今秋には一隻の遠洋漁船なりとも誘致、魚を水揚げしたいという気持ちをくんで早期実現に努力してほしい。特に両港は……工場汚水と底引網廃止による海底土不变の影響で水揚げはさっぱり。

このため排水対策を求める姿勢にも、徹底さを欠くものがあった。56年2月、富田漁協は富洲原漁協とともに陳情書を提出するが、「加害者の処置」については「該当工場の深い同情と理解を深めたい」と極めて低姿勢である。そして、「各工場に浄化設備を施行せられるのが望ましいが、実施不可能ならばせめて被害を受ける当事者に対し、年々補償を支払ってもらうようにしたい」、「漁業の暇なときは優先的に希望者を雑役に使ってもらいたい」⁸⁵⁾と、汚水の垂れ流し、あるいは沿岸漁業の衰退といった事態を容認してしまっている。

同年9月19日、富田・富洲原両漁協は工場廃液に対する補償を求め、「漁民大会」及び東洋紡富田工場、平田紡などへの「抗議デモ」を計画する。しかし前日、警察から再考を申し入れられ結局いずれも中止、「19日は組合代表者が各工場を訪問、補償の点につき話し合いをすすめ、工場側の出方を静観し、その上で態度を決めることになった」⁸⁷⁾という。

このように工場との明確な対決を避ける一方、彼らは生活を維持するため密漁に走るようになる。57年5月26日付『伊勢新聞』は、富洲原漁協「450名の組合員で、これまで取締りにひつかからなかった者はほとんどない」と伝えている⁸⁸⁾。生産環境の荒廃を嘆きつつ、自らそれに拍車をかける行為を犯していたと言うのは酷だろうか。

58年3月に遠洋漁業基地が着工され、同計画が具体化してくると継続派はますます減少、そして最終的に彼らを消滅させたのが八幡製鉄誘致に伴う巨額の漁業補償だった。四日市市は50年代後半より、南部の石油化学コンビナートに対し、北部臨海部に大製鉄所を誘致することを悲願とするようになる。そして東海製鉄の誘致失敗後、即、次なる目標としたのが八幡製鉄で

あった。霞ヶ浦地先693haを埋立てここに同製鉄を誘致する計画で、59年11月12日、平田市長は初めて富田・富洲原両漁協役員に計画の概要を説明する⁹⁹⁾。これに対し漁協側は、「市の計画がはつきりしなければ漁業権がどれだけ侵害され、どのくらい水揚げが減るのかもわからないから、いまのところ具体的な補償要求はできないといっている」¹⁰⁰⁾。裏を返せば、この時点ですでに埋立てには反対せず、補償交渉に入る意向となっているわけである。そしてわずか1ヵ月後の12月15日には、富田・富洲原両漁協に北隣の川越漁協を加え、5億1千万の漁業補償（県・市折半）で妥結となる。さらに翌60年1月3日開かれた富田・富洲原両漁協臨時総会では、「誘致予定地の霞ヶ浦地先693万平方メートルの海岸埋め立てを市側の提案どおり全員が賛成」¹⁰¹⁾するに至る。

こうして3漁協は30日、即金分1億2,750万円の支払いを受け¹⁰²⁾、同時に川越村地先埋立てに伴う漁業補償の即金分1億7千万も川越村より支払われ、「両方から漁業補償がたんまりころがり込み、一人当たり平均100万円余、最高取り高数百万円」¹⁰³⁾という大金を手にするのである。

しかし将来の生活に対する明確な見通しがあったわけではない。一時金の支払いを目前に控え、なお富洲原漁協の組合長は「現段階では海岸埋め立てに同意しただけで、今後の私たちの生活のことまで考える余裕がない」と語り、富田漁協の組合員も「最近はみんなが寄ると補償金の使い道を話し合っている。しかし“これに使いたい”と結論を出した者はまだ少ないようだ」¹⁰⁴⁾と語っている。また平田市長と両漁協は、漁民対策として以下のようない「覚書」を交換する。

一、甲（市長一筆者注）は、乙（両漁協組合長一筆者注）より要望のあった「組合員にして新設工場就職希望者は優先的に採用すること。」については、会社の進出が確定した場合、会社における採用条件もあることと考えられるが、誠意を以つて乙の期待にそういう会社側に対して要望するものとする。

：

三、甲は、乙より要望のあった「漁民の転業の一つとして、その団地（八幡従業員の団地一筆者注）内において各種商店を開く時は優先権を組合員の漁民に与えること。」については……会社側に対して斡旋に努めるものとする。

（以下九まで）¹⁰⁵⁾

いずれの要望も確答が得られておらず、決して漁民の生活を保障するものとはなっていない。つまり富田・富洲原両漁協も、四日市・磯津と同様、将来の暮らしに対する確たる展望もなきまま、一時的大金と引き換えに自らの生産環境を放棄してしまったわけである。¹⁰⁶⁾

こうした四日市の漁協の姿勢は、県漁連の運動にも影響を及ぼす。59年9月4日、主に北勢方面の埋立て事業に反対するため、県下の漁協組合長20人が集まり「伊勢湾海面埋立阻止協議会」を結成、18日には「埋立、干拓反対伊勢湾漁民総決起大会」を開き、「伊勢湾臨海地帯の埋立および干拓は県漁民の死活問題につながるもので、われわれ漁民は断固反対する」¹⁰⁷⁾と決議する。ところが翌60年9月30日付『伊勢新聞』によれば、「各単位漁協と県、市との漁業補償

の話し合いが進むにつれて、反対運動はわずか1年でたち消えになってしまった」という。結局漁連は当初の埋立反対の方針を撤回、汚水対策及び沿岸漁業振興策を訴える「柔軟方針」に転換することを余儀なくされるのである。

(4) 生産環境維持に努めなかった漁民

前述のように鈴鹿の漁協は共同して、具体的に他市の例も挙げつつ市に汚水対策を強く申し入れ、結果として浄化施設を整備させた。

戦前、晒工場の進出を阻止した桑名の漁民は⁹⁸⁾、戦後もやはり自らの生産環境を守り抜く。すなわち、四日市の八幡誘致の動きに触発されて、桑名市は城南干拓地先331haを埋立て、ここに工場数社を誘致することを計画する。市は59年5月より漁民の説得を始めるが、漁民は絶対反対を主張。8月には桑名の5漁協及び桑名漁協連合会が連名で県に、「伊勢湾臨海工業地計画反対申入れ書」を提出する。

1平方メートルの漁場も広げずに、一方的に海面を埋立てるのは、北勢地区の浅海漁業者の人権を無視したやり方で漁民の生活をおびやかすような埋立て計画には反対するというもの。⁹⁹⁾

年末になっても漁業補償問題は「いまだ少しの進展も見せていない」¹⁰⁰⁾。結局水谷市長は、「漁業補償が難航したので私は臨海工業地帯造成のための埋立を断念し、内陸部開発を決意」¹⁰¹⁾するに至るのである。

一方、四日市の漁協はいずれも、排水対策をあくまで求めることなく、また工場立地に対しては受容的であった。こうした漁民の姿勢はこの時期、工場立地が進み、あるいは県・市当局が排水対策に真剣に取り組まなかつたことの、重要な要因と考えられるわけである¹⁰²⁾。

4 まとめ

以上戦後、60年代初頭までの四日市の都市形成を、県・市当局の工場操業対策の実態、及びその背景の一端と考えられる、漁民の対応を中心に見てきた。

戦後、戦前來の工場は急速に復興を遂げ、また石油化学産業も増殖過程に入っていく。結果として水質汚濁、大気汚染等の公害が顕在化し始めるが、これに対する県・市当局の対応ははなはだ不十分なものであった。市は遠洋漁業基地に期待を寄せ、あるいは補償交渉の斡旋に努めるのみで、排水対策に取り組まない。排ガスについても保健所任せで、自ら責任を持って解決に当ろうとしない。一方県は、調査を繰り返すばかりでやはり排水対策には踏み出さない。保健所も法的根拠が無いことを理由に、全くお手上げの觀である。

こうした都市形成活動の背景の一端として、本稿では特に漁民の対応について述べた。県・市の対応に符合して、彼らは将来の展望なきまま補償交渉に入り、古くからの生産環境に、早々に見切りを付けてしまったのである。

行政当局は公害解消に取り組まず、漁民も生産環境の維持に努めないとなれば、工場はいつまでたっても操業のあり方を改めることをしない。汚染された廃液を垂れ流し、さらに有毒ガスを排出し、また地下水を思うがままに取水し続ける。こうして戦前、すでに顕在化していた公害は悪化の一途をたどり、また新たな公害も加わって、この時期末には公害全面化前とはいえ、四日市の都市環境は相当深刻な段階に達していたのであった。この都市環境の具体的実態については、稿を改めて論じることにしたい。

なお本稿を執筆するに際しては、四日市市役所市史編纂室、同議会事務局、三重県立図書館、及び澤井余志郎氏より多大な協力を受けた。ここに感謝の意を表する。

注

引用文は当用漢字、現代仮名遣いに改め、必要に応じ句読点を加えた。

- 1) 以後、西暦表示、1901年以降は下2ケタのみ示することにする。
- 2) 72年からは霞ヶ浦沖の埋立地で第3コンビナートが操業を始める。
- 3) 岡田知弘：四日市臨海工業地帯の誕生－戦前期の工場誘致と初期公害、京都大学経済学会・経済論叢、第158巻第6号、96.12、平野孝：高度成長と自民党「成長」政治の形成、現代の政治学第2巻 現代政治の体制と運動、pp347～388；青木書店、94
- 4) 坪原：四日市の工業化初期における都市形成の実態に関する考察－工場操業に関する問題を中心に、四日市市史研究、第11号、98.3、及び坪原：四日市の戦前都市形成の実態に関する考察－都市計画的側面に焦点を当てて、三重短期大学生活科学研究会紀要、第46号、98.3
- 5) 坪原：神戸の近代都市形成史（博士論文），pp4～7、95.1。本論文では「都市形成活動」を「都市環境の質に直接・間接に具体的影響を及ぼす行為・及ぼそうとする行為」と定義している。
- 6) 都市開発・整備行政（都市形成活動）に関しては、坪原：四日市の戦後都市形成史－コンビナート全面化直前期までの都市開発・整備行政の実態について、三重短期大学地域問題総合調査研究室年報、第3号、98.3 で論じている。
- 7) 41年2月、四日市市に編入。
- 8) 繊維産業は軍需工場に転換されていた。
- 9) 四日市市編：四日市市史 第14巻 史料編 現代I、pp309（「272 四日市戦災3周年復興へ」），96
- 10) 57年には東紡四日市工場跡の一部にタンクヤードを増設している。
- 11) 4)坪原：四日市の工業化初期における都市形成の実態に関する考察－工場操業に関する問題を中心に
- 12) 9)， pp888～889（「635 工場汚水協議で妥結へ」）
- 13) 『伊勢新聞』55年2月6日付

- 14) 大協石油、石原産業、日本板ガラス、東海硫安、三菱化成、三菱モンサント化成、東洋紡績三重製綿、東洋紡績塩浜毛糸、鐘淵紡績、東亜紡織、第一工業製薬の11社。
- 15) 四日市市役所所蔵市議会議事録
- 16) 15)と同じ
- 17) 15)と同じ（前の市長発言の続き）
- 18) 7港が基地指定に名乗りを上げ、四日市及び尾鷲が指定される。
- 19) 磯津漁港は51～58年に第1期整備計画が実施、漁船の大型化への対応が図られている。
- 20) 15)と同じ
- 21) 『伊勢新聞』57年8月3日付
- 22) 『伊勢新聞』57年8月5日付
- 23) 15)と同じ
- 24) 58年、川越村から白子町に移転した。
- 25) 15)と同じ
- 26) 59年5月より市長。
- 27) 15)と同じ
- 28) 大協石油、石原産業、日本板ガラス、東海硫安、三菱化成、三菱モンサント化成、東洋紡績塩浜毛糸、東洋紡績三重製綿、鐘淵紡績、東亜紡織、三菱油化、昭和四日市石油、日本合成ゴムの13社。
- 29) 60年3月16日の議会で志積政一市議は、工場廃液により河川が汚れ水遊びができなくなったと指摘するが、対策として同氏が挙げたのはやはり排水浄化ではなく、プールの整備であった。
- 30) 15)と同じ
- 31) 15)と同じ
- 32) 15)と同じ
- 33) 15)と同じ
- 34) 『伊勢新聞』55年12月7日付
- 35) 『伊勢新聞』56年1月23日付
- 36) 『伊勢新聞』56年8月10日付
- 37) 『伊勢新聞』58年7月2日付
- 38) 『伊勢新聞』58年7月12日付
- 39) 少なくとも60年までは、本問題に関する記事は掲載されていない。
- 40) 『伊勢新聞』58年8月20日付
- 41) 『伊勢新聞』58年7月12日付
- 42) 『伊勢新聞』60年1月16日付
- 43) 『伊勢新聞』59年1月6日付
- 44) 誘致時に、汚水の問題は市が責任を持つことを工場側と約束していた。
- 45) 『伊勢新聞』56年9月2日付
- 46) 『伊勢新聞』57年8月8日付
- 47) 『伊勢新聞』60年10月28日付
- 48) 47)と同じ

- 49) ただし問題は後に再発したようである。なぜなら中貞夫：名張市史、名張地方史研究会、74によれば、県は70年11月、同社に施設改善命令を発し、71年5月には焼成炉使用停止の処分を下している。同社は73年5月に移転、「ここにベンガラ公害問題はようやく解消をみるといった」とされる。
- 50) 『伊勢新聞』56年8月30日付
- 51) 『伊勢新聞』57年9月15日付
- 52) 『伊勢新聞』52年1月28日付
- 53) 三重県議会図書室所蔵『昭和30年三重県議会定例会・臨時会会議録』
- 54) 『伊勢新聞』57年8月3日付
- 55) 『伊勢新聞』60年1月24日付
- 56) 『伊勢新聞』60年3月4日付
- 57) 『伊勢新聞』60年6月16日付
- 58) 『伊勢新聞』60年7月9日付
- 59) 『伊勢新聞』60年10月6日付
- 60) 『伊勢新聞』60年10月18日付
- 61) 『伊勢新聞』60年10月12日付
- 62) 『伊勢新聞』56年7月28日付
- 63) 9), pp897~898 (「642 工場廃液・排煙による被害の広がり」)
- 64) 15)と同じ
- 65) 『伊勢新聞』58年12月5日付
- 66) 四日市市役所所蔵『昭和34年 議決書』
- 67) 三重県議会図書室所蔵『昭和33年三重県議会定例会・臨時会会議録』
- 68) 田川亮三。72年より95年まで知事。
- 69) 大鳥重敬：四日市港を中心とする臨海工業圏の建設、三重公論社、58
- 70) 東京都公害防止条例は49年、大阪府事業場公害防止条例、神奈川県事業場公害防止条例は50年に制定されている。58年6月12日付『伊勢新聞』によれば、東京都江戸川区の本州製紙が江戸川に中性亜硫酸アンモニアを流しているのに対し、千葉県浦安町の漁民・町民が怒り10日、同社に殴り込みをかける。都はこの事態を受け調査、11日、先の条例に基づき有害廃液を排出している機械の運転中止命令を出す。
- 71) 県・市の工業化指向及び周辺市町村の誘致活動については坪原：四日市の戦後都市形成史－コンピュート全面化直前期までの工業化指向の実態について、地研通信、第54・55号、98.7・10 参照。
- 72) 戦前の漁民の対応については11)。
- 73) 四日市市役所所蔵『昭和23年6月起 経済委員会書類』
- 74) 四日市市役所所蔵『昭和24年起 請願陳情書類』
- 75) 実際の着工は57年11月。
- 76) 四日市市役所所蔵『昭和31年 請願陳情書綴』
- 77) 9), pp740~743 (「539 漁業転換資金助成の陳情」)
- 78) 63)と同じ
- 79) 四日市市役所所蔵『昭和33年 請願陳情書綴』

- 80) 76)と同じ
- 81) 前述のように最終的には市が若干多く負担している。
- 82) 76)と同じ
- 83) 四日市市役所所蔵『昭和32年 請願陳情書』
- 84) 79)と同じ
- 85) 四日市市役所所蔵『昭和30年度 産業委員会書類』
- 86) 9), pp890~893 (「637 工場廃液による被害漁業者救済の陳情」)
- 87) 『伊勢新聞』56年9月20日付
- 88) 本記事によれば、同漁協幹部は取締りに手心を加えてもらうため、県漁業取締船「神島」の船長、乗組員に賄賂を贈り逮捕されている。この贈賄は組合公然の事実だったという。
- 89) この時点では396ha。平田市長が八幡に「懇請」し、大幅に拡大された。6)参照。
- 90) 『伊勢新聞』59年11月14日付
- 91) 『伊勢新聞』60年1月4日付
- 92) 八幡製鉄の埋立てをめぐっては、四日市、磯津及び楠の3漁協も7,650万の漁業補償を受けることになり、同日、即金分1,912万5千円を支払われている。
- 93) 『中部日本新聞』60年1月31日付
- 94) 『伊勢新聞』60年1月20日付
- 95) 四日市市役所所蔵『昭和35年1月起 八幡製鉄誘致委員会書類』
- 96) 八幡製鉄誘致は60年12月、同社が進出断念を表明し失敗に終る。6)参照。
- 97) 『伊勢新聞』59年9月19日付
- 98) 4)坪原：四日市の工業化初期における都市形成の実態に関する考察－工場操業に関する問題を中心に 参照。
- 99) 『伊勢新聞』59年8月23日付
- 100) 『伊勢新聞』59年12月30日付
- 101) 水谷昇：桑名市長 16年の足跡、水谷昇、76
- 102) 農民については、例えば「川尻町の場合は町ぐるみで工場の誘致をし、進んで農地を提供、日本合成ゴム進出時には“誘致記念碑”を町内に建てている」（小野英二：四日市公害10年の記録、勁草書房、71）とされる。また、農地を売って、「数百万で御殿のような家を作った」（くるべまたお・前川辰男編：四日市を診断する、四日市市職員労働組合自治研事務局、63）とも言われる。工場立地が進んだ背景には、こうした農民の積極的土地提供もあるだろう。

産業連関表による三重県の経済成長の分析

森岡 洋

はじめに

産業連関表を使っての分析は需要面からの分析と供給面からの分析の二つの方法があり、一般には需要面からの分析が多く行われている。この需要面からの分析は需要が不足する場合、もし一定の需要額が生じればその需要額を満たすために、どれだけの生産を行う必要があるかということで、需要の生産に及ぼす効果を分析する。近年の日本経済あるいは三重県経済のように、需要が低迷しているような状況では、この需要面からの分析は有効な方法である。筆者も『地研年報』第3号で全国、愛知県、岐阜県との比較で産業連関表を使い需要面からの三重県経済の成長要因の分析を行ってみた。

他方でマクロ経済学における供給面からの分析は供給額にほぼ需要額が等しくなると仮定して、生産水準を決定するものは生産能力としての供給額であるとする。このような方法は産業連関表を利用した経済成長の分析においても同じである。わが国では産業連関表を利用した経済成長の分析は筑井甚吉教授らによって行われ、世界的にも注目されてきた。だが三重県ではこの分析はまだ行われていないので、筆者は分析技術としてはきわめて未熟であるが試みてみることにする。なお筆者はこの分析を主として『平成2年三重県産業連関』と筑井甚吉・村上泰亮・時子山和彦・時子山ひろみ・高島忠・西藤沖・日水俊夫・小林良邦・近藤誠共著『タンパク・モデル—多部門最適化モデル—』で研究された固定資本係数と久保庭真彰編著『マイコンによる経済学』のモデルを使うことにする。

本稿では平成2年の90部門の三重県産業連関表を7部門に分割し直す。そして、この7部門の産業における平成2年と平成8年の生産額を所与として、平成2年から平成7年までの生産に関する投資以外の最終需要額の合計を最大にする問題を考えてみる。そこで、この最終需要を（1）消費、（2）消費と公的固定資本形成の合計、（3）消費と公的固定資本形成と移輸出の合計、の三つの場合に分ける。そして、この最終需要額の合計およびそれを最大にする産業別の生産額を、それぞれの三つの場合について、現実の三重県の最終需要額および産業別の生産額と比較してみる。なお、経済成長を制約する要因は投資により生み出される資本だけでなく、労働量及び技術水準もあるのでこれらを分析に加えることにする。

1 産業連関表の体系と動学分析

（1）産業連関表の体系

まず産業連関表の体系を述べると表1-1のようになり、 X_i は i 産業での生産額、 X_{ij} は i 産業で作られた生産物の j 産業での原材料など中間財としての需要、 F_i は i 産業で作られた生産

物の最終需要、 M_i は i 産業での生産物の移輸入を、それぞれ示している。『平成2年三重県産

表 1-1 産業連関表の体系

	1	2	\cdots	j	\cdots	n	最終需要	移輸入	生産額
1	X_{11}	X_{12}	\cdots	X_{1j}	\cdots	X_{1n}	F_1	$-M_1$	X_1
2	X_{21}	X_{22}	\cdots	X_{2j}	\cdots	X_{2n}	F_2	$-M_2$	X_2
\vdots	\vdots	\vdots	\ddots	\vdots	\ddots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots
i	X_{i1}	X_{i2}	\cdots	X_{ij}	\cdots	X_{in}	F_i	$-M_i$	X_i
\vdots	\vdots	\vdots	\ddots	\vdots	\ddots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots
n	X_{n1}	X_{n2}	\cdots	X_{nj}	\cdots	X_{nn}	F_n	$-M_n$	X_n
粗付加価値	V_1	V_2	\cdots	V_j	\cdots	V_n			
	X_1	X_2	\cdots	X_j	\cdots	X_n			

業連関表』の場合、 F_i の最終需要は家計外消費支出、民間消費支出、一般政府消費支出、公的県内総固定資本形成、民間県内総固定資本形成、在庫純増、移輸出である。 V_i の i 産業での粗付加価値は家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本消耗引当、間接税、(控除)補助金である。なお、今後一般政府消費支出を政府消費支出、公的県内総固定資本形成を公的固定資本形成、民間県内総固定資本形成を民間固定資本形成と呼ぶことにする。

産業連関表を縦にみると、 j 列においては j 産業の生産物 X_j を生産するのに必要な中間財の投入である中間投入、 $X_{1j}, X_{2j}, \dots, X_{ij}, \dots, X_{nj}$ と付加価値 V_j とからなり、この中間投入は i 産業にとては生産費用であり、 $X_{1j}, X_{2j}, \dots, X_{ij}, \dots, X_{nj}$ は生産費用の構成を示している。

産業連関表を横に見ると、右端の i 産業の生産物がどのように使用されているかを示し、生産物の需要と供給の関係になっている。 i 産業の生産物 X_i と移輸入 M_i は i 産業の供給であり、この供給は $X_{1i}, X_{2i}, \dots, X_{ji}, \dots, X_{ni}$ と 1 産業、2 産業、 j 産業、 \dots, n 産業での中間財としての中間需要と最終需要になる。この需要と供給の関係を示すと (1-1) 式になる。

$$X_i + M_i = X_{i1} + X_{i2} + \cdots + X_{ij} + \cdots + X_{in} + F_i \quad (i=1,2, \dots, n) \quad (1-1)$$

この (1-1) 式の左辺の移輸入を右辺に移すと、(1-2) 式になる。

$$X_i = X_{i1} + X_{i2} + \cdots + X_{ij} + \cdots + X_{in} + F_i - M_j \quad (i=1,2, \dots, n) \quad (1-2)$$

また、表 1-1において j 産業の生産物 X_j を 1 単位を生産するために必要な i 産業で作られた中間財としての生産物 X_i の大きさは次の (1-3) 式で示すことができ、 a_{ij} は投入係数と呼ばれる。

$$a_{ij} = \frac{X_{ij}}{X_j} \quad (1-3)$$

この投入係数を行列で示すと次の (1-4) 式の行列 A になる。

$$A = \begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} & \cdots & a_{ij} & \cdots & a_{1n} \\ a_{21} & a_{22} & \cdots & a_{2j} & \cdots & a_{2n} \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots & \ddots & \vdots \\ a_{i1} & a_{i2} & \cdots & a_{ij} & \cdots & a_{in} \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots & \ddots & \vdots \\ a_{n1} & a_{n2} & \cdots & a_{nj} & \cdots & a_{nn} \end{pmatrix} \quad (1-4)$$

この行列を使って、(1-2)式の中間需要を示すと AX になる。ただし、 X は各産業の生産額のベクトルである。

また、 i 産業の移輸入額 M_i を i 産業の生産額 X_i で割った値を i 産業の移輸入率と呼ぶと、この i 産業の移輸入率 m_i は次の (1-5) 式で示すことができる。

$$m_i = \frac{M_i}{X_i} \quad (i = 1, 2, \dots, n) \quad (1-5)$$

この移輸入率 m_i 以外の成分がすべてゼロである対角行列を m とすると、移輸入額のベクトル M を次の (1-6) 式の行列 m と生産額のベクトル X でもって示すことができる。

$$M = m X \quad (1-6)$$

行列 AX と (1-6) 式により、(1-2) 式を (1-7) 式で示すことができる。

$$X = AX + F - M \quad (1-7)$$

ここで、 F は最終需要額のベクトルである。最終需要は家計外消費支出、民間消費支出、政府消費支出、公的固定資本形成、民間固定資本形成（民間投資）、在庫純増の項目から構成されている。そこで家計外消費支出額のベクトルを C_0 、民間消費支出額のベクトルを C_p とする。また、政府消費支出額のベクトルを G_c 、公的固定資本形成額のベクトルを I_g 、民間固定資本形成額のベクトルを I_p 、在庫純増額のベクトルを I_i 、移輸出額のベクトルを E とすると、最終需要額のベクトルを次の (1-8) 式によって示すことができる。

$$F = C_0 + C_p + G_c + I_p + I_g + I_i + E \quad (1-8)$$

この最終需要額のベクトルにおいて、生産は民間固定資本形成額のベクトル I_p と関係すると仮定し、この生産に関係する固定資本形成額のベクトルを I と示す。また、家計外消費支出、民間消費支出、政府消費支出のそれぞれのベクトルを合わせて、消費額のベクトル C とする。

(1-8) 式を C 、 I 、公的固定資本形成額のベクトル I_g 、移輸出額のベクトル E 、在庫純増のベクトル I_i にさらに分類すると (1-9) 式になる¹⁰。

$$F = I + C + I_g + I_i + E \quad (1-9)$$

在庫純増を省略し (1-9) 式を (1-7) 式に代入し、需要額は供給額よりも少ないものと仮定すると、(1-9) 式は (1-10) 式になる。

$$X \geq AX + I + C + I_g + E - M \quad (1-10)$$

(2) 産業連関表での動学分析

ところで、産業連関表を使って、経済を動学的に分析するためには、生産に関する投資の役割が重要になるので、(1-11)式により投資関数を次のように定める²⁾。

$$I_i(t) = b_{i1}\Delta X_1 + b_{i2}\Delta X_2 + \dots + b_{ij}\Delta X_j + \dots + b_{in}\Delta X_n \quad (i=1,2,\dots,n) \quad (1-11)$$

ただし、 $\Delta X_i(t) = X_i(t+1) - X_i(t)$ である。 b_{ij} は j 産業の生産物を 1 単位増加させるために必要な投資としての i 産業の生産物の比率である。この b_{ij} は固定資本係数と呼ばれている。 $I_i(t)$ は 1 産業から n 産業までの t 期の生産額の増加のために必要とされる投資としての i 産業の生産額である。

なお、 j 産業が t 期に生産額を ΔX_j 増加させるために必要な投資額 I_j を (1-12) 式のように示すことができる。

$$\hat{I}_j(t) = b_{1j}\Delta X_1 + b_{2j}\Delta X_2 + \dots + b_{ij}\Delta X_j + \dots + b_{nj}\Delta X_n \quad (j=1,2,\dots,n) \quad (1-12)$$

この資本係数を行列 B の形で示すと (1-13) 式になる。

$$B = \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} & \cdots & b_{1j} & \cdots & b_{1n} \\ b_{21} & b_{22} & \cdots & b_{2j} & \cdots & b_{2n} \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots & \ddots & \vdots \\ b_{i1} & b_{i2} & \cdots & b_{ij} & \cdots & b_{in} \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots & \ddots & \vdots \\ b_{n1} & b_{n2} & \cdots & b_{nj} & \cdots & b_{nn} \end{pmatrix} \quad (1-13)$$

また、 t 期のすべての産業の生産額の増加をベクトル $\Delta X(t)$ で示すと、(1-14) 式になる。

$$\Delta X(t) = X(t+1) - X(t) \quad (1-14)$$

(1-11) 式の t 期の生産物の投資としての需要額 $I(t)$ をベクトル $I(t)$ で示すと次の (1-15) 式になる。

$$I(t) = B \Delta X(t)$$

$$I(t) = B (X(t+1) - X(t)) \quad (1-15)$$

t 期の投資需要額である (1-15) 式を産業連関表である (1-10) 式に代入すると、 t 期の産業連関表は次の (1-16) 式になる³⁾。

$$X(t) \geq AX(t) + B(X(t+1) - X(t)) + C(t) + I(t) + E(t) - M(t) \quad (1-16)$$

(1-16) 式は、左辺の t 期の生産額 $X(t)$ と右辺の移輸入額 $M(t)$ を加えた生産物の供給額は右辺の需要額よりも大きいことを示している。この t 期の中間需要額 $AX(t)$ は、 t 期の生産額 $X(t)$ により決定される。また、 t 期の移輸出額と公的固定資本形成額が所与であるとすると、 t 期の残りの需要は生産のための投資か消費ということになる。

t 期の消費額 $C(t)$ を増やせば、生産のための投資額 $I(t)$ を減らさざるをえなく、逆に、投資額 $I(t)$ を増やせば消費額 $C(t)$ を減らさざるをえない。なお、(1-15) 式の資本係数の行列 B と生産額 $X(t+1)$ の積 $BX(t+1)$ は $t+1$ 期に生産額 $X(t+1)$ を実現するために必要な資本額であるので、(1-15) 式の投資額のベクトル $I(t)$ により、 $t+1$ 期の生産額 $X(t+1)$ が決定される。

このことから、 t 期の消費額を増やせば人々の t 期の効用の増加になるが、生産のための投資額が減ることから次の $t+1$ 期の生産額はあまり増加しないことになり、 $t+1$ 期の消費額に影響を及ぼす。逆に t 期の消費額を減らせば、投資額の増加となり、 $t+1$ 期の生産額 $X(t+1)$ が増加することになり、 $t+1$ 期には消費は増加し、人々の効用も増加させることができる。

(1-1) 式の t 期の産業連関表と (1-6) 式の移輸入額のベクトルから、次の (1-17) 式が成立する。

$$\begin{aligned} X(t) &\geq AX(t) + B(X(t+1)-X(t)) + C(t) + I_g(t) + E(t) - mX(t) \\ (I-A+B+m)X(t) &\geq BX(t+1) + C(t) + I_g(t) + E(t) \end{aligned} \quad (1-17)$$

ここで $D=I-A+B+m$ とすると、(1-17) 式は (1-18) 式になる。

$$DX(t) \geq BX(t+1) + C(t) + I_g(t) + E(t) \quad (1-18)$$

(3) 固定資本係数

投資関数は (1-11) 式のように示され、ここでは (1-19) 式とする。これは i 産業の生産物が各産業の生産額の増加のためにどれほど必要とされるかということを示している。

$$I_i(t) = b_{i1}\Delta X_1 + b_{i2}\Delta X_2 + \dots + b_{ij}\Delta X_j + \dots + b_{in}\Delta X_n \quad (i=1, 2, \dots, n) \quad (1-19)$$

前述のように b_{ij} は j 産業の生産物を 1 単位増加させるために必要な投資としての i 産業の生産物の比率である。この固定資本係数の算出は産業連関表によって経済の成長、将来の消費というような動学的分析を行う場合投入係数と並んで最も重要なことの一つである。固定資本係数の算出のためには、各産業が生産額を増加させるために資本をどの産業から購入しているのかを推計する必要がある。

表 1-2 固定資本係数

	農林 水産業	軽工業	重工業	建設	エネル ギー	運輸通 信	サービス
農林水産業	0.1989	0.0008	0.0000	0.0000	0.0003	0.0000	0.0102
軽工業	0.0098	0.0194	0.0274	0.0154	0.0515	0.0189	0.0491
重工業	0.4076	0.2252	0.2994	0.1628	0.9785	0.6181	0.1259
建設	1.2721	0.1736	0.1909	0.0555	1.3285	1.1832	0.5782
エネルギー	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
運輸・通信	0.0061	0.0045	0.0062	0.0030	0.0186	0.0088	0.0040
サービス	0.0523	0.0220	0.0286	0.0238	0.0786	0.0901	0.0286

出典) 筑井甚吉・村上泰亮・時子山和彦・時子山ひろみ・高島忠・西藤冲・日水

俊夫・小林良邦・近藤誠共著『ターンパイク・モデル—多部門最適化モデル—』

432頁より作成

三重県の産業連関表により経済の動学的分析を行うためにも三重県の経済固定資本係数を算出することが極めて重要である。だが、筆者にとってはこの固定資本係数を算定することは現在困難であるので⁴⁾、筆者が唯一知ることができたデータである、筑井甚吉・村上泰亮・時子山和彦・時子山ひろみ・高島忠・西藤沖・日水俊夫・小林良邦・近藤誠共著共著『ターンパイク・モデルー多部門最適化モデルー』での昭和 40 年のわが国の固定資本係数を利用する。この固定資本係数が表 1-2 である⁵⁾。

この表 1-2 の固定資本係数を横に見ると⁶⁾、建設と重工業の固定資本係数が大きく、これらの産業の生産物は各産業の生産額を増加させるために、固定資本としてたくさん需要されていることになる。特に建設では固定資本係数は大きく、農林水産業に対しては 1.2721、エネルギーに対しては 1.3285、運輸・通信に対しては 1.1832 といずれも 1 以上になっている。これら建設と重工業以外ではこの固定資本係数は比較的小さく、各産業の生産額を増加させるために、固定資本として生産物はあまり需要されていない。特にエネルギーでの固定資本係数は小さく、各産業について 0 となっており、エネルギーの生産物は各産業での固定資本形成に関与していないことになる。

2 平成 2 年三重県産業連関表と労働投入係数

(1) 平成 2 年三重県産業連関表

産業連関表を使って経済成長の分析を行うには固定資本係数が重要になるが、この資本係数については、前述のように筑井甚吉・村上泰亮・時子山和彦・時子山ひろみ・高島忠・西藤沖・日水俊夫・小林良邦・近藤誠共著『ターンパイク・モデルー多部門最適化モデルー』での資本係数を使う。そのモデルでは 7 部門の産業連関表が使われており、そのモデルの固定資本係数を使う関係で、三重県の産業連関表も農林水産業、軽工業、重工業、建設、エネルギー、運輸・通信、サービスの 7 部門で分割し直してみる。

そこで 90 部門の『平成 2 年三重県産業連関表』を三重県生活文化部統計課『三重県民経済計算結果』を使い、7 部門に再分類する。農林水産業とは農業、林業、水産業である。軽工業とは食料品製造業、繊維工業、衣服・他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、ゴム製品製造業、なめし皮・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、精密機械製造業、その他である。重工業とはプラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械器具製造業、化学工業、鉱業である。建設とは建設業であり、エネルギーとは石油・石炭製品製造業、電気・ガス業である。運輸・通信とは出版・印刷・同関連産業と運輸・通信である。サービスとは水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務、廃棄物処理である。

この7部門の分類に従えば、精密機械工業が重工業ではなく軽工業となり、鉱業が重工業となり、出版・印刷・同関連産業が製造業でなく、運輸・通信となり、近年の産業分類とは若干異なる。

この産業分類により、90部門の『平成2年三重県産業連関表』から7部門の産業連関表を作成し、示したのが表2-1である。この表の下の3分の1の部分は本来上の右横に置くべきものであるが紙面の関係でこのようにした。この産業連関表を横にみると、生産物の供給は下の県内生産額と移輸入であり、この生産物の供給がどのように需要されたかを産業ごとに示している。需要は原材料としての中間需要と最終需要であり、上の左側は農林水産業、軽工業、重工業、建設、エネルギー、運輸・通信、サービスのそれぞれの産業の中間需要を示している。下の3分の1は最終需要であり、これには左から家計外消費支出、民間消費支出、政府消費支出、公的固定資本形成、民間固定資本形成、在庫純増、移輸出がある。移輸入がマイナスで示されているのは、中間需要額と最終需要額の需要の合計は県内生産額と移輸入額の供給の合計に等しく、需要の合計から移輸入を差し引くと県内生産額に等しくなるからである。

この産業連関表の上の部分を上から下へ縦にみると、最下段は各産業の生産額を示しており、

表2-1 平成2年三重県産業連関表

単位：100万円

	農林水産業	軽工業	重工業	建設	エネルギー	運輸・通信	サービス	中間産業計
農林水産業	50,781	243,596	937	2,336	3	0	14,910	312,563
軽工業	37,243	345,835	132,285	174,612	704	23,426	164,944	879,049
重工業	18,853	177,263	2,465,168	257,337	386,115	17,258	188,296	3,510,290
建設	1,026	7,692	21,851	5,302	7,185	45,356	95,197	
エネルギー	10,393	51,094	219,724	24,330	42,635	28,524	76,497	453,197
運輸・通信	10,333	69,473	130,324	39,329	19,384	70,909	152,637	492,389
サービス	32,755	241,820	716,192	241,174	72,571	113,112	598,748	2,016,372
内生部門計	161,384	1,136,773	3,686,481	744,420	528,597	260,014	1,241,388	7,759,057
家計外消費支出	6,620	32,182	96,210	25,751	8,504	17,225	77,005	263,497
雇用者所得	44,425	301,239	784,745	369,431	40,339	261,648	1,450,029	3,251,856
営業余剰	101,099	161,661	484,971	176,319	44,486	62,075	549,493	1,580,104
資本減耗引当	38,232	74,880	290,800	52,947	55,507	80,664	328,827	921,857
間接税(除関税)	11,039	37,414	79,102	17,906	256,183	16,336	124,540	542,520
(控除)補助金	-1,602	-8,505	-970	-2,389	-1,201	-14,696	-23,844	-53,207
粗付加価値部門計	199,813	598,871	1,734,858	639,965	403,818	423,252	2,506,050	6,506,627
県内生産額	361,197	1,735,644	5,421,339	1,384,385	932,415	683,266	3,747,438	14,265,684
家計外消費支出				政府消費支出	公的固定資本形成	民間固定資本形成	在庫純増	移輸出
農林水産業	1,737	56,766	0	0	3,067	-10,883	170,598	-172,651
軽工業	37,222	538,751	0	7,729	40,628	15,574	1,228,359	-1,011,668
重工業	9,943	195,165	0	48,443	391,207	44,209	4,690,420	-3,468,338
建設	0	0	0	438,612	850,576	0	0	1,384,385
エネルギー	392	93,185	0	0	0	3,779	574,349	-192,487
運輸・通信	8,536	253,617	43	940	7,016	529	148,149	-227,953
サービス	205,667	1,949,377	470,262	14,847	121,415	833	512,146	-1,543,481
内生部門計	263497	3086861	470305	510571	1413909	54041	7324021	-6616578
								14265684

出典) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』90-96頁、90部門表より作成。

その生産物を生産するためにどれだけの中間投入を行わねばならないか、また、生産額と中間投入額の差である付加価値を示している。付加価値は雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税であり、調整項目として補助金が控除されており、これらの付加価値の合計が粗付加価値部門計となっている。ある産業が使用する各産業からの中間投入額をその産業の生産額で割

ったものが投入係数であり、表2-2に示している。

表2-2の『平成2年三重県の産業連関表』の投入係数を産業ごとに見ることにより、中間

表2-2 平成2年三重県産業連関表投入係数

農林水産業	軽工業	重工業	建設	エネルギー	運輸・通信	サービス
0.1406	0.1403	0.0002	0.0017	0.0000	0.0000	0.0040
0.1031	0.1993	0.0244	0.1261	0.0008	0.0343	0.0440
0.0522	0.1021	0.4547	0.1859	0.4141	0.0253	0.0502
0.0028	0.0044	0.0040	0.0038	0.0077	0.0099	0.0121
0.0288	0.0294	0.0405	0.0176	0.0457	0.0417	0.0204
0.0286	0.0400	0.0240	0.0284	0.0208	0.1038	0.0407
0.0907	0.1393	0.1321	0.1742	0.0778	0.1655	0.1598

出典) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』90-96頁より作成。

財を介しての産業の相互関係を知ることができる。その特徴を簡単に述べると、強い関係のある産業間については、まず、重工業では同一産業の重工業からの投入額が極めて大きく投入係数は0.4547となり、エネルギーでも重工業からの投入額が極めて大きく投入係数は0.4141となっている。軽工業では同じ産業の軽工業、農林水産業、サービス、重工業と多くの産業から比較的多くの中間財を投入しており、これらの産業からの投入係数はいずれも0.1以上になっている。これらの重工業、エネルギー、軽工業では投入係数の合計も大きく、生産額に対する中間財の投入額の比率も大きくなっている。他方、農林水産業、運輸・通信、サービスでは投入係数は比較的小さく、他の産業からの中間財の投入額は小さく、逆に生産額に対する付加価値の比率が大きい。

また、同一産業間の投入係数は建設とエネルギーを除いて、いずれも0.1以上と大きく、特に重工業では0.4547、軽工業では0.1998、サービスでは0.1598、農林水産業では0.1406となっており、同一産業間の結び付きは極めて大きいことになる。

なお、この投入係数の行列を横にみた場合、ある産業の生産物がそれぞれの産業でどのように中間財として投入されているかの一つの尺度になる。重工業の生産物は重工業とエネルギーで中間財として大量に利用されている。軽工業の生産物は軽工業と建設で、また農林水産業の生産物もほぼ同様に農林水産業と軽工業で比較的多く中間財として利用されている。サービスは他産業から中間財を投入することが比較的少ないにもかかわらず、生産物は同一産業のサービス以外に建設、運輸・通信、軽工業、重工業などで比較的多く中間財として使用されている。逆に建設とエネルギーでは生産物は中間財としてではなく、最終財として多く利用されている。なお三重県の場合、最終需要の項目は建設では主に公的固定資本形成と民間固定資本形成であ

り、エネルギーでは移輸出である。

(2) 労働投入係数

次の期の生産物の生産水準は (1 - 16) 式から、動学的な産業連関表ではそれぞれの生産期間の投資額によって決定される。だが、その生産額を決定する要因はこの投資額だけではなく、技術進歩や生産要素としての労働量によっても制約を受ける。

技術進歩には資本と結び付いている形態の技術進歩、労働と結び付いている形態の技術進歩、労働と資本の双方と結び付いている形態の技術進歩の三つの形態がある。ここでは分析ができるだけ簡単にするために、労働と結び付いている形態の技術進歩を考えることにする⁷⁾。

また、労働量については就業者数と就業者の労働時間によって決定されることになる。だが、本稿では就業者の労働時間は分析の期間が数年であるのではほぼ一定であるとみなして、労働量は就業者数のみに依存するものとみなす。

三重県の就業者数について最も確かな統計数値は国勢調査の結果であり、この調査結果を利用するものが最もよいが、就業者の従事する産業分類が本稿での7部門の産業分類と異なり利用することができない。そこで本稿では就業者数の算出については三重県統計課『三重の事業所－平成3年事業所統計調査結果－』を利用するすることにする。なお、この統計では農林水産業の就業者数を算出できないので、農林水産業での就業者数の算出については平成2年の国勢調査結果を利用する⁸⁾。

平成3年の三重県の就業者数を求める表2-3のようになり、総就業者数は906,564人で

表2-3 平成3年三重県内就業者数

産業	(人)	構成比(%)
農林水産業	65,758	7.3
軽工業	93,252	10.3
重工業	166,001	18.3
建設	72,837	8
エネルギー	5,668	0.6
運輸・通信	55,725	6.1
サービス	447,323	49.3
計	906,564	100

出典)三重県統計課『三重の事業所－平成3年事業所統計調査結果－』(統計資料No.514)24-27頁、三重県統計課『三重県の人口－平成2年国勢調査結果－』(統計資料No.516)46頁より作成。

表2-4 労働投入係数

産業	
農林水産業	0.1949
軽工業	0.0503
重工業	0.0293
建設	0.0438
エネルギー	0.0099
運輸・通信	0.0654
サービス	0.1068

出典)三重県統計課『三重の事業所－平成3年事業所統計調査結果－』(統計資料No.514)24-27頁、三重県統計課『三重県の人口－平成2年国勢調査結果－』(統計資料No.516)46頁、三重県統計課『平成3年度三重県民経済計算結果』(統計資料No.523)48-52頁

あり、産業別には農林水産業65,758人、軽工業93,252人、重工業166,001人、建設72,837人、エネルギー5,668人、運輸・通信55,725人、サービス447,323人となっている。就業者数の構

成比を見ると、サービスが最も大きく 49.3 %、次いで重工業 18.3 %、軽工業が 10.3 %である。これらの三つの産業で就業者の構成比は 77.9 %となり、三重県ではサービス、重工業および軽工業に従事している人々が極めて多いことになる。これら三つの産業以外については就業者の構成比は建設 8.0 %、農林水産 7.3 %、運輸・通信 6.1 %、エネルギー 0.6 %となっている。

労働投入係数は 1 単位の生産物、本稿では 1 円の生産額を作るのに必要な労働量、ここでは就業者数を示している。式で示すと、(2-1) 式のようになる。

$$l_i = \frac{L_i}{X_i} \quad (i = 1, 2, \dots, n) \quad (2-1)$$

L_i は i 産業の労働量、 X_i は i 産業の生産額、 l_i は i 産業の労働投入係数である。労働投入係数が大きければ、同じ金額の生産物を生産するために、多くの労働量を必要とし、逆に労働投入係数が小さければその労働量は少なくてすむ。

労働の投入係数の測定に当り、就業者数を平成 3 年の数値により算定したので、生産額についても平成 3 年の数値を使う必要がある。他の都道府県と同様三重県でも産業連関表は 5 年に一度作成され、平成 2 年以後産業連関表はまだ作成されていないので、産業連関表によって平成 3 年の産業別の生産額を得ることはできない。そこで、三重県統計課『平成 3 年度三重県民経済計算結果』による生産額のデータによって、平成 3 年度の 7 部門の産業別の生産額を算定し、これを暦年の平成 3 年の生産額とみなすことにする。

平成 3 年の生産額を示しているのが第 3 節の表 3-1 であり、平成 3 年の総生産額は 15 兆 1,373 億円である。産業別には農林水産業 3,374 億円、軽工業 1 兆 8,541 億円、重工業 5 兆 6,690 億円、建設 1 兆 6,613 億円、エネルギー 5,744 億円、運輸・通信 8,518 億円、サービス 4 兆 1,889 億円となっている。

(2-1) 式による、平成 3 年の労働投入係数を示したのが表 2-4 である、労働投入係数の大きな産業は農林水産業の 0.1949 であり、逆に労働投入係数の小さな産業はエネルギーの 0.0099 と重工業の 0.0293 である。これらの産業以外の他の産業について労働投入係数の大きな順にみると、運輸・通信 0.0654、軽工業 0.0503、建設 0.0438 となっている。

なお、(2-1) 式よりある産業の労働投入係数にその産業の生産額を掛けると、その産業の生産のために必要な労働量になる。さらにこの生産のために必要な労働量を全産業について合計するとある生産期間 t での三重県においての生産のために必要な総労働量になる。他方で三重県に t 期に存在する労働量を $L(t)$ とすると、 t 期における労働の需要と供給の関係は (2-2) 式になり、左辺は労働の需要量をそして右辺は労働の供給量を示している。この労働投入係数は最初の生産期間である 0 期で決定され、その後の生産の各期間について一定であると一般に仮定されている。だが本稿の分析では平成 3 年の労働投入係数を使う。

$$l_1 X_1(t) + l_2 X_2(t) + \dots + l_7 X_7(t) \leq L(t) \quad (2-2)$$

ところで時間の経過を考えた場合に、前述のように就業により習得される労働と結び付いた

形態の技術進歩を仮定すると、労働の供給量は就業者数と技術進歩に依存することになる。平成2年の三重県の就業者数を L_0 、就業者の増加率を α 、就業者の技術進歩率を β とすると、t期での労働の供給量は $(2 - 3)$ 式になる。この $(2 - 3)$ 式で示されるような労働の供給量は効率単位で測定した労働の供給量と呼ばれる。

$$L(t) = L_0(1+\alpha+\beta)^t \quad (2 - 3)$$

$(2 - 2)$ 式と $(2 - 3)$ 式から、t期での労働量の需要と供給の関係は $(2 - 4)$ 式になる⁹⁾。

$$l_1X_1(t) + l_2X_2(t) + \dots + l_7X_7(t) \leq L_0(1+\alpha+\beta)^t \quad (2 - 4)$$

$(2 - 4)$ 式から、生産物を生産するには、右辺で示されるように労働の供給量は限られていることから、各産業の生産額は労働の供給量によっても制約を受けることになる。

3 三重県の産業連関表による経済成長分析

(1) 三重県の産業別生産額および最終需要額

この節では『平成2年三重県産業連関表』を使い、平成2年から平成8年までの生産に関する投資を除く最終需要額を最大にするような三重県の産業別の生産額についての経済成長の分析を行ってみることにする。ここで、平成2年の産業別生産額は、『平成2年三重県産業連関表』のデータを使い¹⁰⁾、計算結果と比較するための、平成3年から平成8年までの現実の産業別の生産額は三重県生活文化部統計課『三重県民経済計算』のデータを利用する。

これらのデータによる平成2年から平成8年までの産業別の生産額を示したのが表3-1である。表3-1では平成3年から平成8年までの数値は年度であるがここでは暦年とみなす。

表3-1 三重県内生産額

	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	合計
農林水産業	361,197	337,413	332,971	331,041	327,778	320,389	324,058	2,334,847
軽工業	1,735,644	1,854,190	1,736,039	1,632,695	1,789,722	1,786,163	1,644,097	12,178,550
重工業	5,421,339	5,669,062	5,590,747	5,557,544	5,465,056	5,488,877	5,844,688	39,037,313
建設	1,384,385	1,661,391	1,684,682	1,667,103	1,680,621	1,675,899	1,748,157	11,502,238
エネルギー	932,415	574,481	560,238	536,653	512,221	511,038	571,620	4,198,666
運輸・通信	683,266	851,847	888,691	899,584	890,531	907,161	919,526	6,040,606
サービス	3,747,438	4,188,960	4,431,288	4,505,938	4,564,761	4,636,191	4,763,816	30,838,392
合計	14,265,684	15,137,344	15,224,655	15,130,558	15,230,690	15,325,718	15,815,962	106,130,611

出典) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』90-96頁、三重県統計課『平成3年度三重県民経済計算結果』(統計資料523)48-52頁、三重県統計課『平成4年度三重県民経済計算結果』(統計資料No.535)48-52頁、三重県生活文化部統計課『平成5年度三重県民経済計算結果』(統計資料No.548)46-50頁、三重県生活文化部統計課『平成6年度三重県民経済計算結果』(統計資料No.559)46-50頁、三重県生活文化部統計課『平成7年度三重県民経済計算結果』(統計資料No.571)44-48頁、三重県総合企画部統計課『平成8年度三重県民経済計算結果』(統計資料No.583)44-47頁より作成。

表3-1によれば、平成2年の三重県の産業別生産額は農林水産業 3,611 億円、軽工業 1 兆 7,356 億円、重工業 5 兆 4,213 億円、建設 1 兆 3,843 億円、エネルギー 9,324 億円、運輸・通信 6,832 億円、サービス 3 兆 7,474 億円であり、総生産額は 14 兆 2,656 億円である。また、平成2年の

産業別生産額の構成比では農林水産業 2.5 %、軽工業 12.2 %、重工業 38.0 %、建設 9.7 %、エネルギー 6.5 %、運輸・通信 4.9 %、サービス 26.3 %である。

平成 2 年から平成 8 年までの産業別の生産額を見ると、極端に激しい変化は生じていないが、生産額の増加している産業はサービス、運輸・通信、建設であり、特にサービスでこのことは顕著である。逆に生産額の減少している産業は農林水産業である。軽工業、重工業、エネルギーでは、年により変動しているがほぼ同程度の生産額となっている。

なお、平成 8 年の産業別の生産額は農林水産業 3,240 億円、軽工業 1 兆 6,440 億円、重工業 5 兆 8,446 億円、建設 1 兆 7,481 億円、エネルギー 5,716 億円、運輸・通信 9,195 億円、サービス 4 兆 7,638 億円であり、総生産額は 15 兆 8,159 億円である。また、平成 8 年の産業別生産額の構成比は農林水産業 2.0 %、軽工業 10.4 %、重工業 37.0 %、建設 11.1 %、エネルギー 3.6 %、運輸・通信 5.8 %、サービス 30.1 %である。

平成 2 年から平成 8 年までの総生産額は物価上昇率を考慮していない名目金額ではあるが、平成 5 年を除いて上昇しており、この 6 年間に 10.9 % 増加している。

次に三重県生活文化部統計課『三重県民経済計算結果』により平成 2 年から平成 8 年までの三重県内の最終需要額を示したのが表 3-2 である。ただし、『三重県民経済計算結果』では期間は年度であるがここでは暦年とみなす¹¹⁾。

表 3-2 三重県内最終需要額

単位：100万円

	平成 2 年	平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	合計
民間最終消費支出	2,803,616	2,966,011	3,072,121	3,087,517	3,092,095	3,112,653	3,173,944	21,307,957
政府最終消費支出	465,388	479,285	513,064	518,566	528,862	540,076	560,322	3,605,563
(消費合計) A	3,269,004	3,445,296	3,585,185	3,606,083	3,620,957	3,652,729	3,734,266	24,913,520
公的固定資本形成	496,900	482,213	595,452	622,748	631,791	594,576	587,548	4,011,228
(A+公的資本形成)	3,765,904	3,927,509	4,180,637	4,228,831	4,252,748	4,247,305	4,321,814	28,924,748
移輸出	5,887,300	6,130,604	6,168,212	6,295,537	6,480,212	6,570,287	6,819,958	44,352,110
(B+移輸出) C	9,653,204	10,058,113	10,348,849	10,524,368	10,732,960	10,817,592	11,141,772	73,276,858
移輸入	-5,012,345	-5,456,846	-5,485,880	-5,646,523	-5,644,470	-5,683,981	-5,928,916	-38,858,961
在庫品増加	34,598	45,199	-11,728	19,045	5,718	24,418	16,341	133,591
民間固定資本形成	1,167,540	1,230,556	1,183,166	1,225,852	1,080,941	1,047,571	1,173,699	8,109,325
統計上の不適合	935	220,839	95,632	2,846	7,527	47,752	125,892	501,423
総需要額	5,843,932	6,097,861	6,130,039	6,125,588	6,182,676	6,253,352	6,528,788	43,162,236

出典）三重県統計課『平成 2 年度三重県民経済計算結果』（統計資料 No. 511）28 頁、三重県統計課『平成 3 年度三重

県民経済計算結果』（統計資料 No. 523）32 頁、三重県統計課『平成 4 年度三重県民経済計算結果』（統計資料 No.

535）32 頁、三重県生活文化部統計課『平成 5 年三重県民経済計算結果』（統計資料 No. 548）28 頁、三重県生活文化

部統計課統計課『平成 6 年度三重県民経済計算結果』（統計資料 No. 559）30 頁、三重県生活文化部統計課『平成 7

年度三重県民経済計算結果』（統計資料 No. 571）28 頁、三重県総合企画部統計課『平成 8 年度三重県民経済計算

結果』（統計資料 No. 583）28 頁より作成。

表 3-2 より、平成 2 年の三重県での項目別の最終需要額は民間最終消費支出 2 兆 8,036 億円、政府最終消費支出 4,653 億円であり、二つの消費の合計は 3 兆 2,690 億円である。公的固定資本形成は 4,969 億円であり、消費の合計と公的固定資本形成の二つを合計すると 3 兆 7,659 億円である。移輸出は 5 兆 8,873 億円であり、消費合計、公的固定資本形成、移輸出の三つの合計は 9 兆 6,532 億円である。移輸入は 5 兆 123 億円であり、移輸入の方が移輸出より 8,749 億円少なく、三重県以外の他地域との生産物の取引については出超となっている。民間固定資

本形成は 1 兆 1,675 億円であり、在庫品増加は 599 億円である。移輸入を控除し、また、統計上の不適合という修正を行うと、平成 2 年の三重県内最終需要額は 5 兆 8,319 億円である。

平成 2 年の最終需要額に対するそれぞれの項目の構成比は民間最終消費支出 48.1 %、政府最終消費支出 8.0 % であり、これらの二つの合計は 56.1 % である。公的固定資本形成 8.5 %、移輸出 100.9 %、移輸入-85.9 %、民間固定資本形成 20.0 %、在庫品増加 1.0 %、統計上の不適合 -0.6 % となっている。

平成 2 年から平成 8 年までの最終需要額を項目別にみると、増加しているのは民間最終消費支出、政府最終消費支出、移輸出であり、平成 6 年を除くと移輸入も増加の傾向にある。公的固定資本形成と民間固定資本形成は一般に増減を繰り返す傾向にある。総額としての最終需要額は平成 5 年を除いて、平成 2 年から平成 8 年にかけて増加の傾向にある。

(2) 平成 2 年から平成 7 年までの最終需要額の最大化

前項では平成 2 年から平成 8 年までの産業別の生産額と最終需要額について、三重県の統計データによって示したが、本項では平成 2 年と平成 8 年の生産額を所与のものとみなして、平成 2 年から平成 7 年の間の生産と関係する投資（固定資本形成）を除く、最終需要額の合計の最大化の問題を検討してみる。

生産を行うに当り、産業連関表に固定資本係数を入れ、産業連関表による動学的な生産の関係を示しているのが第 1 節の（1-17）式であり、それを次の（3-1）式で示す。

$$(I-A+B+m) X(t) \geq BX(t+1) + C(t) + I_g(t) + E(t) \quad (3-1)$$

また、 $D=I-A+B+m$ と書くと（3-1）式は（3-2）式となる。

$$DX(t) \geq BX(t+1) + C(t) + I_g(t) + E(t) \quad (3-2)$$

（3-2）式において、消費 $C(t)$ 、公的固定資本形成 $I_g(t)$ 、移輸出 $E(t)$ は生産に関係しない最終需要であるとみなすと、（3-2）式は次の（3-3）式になる。 $F(t)$ は t 期での生産に関係しない最終需要額のベクトルである。

$$DX(t) \geq BX(t+1) + F(t) \quad (3-3)$$

t 期の生産に関係しない最終需要額構成比のベクトルを f とし、一定であるとみなす。また、各産業についてのこの最終需要額の合計を $Z(t)$ とすると、（3-3）式は（3-4）式になる。

$$DX(t) \geq BX(t+1) + f Z(t) \quad (3-4)$$

平成 2 年から平成 8 年までの生産を考えるとき、生産期間 t については平成 2 年を 0 期、平成 3 年を 1 期、平成 4 年を 2 期、平成 5 年を 3 期、平成 6 年を 4 期、平成 7 年を 5 期、平成 8 年を 6 期とする。産業連関表を利用して、各期の生産額を（3-4）式のように示すと、最適な経済政策は t 期の生産物 $X(t)$ を、 t 期での生産に関係しない最終需要 $fZ(t)$ と $(t+1)$ 期の生産物 $X(t+1)$ のための投資との間でどのように配分するかという選択の中で最適な決定を行うことになる。

また、生産を行うにおいて、労働量も制約となり、 t 期のその関係を示すのが第 2 節の (2 - 4) 式であった。ここでは、その関係を (3 - 5) 式で示す。

$$l_1X_1(t) + l_2X_2(t) + \dots + l_7X_7(t) \leq L_0(1+g)^t, g = \alpha + \beta \quad (3 - 5)$$

このような (3 - 4) 式と (3 - 5) 式の関係は各生産期間について成立するので、平成 2 年の 0 期から平成 8 年の 6 期までの生産額と労働量の制約式を示すと、(3 - 6) 式のようになる。ただし、0 期の労働量の制約式については条件は満たされているものとする。

$$\begin{array}{lll}
 BX(0) & +fZ(0) & \leq DX(0) \\
 -DX(1)+BX(2) & +fZ(1) & \leq 0 \\
 -DX(2)+BX(3) & +fZ(2) & \leq 0 \\
 -DX(3)+BX(4) & +fZ(3) & \leq 0 \\
 -DX(4)+BX(5) & +fZ(4) & \leq 0 \\
 & DX(5) & -fZ(5) \geq BX(6) \\
 IX(1) & & \leq L_0(1+g) \\
 IX(2) & & \leq L_0(1+g)^2 \\
 IX(3) & & \leq L_0(1+g)^3 \\
 IX(4) & & \leq L_0(1+g)^4 \\
 IX(5) & & \leq L_0(1+g)^5
 \end{array}$$

最大化 $Z(0)+Z(1)+Z(2)+Z(3)+Z(4)+Z(5)$

(3 - 6)

(3 - 6) 式に示されているような、生産額と労働量の制約式の下において、久保庭真彰編著『マイコンによる経済学』に基づいて、平成 2 年の 0 期と平成 8 年の 6 期の生産額を所与として、平成 2 年の 0 期から平成 7 年の 5 期までの生産に関する投資を除く最終需要額の合計 $Z(0)+Z(1)+Z(2)+Z(3)+Z(4)+Z(5)$ を最大化する問題を検討してみる。

(3 - 6) 式の問題を解くにはリニアプログラミングを使う必要があり、生産物についての制約式は 42 個、労働についての制約式は 5 個あり、合計 47 個の制約式がある。この制約式のもとで 0 期から 5 期までの生産に関する投資を除く最終需要額の合計の最大化を求めることになる¹²⁾。

なお、(2 - 3) 式での労働の供給量を効率単位で測定した労働の供給量と呼び、労働の供給量が就業者数の増加と労働と結び付いた技術進歩率により増加することを示した。つまり、

$$L(t) = L_0 (1+g)^t, g = \alpha + \beta \quad (3 - 7)$$

ここで α は就業者数の増加率、 β は労働と結び付いた技術進歩率である。就業者数の増加率は人口の増加率と同様であるとみなす。

三重県の人口は平成 2 年国勢調査結果によると 1,792,514 人、平成 7 年国勢調査結果によると 1,841,202 人であり、その間の増加率は 1 % である。技術進歩率が 3 % であるとみなすと、(3 - 6) 式において $\alpha=0.01$ 、 $\beta=0.03$ となり、このことから $g=0.04$ となり効率単位で測定した労働の供給量の増加率は 0.04 となる¹³⁾。

平成 2 年の国勢調査結果と三重県統計課『三重の事業所－平成 3 年事業所統計調査結果』に

よれば、平成3年の推定就業者数は906,564人であり、このことから失業者も含めた平成2年の潜在的労働量を950,000人とみなす。

また、表3-1に示す0期の平成2年と6期の平成8年の各産業の生産額は所与であると仮定する。つまり0期においては各産業で以前に生産された生産物を生産のための投資に回すのかそれとも最終需要として使うのかという選択を行う。また、6期の生産額が所与であるということは5期に経済政策の当局が生産物をすべて最終需要として使い尽くすのではなく、次の期の6期のために各産業の生産物を残すことを意味している。

(3) 消費額の最大化

生産に関係しない最終需要を家計外消費支出、民間消費支出、政府消費支出の三つの項目とし、他は生産に関係する投資であると仮定する。また、移輸出を最終需要から除外することから、移輸入も除外することになり、生産物はすべて三重県内で生産される閉鎖経済を仮定する。このように閉鎖経済を仮定すると、(3-1)式において移輸入率の行列mのすべての成分はゼロとなる。

表3-3に示しているように平成2年の消費総額3兆8,206億円のうち、民間消費支出は3兆868億円であり、消費総額の約81%となり、消費額の大部分は民間消費支出である。政府消費支出は4,703億円で、消費総額の約12%であり、家計外消費支出は2,634億円で消費総額の約7%である。

表3-3 消費額の構成比

単位：100万円

家計外消費支出	民間消費支出	政府消費支出	消費額	消費額構成比
農林水産業	1,737	56,766	0	58,503 0.0153
軽工業	37,222	538,751	0	575,973 0.1508
重工業	9,943	195,165	0	205,108 0.0537
建設	0	0	0	0.0000
エネルギー	392	93,185	0	93,577 0.0245
運輸・通信	8,536	253,617	43	262,196 0.0686
サービス	205,667	1,949,377	470,262	2,625,306 0.6871
合計	263,497	3,086,861	470,305	3,820,663 1.0000

出典) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』90-91
頁より作成。

消費額の構成を産業ごとにみると、政府消費支出では大部分がサービスであり、民間消費支出と家計外消費支出では比較的類似した消費額の構成になっている。消費支出がどの産業に対して行われているのかという消費総額の産業別の構成比については、サービスが0.6871でもっとも大きく消費総額の約69%である。次いで、その構成比は軽工業で大きく0.1508であり、サービスと軽工業で消費は約84%行われていることになる。また、これらの二つの産業以外

では運輸・通信が 0.06871、重工業が 0.0537 であり、サービス、軽工業、運輸・通信、重工業で消費総額の約 96 %になる。この最終需要額の構成比である消費額の構成比は平成 2 年の数値で一定であると仮定する。このように仮定して（3－6）式の制約の下で、平成 2 年から平成 7 年までの最終需要額である消費額の最大化を求めた数値が表 3－4 である。

表 3－4 消費額の最大化

単位100万円

	平成 2 年	平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	合計
農林水産業	361,197	375,436	457,166	474,734	475,203	433,572	324,058	2,901,366
軽工業	1,735,640	1,449,590	1,821,540	1,916,240	1,963,660	1,972,340	1,644,097	12,503,107
重工業	5,421,340	2,041,500	2,290,600	2,380,760	3,032,890	3,721,160	5,844,688	24,732,938
建設	1,384,390	607,248	0	0	30,799	0	1,748,157	3,770,594
エネルギー	932,415	712,411	1,172,910	882,010	586,241	0	571,620	4,857,607
運輸・通信	683,266	2,238,910	1,000,920	1,041,650	1,059,760	1,123,100	919,526	8,067,132
サービス	3,747,440	4,544,360	6,580,340	6,865,770	7,067,380	7,328,180	4,763,816	40,897,286
総生産額	14,265,700	11,969,500	13,323,500	13,561,200	14,215,900	14,578,300	15,815,962	97,730,062
最終需要額	2,482,090	4,063,770	6,809,470	7,128,390	7,186,240	7,455,940		35,125,900

表 3－4 で消費額を見ると、平成 2 年の 2 兆 4,820 億円からその後増加して、平成 7 年には 7 兆 4,559 億円になる。このように計算で求めた消費額は生産の最初の期間において小さく、後の期間で大きくなる。このことは生産の最初の期間ではできる限り消費を抑え生産のための投資に回し、そして後の期間ではできるだけ消費を増やす方が期間全体を通じての消費額が増えることを意味する。

平成 2 年のこの計算により算出された消費額は表 3－2 の平成 2 年の現実の消費額 3 兆 2,690 億円より少なく、逆に、平成 3 年以後の消費額は計算により求めた数値のほうが大きい。表 3－2 の現実の消費額および公的固定資本形成額の合計とここで求めた計算上の最終需要額を比較した場合にも、平成 2 年を除くとここでの計算により求めた最終需要額の方が大きくなっている。

なお、ここでは移輸入と移輸出を考慮しない三重県内だけで経済活動が行われる閉鎖経済を前提にしているが、移輸出も含めた最終需要額と比較すると、現実の最終需要額の方が計算で求めた最終需要額よりも大きくなる。

次に、ここでの消費額を最大にする計算により求めた各産業の生産額を表 3－1 の三重県での現実の生産額と比較してみる。まず、計算で求めた建設の生産額は平成 4 年、平成 5 年、平成 7 年に 0 となり、また、エネルギーの生産額も平成 7 年に 0 となっている。これら二つの産業で生産額が 0 となっているのは、消費とあまり関係していないからである。さらに、計算で求めた各産業の生産額は毎年ごとに大きく変動しており、表 3－1 の現実の各産業の生産額のように安定していない。

現実の生産額と比較して、計算で求めた生産額のほうが大きな産業は農林水産業、運輸・通

信、サービスであり、軽工業でも平成3年を除いて、計算で求めた生産額の方が大きい。このような産業は消費活動との関係が深い産業である。逆に計算で求めた生産額が現実の生産額よりも小さな産業は重工業と先ほど示した建設であり、消費との関係が弱い産業である。また、すべての産業の計算で求めた総生産額と現実の総生産額を比較した場合に、この計算で求めた総生産額のほうが小さい。

(4) 消費額と公的固定資本形成額の最大化

次に、最終需要額として前項の消費額と公的固定資本形成を考えてみる。公的固定資本形成（公共投資）に関係している産業には水道や運輸などのような産業も一部あり、また道路や橋などの公共財も産業基盤として間接的に生産活動と関係している。だが、ここで公的固定資本形成は生産活動とは関与していないものとして、生産活動と関係のない最終需要とみなす。そしてこの最終需要額を表3-5に示している。なお、ここでも最終需要の項目に移輸出を含めておらず、移輸入も除外している。このため（3-1）式の移輸入率の行列 m のすべての成分は0になる。

表3-5は『平成2年三重県産業連関表』からの数値であり、公的固定資本形成による支出額5,105億円のうち、建設が4,386億円であり約86%になる。建設以外では重工業484億円とサービス148億円が主なもので、公的資本形成の支出額はこれら三つの産業で全体の98%と

表3-5 公的固定資本形成を含む最終需要額構成比

	家計外消費支出	民間消費支出	政府消費支出	公的固定資本形成	最終需要額	最終需要額構成比
農林水産業	1,737	56,766	0	0	58,503	0.0135
軽工業	37,222	538,751	0	7,729	583,702	0.1348
重工業	9,943	195,165	0	48,443	253,551	0.0585
建設	0	0	0	438,612	438,612	0.1013
エネルギー	392	93,185	0	0	93,577	0.0216
運輸・通信	8,536	253,617	43	940	263,136	0.0608
サービス	205,667	1,949,377	470,262	14,847	2,640,153	0.6096
合計	263,497	3,086,861	470,305	510,571	4,331,234	1.0000

出典) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』90-96頁より作成。

なる。前項のように、消費だけを最終需要とみなした場合その需要額は建設ではゼロであり、重工業でもあまり大きくはない。だが公的固定資本形成をも最終需要の項目に加えると、建設と重工業に対する需要額は増加する。生産に関する投資を除くここでの最終需要額の構成比でもっとも大きなものはサービスで0.6096となっており、次いで軽工業0.1348、建設0.1013が0.1以上であり、続いて運輸・通信0.0608、重工業0.0585の順となっている。

ここで（3-6）式の制約条件の下で、平成2年の0期から平成7年の5期までの最終需要額を最大にする生産額を求め、示したのが、表3-6である。表3-6の計算で求めた最終需

要額は前項での結果とほぼ同じ内容になっている。つまり生産の最初の期間は消費を抑え、後の期間に消費を増やすことになる。ただ前項での結果においては、最終需要額は1期の平成3年に減少しその後は増加したのに対し、表3-6の結果によれば平成6年に一度減少している。

また、最終需要額を最大にするような各産業の計算で求めた生産額を見ると、この生産額も前項での結果とほぼ同じような内容となっている。なお、前項ではエネルギーでの生産額は平成7年に0であったが、本節では4,919億円になり、またその他の年でも生産額は増加している。建設は前項と同様平成4年、平成5年、平成7年と生産額は0で同じであるが、他の年は

表3-6 消費と公共投資を含む最終需要額の最大化

単位：100万円

	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	合計
農林水産業	361,197	382,115	447,465	461,107	465,299	434,322	324,058	2,875,563
軽工業	1,735,640	1,572,820	1,781,790	1,886,250	1,968,060	1,978,650	1,644,097	12,567,307
重工業	5,421,340	3,677,130	2,204,740	2,492,820	3,437,740	3,573,670	5,844,688	26,652,128
建設	1,384,390	2,559,010	0	0	1,425,360	0	1,748,157	7,116,917
エネルギー	932,415	1,274,910	2,185,380	1,283,420	582,504	491,978	571,620	7,322,227
運輸・通信	683,266	1,026,920	1,001,220	1,039,620	1,003,500	1,126,130	919,526	6,800,182
サービス	3,747,440	4,471,300	6,546,590	6,838,200	6,434,810	7,362,010	4,763,816	40,164,166
総生産額	14,265,700	14,964,200	14,167,200	14,001,400	15,317,300	14,966,800	15,815,962	103,498,562
最終需要額	2,749,860	3,720,640	7,597,560	7,949,440	6,802,980	8,476,080		37,296,560

いずれも生産額は増加している。重工業は年により差があるが、平成2年から平成7年までの期間全体では生産額は増加している。このように最終需要の項目は消費以外に公的固定資本形成を加えると、建設、エネルギー、重工業での生産額が増加することになる。他方で、運輸・通信の生産額が前節の結果と比較すると減少している。

(5) 消費額、公的固定資本形成額および移輸出額の最大化

本項では最終需要の項目に消費と公的固定資本形成にさらに移輸出を加えてみる。移輸出を加えることは、移輸入も加えることになり、ここでは三重県経済を他地域との交易関係の中で考えることになる。このことからいままでの分析と違って本項では、(3-1)式において移輸入率を使うことになる。『平成2年三重県産業連関表』によれば表3-7に示しているように三重県以外の地域からの生産物の流入である移輸入額は6兆6,165億円であり、総生産額の約46%になる。また三重県から他地域への生産物の流出である移輸出額は7兆3,240億円であり、総生産額の約51%になる。三重県では移輸入額も移輸出額も極めて大きく、他地域との交易が極めて大きいことが三重県の産業構造の一つの特徴となっている。

表3-7により三重県の移輸入額を産業別にみると、重工業が3兆4,863億円でもっとも大きく、次いでサービス1兆5,434億円、軽工業1兆116億円の順となり、これらの産業では移輸入額が1兆円以上と大きい。移輸入額を生産額で割った移輸入率についても重工業で0.6398と最も大きく、次いで軽工業0.5829、農林水産業0.4780、サービス0.4119の順になっている。

建設、エネルギー、運輸・通信では移輸入額と移輸入率がともに小さく、特に建設では二つの数値とも0となり、移輸入は行われていない。

表3-7により移輸出額を産業別にみると、その大きな産業は重工業であり4兆6,904億円となり、三重県の総移輸出額の約64%になる。三重県では他地域との関係では特に重工業の生産物を移輸入し、それを加工し移輸出するという加工型の産業形態になっている。重工業に次いで移輸出額の大きな産業は軽工業であり1兆2,283億円で総移輸出額の約17%になる。なお三重県では四日市市に石油化学コンビナートが立地している関係で、エネルギーの移輸出

表3-7 三重県の平成2年の移輸出移輸入

	単位：100万円		
移輸出額	移輸出率	移輸入額	移輸入率
農林水産業	170,598	0.4723	172,651
軽工業	1,228,359	0.7077	1,011,668
重工業	4,690,420	0.8652	3,468,338
建設	0	0.0000	0
エネルギー	574,349	0.6160	192,487
運輸・通信	148,149	0.2168	227,953
サービス	512,146	0.1367	1,543,481
合計	7,324,021	0.5134	6,616,578

出典) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』90-96頁より作成。

表3-8 移輸出を含む最終需要額構成比

	単位：100万円				
消費額	公的固定資本形成	移輸出額	最終需要額	構成比	
農林水産業	58,503	0	170,598	229,101	0.0197
軽工業	575,973	7,729	1,228,359	1,812,061	0.1555
重工業	196,896	48,443	4,690,420	4,935,759	0.4242
建設	0	438,612	0	438,612	0.0376
エネルギー	93,577	0	574,349	667,926	0.0573
運輸・通信	262,196	940	148,149	411,285	0.0353
サービス	2,625,306	14,847	512,146	3,152,299	0.2705
合計	3,820,663	510,571	7,324,021	11,647,043	1.0000

出典) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』90-96頁より作成。

額が5,743億円あり、総移輸出額の約8%になる。また三重県では伊勢志摩などに観光施設がある関係でサービスの移輸出が5,121億円あり、総移輸出額の約7%となる。このことから重工業、軽工業、エネルギー、サービスの四つの産業で移輸出額の約96%になる。

ところで、生産に関する投資を除く最終需要に消費と公定固定資本形成に移輸出を加えると、この最終需要額の構成比が変わり、重工業と軽工業の構成比が増加することになる。表3-8によりその構成比を見ると、最も大きな産業は重工業で0.4242であり、次いでサービス0.2705、軽工業0.1555の順となり、これら三つの産業の合計は0.8502となる。これらの産業以外ではエネルギー0.0573、建設0.0376、運輸・通信0.0353であり、農林水産業では最も少なく0.0197となる。

この平成2年の最終需要額の構成比は一定であると仮定して、(3-6)式により、平成2年から平成7年までの最終需要額の合計を最大にする経済政策の問題を考えてみる。なお前項までの二つの分析では移輸出と移輸入を除外した閉鎖経済を前提としていたが、この移輸出と移輸入を経済分析に取り入れて(3-1)式の移輸入行列mに表3-7の移輸入率の数値を代入する。

この結果が表3-9の数値であり、前項までの結果と比較してみると、まず最終需要額は平成2年から平成7年まで増加しており、このことはほぼこれまでの二つの分析と同様である。最終需要額については、ここでは平成2年に15兆8,136億円となり、これまでの二つの分析

の場合と比較して約6倍近くになっている。平成3年以後もほぼ同様の結果となり、このように移輸出と移輸入により、最終需要額が極めて大きくなる。また、この最終需要額は表3-2の現実の消費、公的固定資本形成および移輸出を加えた最終需要額と比較しても数倍の大きさとなっている。

最終需要額と総生産額を比較した場合、前項までの分析では生産の各期とも最終需要額のは

表3-9 消費、公的固定資本形成、移輸出を含む最終需要額の最大化

単位：100万円

	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	合計
農林水産業	361,197	0	0	0	0	0	324,058	685,255
軽工業	1,735,640	0	0	0	0	0	1,644,097	3,379,737
重工業	5,421,340	11,127,000	12,691,000	12,199,400	12,691,300	719,267	5,844,688	60,693,995
建設	1,384,390	14,451,200	12,068,000	11,540,200	0	0	1,748,157	41,191,947
エネルギー	932,415	2,901,170	12,855,300	20,825,500	26,441,100	24,307,500	571,620	88,834,605
運輸・通信	683,266	0	0	0	0	0	919,526	1,602,792
サービス	3,747,440	0	0	0	4,484,390	8,380,690	4,763,816	21,376,336
総生産額	14,265,700	28,479,400	37,614,200	44,565,100	43,616,800	33,407,500	15,815,962	217,764,662
最終需要額	15,813,600	24,939,500	37,369,500	47,303,900	67,970,400	75,603,000		268,999,900

うが生産額よりも小さかったが、ここでは平成3年と平成4年を除いて最終需要額のほうが大きくなっている。生産額よりも最終需要額のほうが大きくなるのは最終需要が生産だけでなく、他地域からの移輸入によっても実現されているからである。

総生産額についても、前項までの分析結果と比較してここでは各期とも2ないし3倍になっている。産業別に生産額を見ると、農林水産業、軽工業、運輸・通信では平成3年から平成7年まですべて0となっている。またサービスでは平成3年から平成5年まで、また建設でも平成6年と平成7年は生産額はゼロとなり、生産を行わない産業が多くなっている。他方でエネルギーでは各期とも生産額は大きくなり、また重工業も平成7年を除くと生産額は大きくなり、建設でも平成3年から平成5年にかけて生産額は大きくなっている。これらの産業では表3-1の現実の生産額と比較しても産業別生産額は大きくなっている。

なお、このような分析を行ってみると、これまでの分析に共通して見られることであるが、最終需要額は平成2年、平成3年と各期ごとにほぼ増加している。このことは最初の期間では最終需要額を抑え、生産物をできるだけ投資に回し、後の期間はできるだけ最終需要額を増やすということになっている。また、このような最終需要額を最大にするような生産額の変動は産業ごと、また生産の各期ごとに激しく、表3-1の現実の生産額と比較して振幅の極めて大きなものとなっている。

むすび

三重県では平成2年に労働人口は950,000人おり、労働人口の増加率は1%、技術進歩率を3%と仮定した。また、最終需要の項目を（1）消費（2）消費と公的固定資本形成（3）消費と公的固定資本形成と移輸出の三つの場合に分けてみた。（1）と（2）の場合は三重県内だけでの生産活動を考える閉鎖経済であり、また、最終需要額の構成比もサービスの構成比が高い比較的類似したものとなる。各期の最終需要額の合計を最大にする計算結果もほぼ同様であり、現実の生産額と比較しサービスの生産額が大きくなり、また、各産業の生産額は現実の生産額と比較して大きく変動することになる。さらに閉鎖経済を前提とするので、計算で求めた総生産額は現実の生産額より小さくなっている。ただ、（1）と比較して（2）の場合には最終需要額の構成比が建設と重工業において大きくなり、サービスにおいて小さくなるのでこの影響は生産額にも出てくる。

（3）の場合には（1）と（2）の場合と異なり、まず、移輸出と移輸入を仮定する他地域との交易のある経済となる。また、最終需要の項目の中に移輸出が加わることから、その構成比も重工業とエネルギーと軽工業が大きくなり、サービスと建設が小さくなる。このことから現実の経済活動および（1）と（2）の場合に比較して総生産額も大きくなる。この（3）の場合には産業ごと、期間ごとの生産額の変動が極めて激しいものになり、重工業やエネルギーでは生産額も大きくなるが、サービスでは生産額は大幅に小さくなり、また農林水産業、軽工業、運輸・通信では生産は行われなくなる。

現実の経済活動と比較した場合、（1）と（2）と（3）の場合に共通にみられることは、最終需要額を最大にするような各産業の生産額の変動が極めて大きいことであり、また最終需要額も最初の期間は小さく、その後大きくなることである。つまり最初の期間はできるだけ生産のための投資を行い、後で最終需要額を大きくするということになっている。

注

- 1)公的固定資本形成は一部公的企業により行われる生産のため投資であるが、本稿では民間固定資本形成のみを生産のために行われる投資であるとみなす。
- 2)久保庭真彰編著『マイコンによる経済学』259頁参照。
- 3)Tsukui J. and Murakami Y.,*Turnpike Optimality in Input-Output Systems*, North-Holland, 1979. 75-78頁参照。
- 4)国レベルのこの固定資本係数の算出については総務庁・経済企画庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『平成2年産業連関表—係数編（2）』での固定資本マトリックスを利用することが重要になる。また近年の固定資本についての民間での研究には、黒田昌裕・新保一成・野村浩二・小林信行共著『KEO データベース—産出および資本・労働投入の測定—』がある。今後これらの資料を利用して固定資本の算出について研究したい。
- 5)筑井甚吉・村上泰亮・時子山和彦・時子山ひろみ・高島忠・西藤中・日本俊夫・小林良邦・近藤誠共著、経済企画庁経済研究所編『ターンパイク・モデル—多部門最適化モデルー』432頁参照。

6) この表 1 - 2 の固定資本係数は昭和 40 年の推計値であり、約 30 年前のものである。この間わが国でも三重県でも固定資本係数はかなり変動しているものと考えられる。例えば『平成 3 年版経済白書』によれば昭和 45 年から平成元年までの 19 年間に産業別平均資本係数（資本ストック／産業別実質 GDP）は全産業で約 1.7 倍になり、そのうち製造業で約 1.3 倍、非製造業で約 2 倍になっているとのことである。経済企画庁編『平成 3 年版経済白書』88~89 頁参照。

7) Allen,R.G.D.*Macro - Economic Theory*,Macmillon St Martin's Press,pp237-240.邦訳書 293-296 参照

8) なお、平成 3 年の農林水産業での就業者数の算出については平成 2 年国勢調査結果と平成 7 年国勢調査結果でのそれぞれの就業数からその間の 1 年当たりの変動数を求め、平成 2 年の就業者数にその数値を加えた。農林水産業での平成 2 年の就業者数は 66,778 人であり、平成 7 年の就業者数は 61,679 人で、この 5 年間に就業者数は 5,099 人減少している。のことから、1 年間当たりの減少数は 1,020 人であり、平成 3 年の就業者数は平成 2 年の就業者数より 1,020 人減少していることになり、平成 3 年の就業者数を 65,758 人と算定した。三重県統計課『三重県の人口－平成 2 年国勢調査結果－』46 頁、三重県生活文化部統計課『三重県の人口－平成 7 年国勢調査結果－』9 頁参照。

9) 久保庭真彰編著『マイコンによる経済学』28 頁参照。

10) 『平成 2 年三重県産業連関表』と『平成 2 年度三重県民経済計算結果』の産業別の生産額を比較すると必ずしも一致しないが、ほぼ同じであるとみなすことができる。『平成 2 年度三重県民経済計算結果』によれば、平成 2 年度の産業別の生産額は農林水産業 3,275 億円、軽工業 1 兆 7,739 億円、重工業 5 兆 6,354 億円、建設 1 兆 5,154 億円、エネルギー 5,463 億円、運輸・通信 7,728 億円、サービス 3 兆 9,863 億円となっている。これらの二つのデータの間ににおいて比較的生産額の差が大きいのはエネルギーで、これは石油製品の生産額が『平成 2 年三重県産業連関表』では大きく表示されていることによるものである。三重県生活文化部統計課『平成 2 年三重県産業連関表』90-96 頁、三重県統計課『平成 2 年度三重県民経済計算結果』44 - 48 頁参照。

11) 産業別の生産額と同様に、最終需要額についても『平成 2 年三重県産業連関表』と『平成 2 年度三重県民経済計算結果』の数値とでは最終需要額は同じではなく、在庫純増を除くと『平成 2 年三重県産業連関表』の方が大きい。また、『三重県民経済計算結果』では最終需要の項目には家計外消費支出は含まれていない。このように『平成 2 年三重県産業連関表』と『平成 2 年度三重県民経済計算結果』とでは最終需要額と最終需要の項目は産業別生産額以上に異なるが、平成 3 年から平成 8 年までの最終需要額についてのデータは三重県では『三重県民経済計算結果』以外ないので、この統計資料を使う。三重県生活文化部統計課『平成 2 年三重県産業連関表』96 頁、三重県統計課『平成 2 年度三重県民経済計算結果』28 頁。

12) 久保庭真彰編著『マイコンによる経済学』284 - 286 頁参照。

13) 三重県統計課『三重県の人口－平成 2 年国勢調査結果－』188 頁、三重県生活文化部統計課『三重県の人口－平成 7 年国勢調査結果－』12 頁。

参考文献

[1] 久保庭真彰編著『マイコンによる経済学』青木書店、昭和 59 年。

[2] 黒田昌裕・新保一成・野村浩二・小林信行共著『KEO データベース－産出および資本・労働投入の測定－』慶應義塾大学産業研究所、平成 9 年。

- [3] 経済企画庁編『平成3年経済白書－長期拡大の条件と国際社会における役割－』大蔵省印刷局、平成3年。
- [4] 総務庁・経済企画庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『平成2年産業連関表－計数編（2）』総務庁、平成7年。
- [5] 筑井甚吉・村上泰亮・時子山和彦・時子山ひろみ・高島忠・西藤冲・日水俊夫・小林良邦・近藤誠共著、経済企画庁経済研究所編『ターンパイク・モデル－多部門最適化モデル－』（経済企画庁経済研究所研究シリーズ第28号）大蔵省印刷局、昭和49年。
- [6] 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』、平成7年。
- [7] 三重県統計課『平成2年度三重県民経済計算結果』（統計資料No.511）、平成4年9月。
- [8] 三重県統計課『平成3年度三重県民経済計算結果』（統計資料No.523）、平成5年9月。
- [9] 三重県統計課『平成4年度三重県民経済計算結果』（統計資料No.535）、平成6年9月。
- [10] 三重県生活文化部統計課『平成5年度三重県民経済計算結果』（統計資料No.548）、平成7年9月。
- [11] 三重県生活文化部統計課『平成6年度三重県民経済計算結果』（統計資料No.559）、平成8年10月。
- [12] 三重県生活文化部統計課『平成7年度三重県民経済計算結果』（統計資料No.571）、平成9年10月。
- [13] 三重県生活文化部統計課『平成8年度三重県民経済計算結果』（統計資料No.571）、平成10年10月。
- [14] 三重県統計課『三重県の人口－平成2年国勢調査結果－』（統計資料No.516）、平成5年2月。
- [15] 三重県生活文化部統計課『三重県の人口－平成7年国勢調査結果－』（統計資料No.568）、平成9年2月。
- [16] 三重県生活文化部統計課『三重の事業所－平成3年事業所調査結果－』（統計資料No.514）、平成4年12月。
- [17] 森岡洋「産業連関表による三重県の産業構造構造の分析」、三重短期大学地域問題総合調査研究室『地研年報』第3号、平成10年3月。
- [18] Allen,R.G.D.,*Macro - Economic Theory*, Macmillan St Martin's Press, 1970. 新開陽一・渡部経彦訳『現代経済学－マクロ分析の理論－（下）』昭和42年。
- [19] Tsukui J. and Murakami Y., *Turnpike Optimality in Input -Output Systems*, North-Holland, 1979.

【資料】

1999年 三重県内外外国人関係統計

尾崎正利

この統計数値は、平成3年から4年にかけて三重県商工労働部が実施した「外国人研修及び日系人雇用実態調査」に参加し、外国人労働者の就労経路、就労実態を調査する中で、地域の労働市場との関わりについて研究をさらに継続する必要があると考え、継続的に三重県内における資料の収集に努めてきたものの一部である。平成9年度の三重短期大学公開講座「国際化時代と地域社会－三重県における国際化時代の社会的条件を考える－」の担当者としてコーディネーター及び講義録を作成することになり、公開講座における講義の参考として、県内の外国人関係に関する統計を受講生に提供することが望ましいと考え、関係各機関及び国際交流諸団体のご協力を得て作成したものであって、講義録にも資料として掲載することが読者の理解を一層深め、公開講座に参加しなかった他の有識者に対しても何等かの便益を提供するものと思量して、その後に判明した若干の数値を補充して掲載することとした。

これらの数値は、関係各機関において、業務として作成されている統計を提供いただき、一つにまとめたものではあるが、それぞれの機関がそれぞれの業務に応じて統計を作成するものを全体として検討することができれば、相互に関連する状況を素早く、的確に理解することも可能となり、外国人を対象に業務を行っている諸機関や研究者にとって有用な資料であろうと考え、継続的に公表していくことが必要であると考える。また尾崎が行っている「外国人労働者の就労経路及び就労実態調査」の基礎的資料としてこれら統計数値を収集したものであることから、この誌面を借りて公表することが望ましいと思われる。なお、講義録に掲載した「市町村における相談業務」及び「国際交流各種団体の意見」については、継続的なアンケート調査を実施する予定がないものであって、この統計資料から除外した。

この統計は、今後とも継続的に公表するつもりでいるが、すべて県内各機関で行われている統計を補足しているとはまだまだ言えない。外国人を対象とする業務に携わっている方々や研究者の中で、是非ともご指摘を頂き、できるだけ完全な資料に成長させていきたいと考えている。その意味では、この統計資料は、尾崎がまとめ役となっているけれども、県内各担当者や研究者の協働の成果であると考えている。数値の誤記、事項の不備、漏れている統計に関する情報等一報いただきたい（連絡は、E-mail ozaki@tsu-cc.ac.jp 又は三重短期大学法経科〔〒514-0112 津市一身田中野157〕尾崎正利までお願いしたい）。

[資料内容]

1 登録者数調査

- (1) 三重県外国人登録者数調査

2 外国人労働力状態調査

- (1) 労働力状態・男女別15歳～64歳外国人数（国勢調査）
- (2) 雇用外国人労働者数・男女別・15歳以上（国勢調査）
- (3) 雇用外国人労働者数（労働省外国人雇用状況調査）
- (4) 雇用外国人労働者数、雇用形態別・男女別（労働省外国人雇用状況調査）
- (5) 三重県外国青年招致事業による「国際交流員」「外国語指導助手」
- (6) 三重県教育委員会外国人児童生徒巡回指導相談員
- (7) 三重県市町村教育委員会外国人児童生徒巡回指導員

3 外国人職業紹介状況

- (1) 職業紹介状況
- (2) 日系人紹介状況

4 研修生調査

- (1) 受入研修生、国籍別受入数
- (2) 政府関与型研修生の受入状況
 - ① (財)国際農業者交流協会による研修生の受入
 - ② 三重県農業技術センターによる研修生の受入
 - ③ 三重県工業技術センターによる研修生の受入
 - ④ 三重県立津高等技術学校による研修生の受入
 - ⑤ 水産庁養殖研究所による研究者の受入
 - ⑥ 農水省野菜・茶葉試験場による研修生の受入
 - ⑦ ICETT（(財)国際環境技術移転研究センター）による研修生の受入
- (3) 民間交流団体による研修生受入状況
 - ① IATSS（国際交通安全協会）による研修生招致事業
- (4) 技能検定実施状況

5 留学生調査

- (1) 県内高等教育機関留学生数

6 就労状態調査

- (1) 外国人にかかる申告処理状況
- (2) 外国人にかかる労働災害発生状況

7 各種相談事業

- (1) 三重労働基準局「外国人労働相談コーナー」
- (2) 三重県内公共職業安定所における就職相談業務
- (3) 三重県生活部勤労福祉課「労働相談室」
- (4) (財)三重県国際交流財團相談業務

8 教育

- (1) 日本語教育が必要な外国人（小学校）児童在籍者数
- (2) 日本語教育が必要な外国人（中学校）生徒在籍者数
- (3) 日本語教育が必要な外国人（高等学校）生徒在籍者数

9 社会保障関係

- (1) 外国籍生活保護世帯数

10 犯罪検挙件数・人員

- (1) 犯罪件数・人員

1 登録者数調査

(1) 三重県外国人登録者数調査(各年、6月30日、12月31日)三重県生活文化部国際課調

調査時点	韓国・朝鮮	中國	ブラジル	ペルー	フィリピン	総 数
H1/12	8,281 (80.1%)	555 (5.4%)	521 (5.0%)	74 (0.7%)	406 (3.9%)	10,340 (1.04%)
H2/12	8,359 (70.0%)	639 (5.3%)	1,559 (13.1%)	160 (1.3%)	510 (4.3%)	11,944 (1.11%)
H3/12	8,377 (54.6%)	744 (4.8%)	4,218 (27.5%)	508 (3.3%)	637 (4.1%)	15,353 (1.26%)
H4/12	8,263 (45.9%)	1,183 (6.6%)	5,715 (31.8%)	754 (4.2%)	769 (4.3%)	17,988 (1.34%)
H5/12	8,151 (43.6%)	1,257 (6.7%)	6,320 (33.8%)	888 (4.8%)	748 (4.0%)	18,688 (1.41%)
H6/12	8,025 (41.6%)	1,293 (6.7%)	6,504 (33.7%)	1,025 (5.3%)	918 (4.8%)	19,313 (1.43%)
H7/12	7,899 (38.4%)	1,357 (6.6%)	7,616 (37.0%)	1,171 (5.7%)	839 (4.1%)	20,566 (1.51%)
H8/12	7,702 (32.2%)	1,476 (6.2%)	10,259 (42.9%)	1,430 (6.0%)	966 (4.0%)	23,926 (1.70%)
H9/6	7,614 (30.1%)	1,555 (6.1%)	11,510 (45.4%)	1,520 (6.0%)	967 (3.8%)	25,325
H9/12	7,625 (28.4%)	1,641 (6.1%)	12,516 (46.6%)	1,565 (5.8%)	1,059 (3.9%)	26,856
H10/12	7,492 (26.6%)	1,748 (6.2%)	13,248 (47.0%)	1,671 (5.9%)	1,157 (4.1%)	28,203

国籍下段の()内は県内総数に対する割合、総数下段()内は全国総数に対する割合
平成10年度から12月発表のみ

2 外国人労働力状態調査

(1) 労働力状態・男女別15歳～64歳外国人数(国勢調査による)

調 査 年	総 数 (男女)	労 働 力 人 口						非労働力人口	うち 通学		
		就業者									
			総 数	主に仕事	家事のほか仕事	通学かたわら仕事	休業者				
昭和 60年											
	6,111	*3,643									
平成 2年	3,997	3,465	3,331	3,257	15	27	32	134	506		
	3,940	2,380	2,297	1,711	552	19	15	83	1,527		
	7,937	5,845	5,628	4,968	567	46	47	217	2,033		
平成 7年	7,281	6,609	6,397	6,236	50	65	43	215	646		
	6,526	4,269	4,124	3,232	816	44	32	145	2,248		
	13,807	10,878	10,518	9,468	866	109	75	360	2,894		
									893		

上段は男子、中段は女子、下段は総数である。昭和60年就業者総数には、65歳以上を含む。

(2) 雇用外国人労働者数・男女別・15歳以上(国勢調査による)

	就業者総数	男子就業者数		女子就業者数	
		雇用者総数	男子雇用者		女子雇用者
総数	3,643		2,159		1,484
昭和60年	建設業				
	製造業				
	卸・小売業				
	サービス業				
総数	5,806	4,016	3,460	2,323	2,346
平成2年	建設業	673	390	571	332
	製造業	2,220	1,980	1,392	1,235
	卸・小売業	1,430	628	598	197
	サービス業	908	612	478	283
総数	10,735	8,879	6,550	5,378	4,185
平成7年	建設業	1,132	783	920	639
	製造業	5,443	5,225	3,473	3,325
	卸・小売業	1,621	840	680	293
	サービス業	1,840	1,503	999	778

労働力調査とは、65歳以上を含む点で異なる。
昭和60年は就業者総数のみ

(3) 雇用外国人労働者数(労働省、外国人雇用状況調査より)

		平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年
三重県合計		4,436(1,644)	4,468(1,564)	5,050(1,857)	7,027(2,417)
安 定 所	四日市	566(261)	743(287)	880(386)	1,084(458)
	鈴鹿	1,864(688)	1,531(520)	1,647(572)	2,559(869)
	津	789(340)	755(318)	883(363)	1,007(359)
	上野	584(146)	723(177)	771(231)	897(298)

		平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年
三重県合計		7,696(3,266)			
安 定 所	四日市	722(249)			
	鈴鹿	3,560(1,768)			
	津	1,133(457)			
	上野	972(327)			

() 内は内数で、女子：いずれも6月1日現在

(4) 雇用外国人労働者数、雇用形態別・男女別(労働省、外国人雇用状況調査より)

調査年度		直 接 雇 用				間 接 雇 用			
	管轄所別	事業所	男子	女子	小計	事業所	男子	女子	小計
平成 6年	全安定所	365	1,550	967	2,517	104	1,242	677	1,919
	四日市	49	192	136	328	18	113	125	238
	鈴鹿	68	734	428	1,162	43	442	260	702
	津	55	236	194	430	13	213	146	359
	上野	14	80	44	124	15	358	102	460
全安定所		213	1,292	726	2,013	100	1,612	838	2,450
平成 7年	四日市	45	266	178	444	23	190	109	299
	鈴鹿	40	429	183	612	29	582	337	919
	津	46	207	164	371	14	230	154	384
	上野	18	127	60	187	16	419	117	536
	全安定所	210	1,245	732	1,977	112	1,948	1,125	3,073
平成 8年	四日市	34	303	200	503	22	191	186	377
	鈴鹿	26	256	128	384	28	819	444	1,263
	津	55	241	178	419	20	279	185	464
	上野	25	149	88	237	20	391	143	534
	全安定所	226	1,636	799	2,435	150	2,974	1,618	4,592
平成 9年	四日市	37	469	193	662	21	350	265	615
	鈴鹿	28	343	140	483	39	1,347	729	2,076
	津	53	418	197	615	23	230	162	392
	上野	26	116	117	233	24	483	181	664
	全安定所	229	1,312	686	1,998	152	3,118	2,580	5,698
平成 10年	四日市	21	173	56	229	19	300	193	493
	鈴鹿	25	234	94	328	38	1,558	1,674	3,232
	津	60	382	205	587	29	294	252	546
	上野	29	124	161	285	21	521	166	687

いずれも6月1日現在

(5) 三重県外国青年招致事業による「国際交流員」「外国語指導助手」

	国際交流員(CIR)									
	62	63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
アメリカ				1	1	2	2	3	3	2
イギリス										
カナダ										
オーストラリア										
ニュージーランド										
アイルランド										
中国										1
スペイン										2①
三重県合計	0	0	0	1	1	2	2	3	3	5①
全国比	0.0	0.0	0.0	0.7	0.6	0.9	0.7	0.9	0.8	1.1

	H9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
アメリカ	1	2①								
イギリス	1①	1①								
カナダ										
オーストラリア	1	1								
ニュージーランド										
アイルランド										
中国	1	1								
スペイン	2①	2①								
三重県合計	7②	8③								
全国比	1.4	1.4								

	外国語指導助手(ALT)									
	62	63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
アメリカ	10	9	15①	20②	27③	26②	28①	35②	38②	38②
イギリス	4	5	7	9	9	9	8①	10	11	14
カナダ		4	6	5	6①	10①	13①	9①	7①	8①
オーストラリア	1	2	2	2	1	3	4	5	7	8
ニュージーランド		1			2	3	4	4	5	4
アイルランド		2	2	2	1	1①	1①	1①	1	1
中国										
スペイン										
三重県合計	15	23	32①	38②	46④	52④	58④	64④	69③	73③
全国比	1.8	1.7	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6

4

	H9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
アメリカ	38②	48⑤								
イギリス	19①	18②								
カナダ	11①	11①								
オーストラリア	6	7②								
ニュージーランド	3①	2①								
アイルランド	2	2								
中国										
スペイン										
三重県合計	79⑤	88⑪								
全国比	1.6	1.7								

注：○印は、市町村単独招致にかかる人数で、内数である。

三重県国際課調

(6) 三重県教育委員会外国人児童生徒巡回指導相談員

平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
1	3	3	3	4	5	7

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
9						

いずれもポルトガル語の堪能なブラジル国籍者。平成11年度は予定者数。

三重県教育委員会指導課調

(7) 三重県市町村教育委員会外国人児童生徒巡回指導員

平成4年	平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
	男子	女子										
四日市市		1		1		1		1		1		1
桑名市										1		2
津市												1

注：いずれもブラジル国籍者である。ただし桑名市は、平成8年・9年度いずれも日本国籍者1名を含む。

各市町村教育委員会アンケート結果による。

3 外国人職業紹介状況

(1) 職業紹介状況

年度・件数

	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
在留資格別件数	求職受理件数	260	209	191	172	316
	技術	0	1	0	0	3
	人文知識/国際業務	0	0	0	1	1
	企業内転勤	0	0	0	0	0
	技能	0	0	1	2	0
	就学/留学	2	1	1	2	7
	日本人の配偶者			101	100	153
	定住者			83	63	141
在留資格別件数	その他	278	207	5	4	21
	紹介就職件数	55	48	38	36	65
	技術	0	0	0	0	1
	人文知識/国際業務	0	0	0	0	0
	企業内転勤	0	0	0	0	0
	技能	0	0	0	0	0
	就学/留学	0	1	0	0	4
	日本人の配偶者			14	19	40
	定住者			24	17	23
	その他	54	48	0	0	2

注：平成10年度は、4月から12月までの集計である。

三重県職業安定課調

(2) 日系人紹介状況

年度・件数

		平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
	求職受理件数	273	183	131	92	196	345
在留	日本人の配偶者等	165	100	67	51	98	134
資格	定住者	91	79	63	40	93	210
別	在留資格の変更前提	短期滞在	15	3	1	1	5
件数		その他	2	1			8
	紹介就職件数	47	42	17	24	31	50
在留	日本人の配偶者等	31	14	4	12	17	17
資格	定住者	13	28	13	12	14	32
別	在留資格の変更前提	短期滞在	0	0	0	0	1
件数		その他	3	0			

注：平成10年度は、4月から12月までの集計である。8年度求職「その他」には、人文知識・国際業務を含む。

三重県職業安定課調

4 研修生調査

(1) 受入研修生、国籍別受入数(JITCO調べによる)

	県内総数	中國	インドネシア	ペルー	フィリピン	タイ	ベトナム	全国総数
平成4年	195							8,221
5年	114							13,911
6年	121	15	4	10	15	73	0	12,879
7年	223	85	29	0	14	26	57	18,264
8年	222	28	47	0	0	5	129	23,078

研修生数は、JITCO支援(企業単独型、団体型、JITCO推薦型)研修生のみの数値である。

政府関与、その他直接受入研修は含まない。JITCO支援研修の全研修に占める割合は、平成4年(18%)、5年(34%)、6年(35%)、7年(45%)である。

(2) 政府関与型研修生の受入状況

① (財)国際農業者交流協会による研修生の受入

	平成6年 男子 女子		平成7年 男子 女子		平成8年 男子 女子		平成9年 男子 女子	
タイ	5		4		4			
ペルー							3	

全国は平成2年から、三重県は6年から受け入れ

三重県農林水産部農業経営課調

② 三重県農業技術センターによる研修生の受入

	H/2 男 女		H/3 男 女		H/4 男 女		H/5 男 女		H/6 男 女		H/7 男 女		H/8 男 女		H/9 男 女	
中国（北京）			1						1		2		1		1	
大韓民国	1								1				1			
ブラジル				1	1		1					1		1		
アルゼンチン									1							
マラウイ																1

三重県農業技術センター調

③ 三重県工業技術センターによる研修生の受入

	H/2 男 女		H/3 男 女		H/4 男 女		H/5 男 女		H/6 男 女		H/7 男 女		H/8 男 女		H/9 男 女	
中国（北京）	1				1											
タイ							1									
ブラジル			1													
インドネシア									2							

三重県工業技術センター調

④ 三重県立津高等技術学校による研修生の受入

	H/2 男 女		H/3 男 女		H/4 男 女		H/5 男 女		H/6 男 女		H/7 男 女		H/8 男 女		H/9 男 女		
中国（北京）					1									1			
ケニア	1																

三重県立津高等技術学校調

⑤ 水産庁養殖研究所による研究者の受入

	H/2	H/3	H/4	H/5	H/6	H/7	H/8	H/9
中国（北京）						1	1	
中国（台北）		1		1				
韓国	2			1				
インドネシア	1							
フィリピン	1	1						
マレーシア			1					
ミャンマー					2			
タイ				1				
インド							1	
ブラジル	1							
エクアドル	1		1		1			
メキシコ		2						
チリ			1					
アメリカ		1		2				
カナダ		1		2	2	1		
オランダ	1							
ギリシャ		1						
フランス			1					
スペイン				2		1		
ノルウェイ				1				
ドイツ						1		
スエーデン							1	
オーストラリア		1						

注：主として90日未満

水産庁養殖研究所調

⑥ 農水省野菜・茶業試験場による研修生の受入

	H/2 男女		H/3 男女		H/4 男女		H/5 男女		H/6 男女		H/7 男女		H/8 男女		H/9 男女	
中国（北京）	4		1	4	2	1	1		3							
韓国	1		2					2		3					1	
インドネシア	1															
スリランカ	1					2	1	2	1							
フィリピン						1										
トルコ						1										
ペルー	2		1	1												
ブラジル	2		2		1										1	
パラグアイ		1	1						1		1					
チリ							1						1			
ホンジュラス															1	
ボリビア															1	
メキシコ															2	
フランス													1			

注：主として90日未満

農水省野菜・茶業試験場調

⑦ ICETT ((財)国際環境技術移転研究センター)による研修生の受入

	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
中国(北京)	20	26	30	27	18	1
中国(台北)					21	
インドネシア	39	34	34	14	14	4
シンガポール	1	1	1			
タイ	13	2	2	9	6	1
香港	2	2	2	2		1
マレーシア	7	15	1	1	1	1
フィリピン		1		8	10	
インド		1		1	11	
ヴェトナム			20	7	6	
イラン	2	1	2	3		
イスラエル		1				
ヨルダン		2				1
パレスチナ		1				
サウジアラビア				2	3	
オマーン				1		
トルコ					1	
ケニア	1				1	
アルジェリア		1				
エジプト		1	1	2	4	
メキシコ	10	1	2	3	3	1
ブラジル	11	2	26	16	14	
コロンビア	1		2	2		1
アルゼンチン		2	1	3		
エカルパドル					13	
ベネズエラ					1	
チリ					1	
ペルー						1
ポーランド	15	5			1	
ハンガリー	5					
チェコ	8					
スロヴェニア	7		4			
ブルガリア		5	1	4	5	
ルーマニア		5	2	4	4	
マケドニア					2	
カザフスタン	3					
ロシア連邦	2					

注：平成9年度は7月31日現在までの受入数。企業研修を追加する場合の例外を除き、ほとんどが90日未満の短期研修である。

ICETT研修部調

(3) 民間交流機関による研修生受入状況

① IATSSによる研修生招致事業

	H/2 男女		H/3 男女		H/4 男女		H/5 男女		H/6 男女		H/7 男女		H/8 男女		H/9 男女	
インドネシア	15	8	3	2	3	1	3	1	3	1	2	1	2	2	2	2
マレーシア	3	1	9	7	2	2	2	2	3	1	1	3	3		3	1
フィリピン			1	2	2	3	2	2	1	3	2	2	2	2	3	1
シンガポール	2	1	3	1		2		2	1	1	1	1	1	1	1	1
タイ	6	17	9	13	1	3	2	2	1	3		4	1	3	1	3
ヴェトナム												2		1	1	
その他	15	4	14	1	6	1	5	1	4	1	3	3	3	1	9	

注：平成3年度までは年間3回の招致、以降は1回。いずれも70日間の短期滞在。

国際交通安全協会(International Association of Traffic and Safety Sciences)フォーラム調

(4) 技能検定実施状況

人數

	H5前期	H5後期	H6前期	H6後期	H7前期	H7後期	H8前期	H8後期
受験申請者数	2	1	6	4	5	10	45	38
合格者数	2	1	6	4	5	10	34	38

	H9前期	H9後期	10前期	10後期	11前期	11後期	12前期	12後期
受験申請者数	42	40	112					
合格者数	42	40	111					

いずれも基礎2級。女子は、平成8年前期(紳士既製服縫製)6名のみ。

不合格者は、平成8年前期(紳士既製服縫製1名、噴霧塗装10名)、平成10年前期は、鋳鉄鋳物鋳造1名である。

三重県職業能力開発協会調

5 留学生調査

県内高等教育機関留学生数(各年度・国籍別・男女別)

国籍	H/2	H/3	H/4	H/5	H/6	H/7	H/8	H/9	累計
中国 (男子)	32	40	62	88	109	119	129	123	(702)
中国 (北京) (女子)	19	23	23	30	40	57	69	80	1,043 (341)
中国 (台北)	6	5	5	5	8	9	7	6	(51) 83 (32)
大韓民国	1	1	0	2	5	4	4	8	(25) 58 (33)
マレーシア	6	10	17	24	27	27	25	26	(162) 176 (14)
パンダラティッシュ	2	2	5	8	8	9	10	9	(53) 58 (5)
インドネシア	3	4	4	3	2	3	3	4	(26) 32 (6)
タイ	0	1	2	2	3	3	4	0	(15) 31 (16)
ネパール	0	0	1	1	1	1	0	0	(4) 4 (0)
香港	0	0	0	0	0	0	0	0	(0) 4 (4)
フィリピン	0	0	0	1	2	4	3	2	(12) 13 (1)
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	(0) 8 (0)
スリランカ	0	0	0	0	0	0	0	0	(0) 3 (3)
ラオス	0	0	0	0	0	1	1	1	(3) 3 (0)
ベトナム	0	0	0	1	2	2	0	1	(6) 7 (1)
エジプト	1	2	1	0	0	0	0	0	(4) 4 (0)
イラン	0	0	0	2	2	1	1	1	(7) 9 (2)
ガーナ	1	2	2	2	0	0	0	0	(7) 7 (0)
ザイール	1	1	1	1	1	1	0	0	(6) 6 (0)
シリア	0	1	2	1	0	0	0	0	(4) 4 (0)

国 種	H/2	H/3	H/4	H/5	H/6	H/7	H/8	H/9	累計
トルコ	0	1	1	1	1	0	0	0	(4)
	0	0	0	0	0	0	0	0	4 (0)
ナイジェリア	0	0	0	1	0	0	0	0	(1)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)
コートジボアール	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	0	0	1	1	1	1	4 (4)
ザンビア	0	0	0	0	0	2	3	3	(8)
	0	0	0	0	0	0	0	0	8 (0)
スペイン	0	0	1	0	0	0	0	0	(1)
	1	0	0	0	0	0	0	0	2 (1)
フランス	0	1	0	0	0	0	0	0	(1)
	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (0)
ドイツ	0	0	0	0	1	0	0	0	(1)
	0	0	0	0	0	0	2	1	4 (3)
連合王国	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	0	0	1	1	1	1	4 (4)
オランダ	1	0	0	1	0	0	0	0	(2)
	0	0	0	1	0	0	0	0	3 (1)
カナダ	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	1	1	1	1	0	0	0	4 (4)
ブラジル	1	1	1	2	2	3	2	3	(15)
	2	2	2	1	1	2	2	0	27 (12)
メキシコ	1	1	1	1	0	0	0	0	(4)
	2	1	0	0	0	0	1	0	8 (4)
パラグアイ	1	1	1	1	0	0	0	1	(5)
	0	0	0	0	0	0	0	0	5 (0)
アルゼンチン	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	1	1	1	0	0	0	0	0	3 (3)
ベネズエラ	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	0	1	0	0	0	0	1 (1)
ホンジュラス	0	0	0	0	1	1	1	1	(4)
	0	0	0	0	0	0	0	0	4 (0)
ペルー	0	0	0	0	0	0	1	2	(3)
	0	0	0	0	0	0	0	0	3 (0)
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	1	2	(3)
	0	0	0	0	0	0	1	1	5 (2)
フィジー	0	0	0	0	0	1	1	1	(3)
	0	0	0	0	0	0	0	0	3 (0)
年度別合計	84	107	146	197	239	274	296	304	1,647

注：アンケート調査(平成9年6月)の結果による。回答大学は、三重大学、松阪大学、四日市大学、皇學館大学、鈴鹿国際大学、鈴鹿医療科学技術大学、松阪大学女子短期大学部、鈴鹿短期大学、高田短期大学、三重短期大学、鈴鹿工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、三重県公衆衛生学院である。各年度(5月1日)在籍者数

6 就労状態調査

(1) 外国人労働者にかかる申告処理状況

	申告処理件数	監督実施件数	違反事業場数	主要事項別被申告事業場数	
				賃金不払	解雇
平成4年	9	6	5	9	---
平成5年	14	9	9	13	1
平成6年	23	14	9	16	2
平成7年	23	16	11	19	2
平成8年	29	19	16	21	8
平成9年					
平成10年					

三重労働基準局調

(2) 外国人労働者にかかる労働災害発生状況(休業4日以上)

平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平11年
11	18	21	36	48	54			

内、不法就労者労災保険給付件数

平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平11年
-	-	1	3	8	3			

不法就労者総件数15件の内訳は、韓国・1、中国・1、ペルー・3、ブルジル・2、バングラデッシュ・1、フィリピン・2、イラン・2、スリランカ・1、パキスタン・1、性別では男子14、女子1、となっている。

三重労働基準局調

7 各種相談事業状況

(1) 三重労働基準局「外国人労働者相談コーナー」

相談は、毎週火曜日、金曜日の10時から15時まで、労働基準局にて実施。ポルトガル語、スペイン語による相談が可能。平成6年10月に設置された。

相談件数年別

年・件数

		平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
性別	男性	-	-	69	85			
	女性	-	-	25	44			
国籍	ブラジル	-	-	100	172			
	ペルー	-	-	15	51			
籍	その他南米	-	-	18	5			
	その他	-	-	10	3			
相談内容	賃金	7	28	87	132			
	解雇	4	9	26	100			
	割増手当	2	9	9	6			
	契約一般	0	11	12	17			
	労働時間	1	2	1	0			
	有給休暇	2	0	6	8			
	労災補償	1	12	15	54			
	安全衛生	0	1	3	1			
	その他	9	11	17	18			

国籍及び相談内容件数については、重複がある。平成7年の数値は、4月～12月である。

三重労働基準局監督課調

(2) 三重県公共職業安定所における就職相談業務

件数・年度

	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
相談・援助件数	335	272	114	92	80	60	
(日系人内数)	317	224	77	40	49	49	

平成10年度の数値は、4月～12月である。

三重県生活部職業安定課調

(3) 三重県「労働相談室」における相談業務

相談は、平成9年度より毎月一回第一木曜日も10時～15時まで、三重県中小企業労働相談室において、ポルトガル語により実施。

年度・件数

	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
相談 件数	2 (2)	2 (2)	11 (4)	11 (2)	8 (3)	14 (12)	16 (9)	

() 内は、相談通訳配置件数で、内数である。

平成10年度は12月までの集計である。

三重県生活部勤労福祉課調

(4) (財)三重県国際交流財団相談業務

① 「日系人相談コーナー」

毎週月曜日、水曜日（平成8年11月1日より、火曜日、木曜日を追加）9時30分～12時まで、三重県国際交流財団事務所内で、ボルトガル語の可能な国際交流協力員及び国際交流コーディネーターにより実施。平成3年12月に設置。

年度

		H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
利用者	日系人	39	229	295	158	191	186						
	日本人	5	14	8	5	13	7						
相談方法	電話	22	108	120	117	156	134						
	来訪	15	14	20	9	21	8						
	手紙	1	18	43	16	5	3						
	その他	6	103	120	21	22	48						
就労・労働		12	34	95	30	72	76						
医療		2	44	47	17	31	28						
運転免許		0	26	34	17	2	5						
在留手続等		3	18	19	6	12	10						
子女教育		6	13	17	15	13	3						
税金		0	8	16	6	6	4						
戸籍・国籍		6	8	7	1	3	0						
健康保険等		1	7	12	5	5	0						
日本語学習		3	9	7	3	6	6						
事故		1	1	0	18	1	3						
住居		0	7	5	8	16	15						
年金		0	0	0	0	0	1						
その他		10	68	44	37	37	42						
年度合計		44	243	303	163	204	193						

平成3年度は12月～平成4年3月までの数値である。

(財)三重県国際交流財団調

② 「外国人相談コーナー」

年度

		H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
利 用 者			132	24	42	131	164						
相 談 方 法	電話		36	14	28	74	94						
	来訪		45	6	13	42	42						
	手紙		0	1	0	5	2						
	その他		31	3	0	0	16						
在留手続等			6	2	0	-	-						
戸籍・国籍			0	0	0	-	-						
出入国関係			22	0	2	9	15						
医療			10	3	4	12	13						
観光・交通・地理			6	1	7	23	17						
日本語学習			10	1	1	8	11						
郵便			0	1	0	-	-						
就労			27	9	4	10	9						
買い物			0	0	1	-	-						
宗教			1	0	0	-	-						
住居(ホームステイ)			1	0	1	1	2						
運転免許			0	0	1	-	-						
通訳・翻訳			1	0	4	21	31						
送金手続			0	1	0	-	-						
交流 (交流団体)			1	0	-	0	4						
国際交流			-	-	-	3	7						
その他			47	6	18	41	50						
年度合計			132	24	43	128	159						

項目には一部変更がある。就労、就労・労働、労働法、就職・求人は、就労に、行事は観光に、国際協力は国際交流に、その他には、留学、ボランティア、税金を含めた。

(財) 三重県国際交流財團調

8 教育

(1) 日本語教育が必要な外国人（小学校）児童在籍者数

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
ポルトガル語	68	132	155	129	130	207	343	454				
スペイン語	7	12	14	9	16	32	40	67				
タガログ語	4	5	3	1	0	3	5	2				
中国語	2	5	11	23	12	15	17	16				
韓国・朝鮮語	2	3	2	1	1	1	0	2				
英語	1	4	6	17	10	1	2	5				
ロシア語	1	0	0	0	0	0	0	0				
チェコ語	1	0	1	0	0	0	0	0				
タイ語	1	3	4	2	3	0	1	3				
インドネシア語	0	0	0	0	0	1	1	1				
パングラティッシュ語	0	0	0	0	0	1	2	0				
ボリビア語	0	1	0	1	0	0	0	0				
アラビア語	0	1	1	0	0	0	0	0				
ビザヤ語	0	0	2	0	0	0	0	0				
フランス語	0	0	1	0	0	0	0	0				
マレー語	0	0	1	0	0	0	0	0				
スリランカ語	0	0	1	0	0	0	0	0				
ウルドゥ語	0	0	0	1	0	0	0	0				
ベンガル語	0	0	0	0	1	1	0	2				
シンハラ語	0	0	0	0	2	0	0	0				
ヒンズー語	0	0	0	0	0	0	0	1				
総 数	87	166	203	184	175	262	411	553				

各年度5月時点、ただし平成10年は9月時点。

三重県教育委員会指導課調

(2) 日本語教育が必要な外国人（中学校）児童在籍者数

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
ポルトガル語	18	48	55	49	53	87	130	196				
スペイン語	4	6	5	6	5	11	24	27				
タガログ語	0	2	2	2	0	2	0	1				
中国語	3	3	1	2	1	3	4	7				
韓国・朝鮮語	0	0	0	1	1	1	0	0				
英語	1	0	0	2	2	0	0	1				
ベトナム語	1	0	0	0	0	0	0	0				
タイ語	1	3	4	2	3	0	1	0				
スワヒリ語	0	0	1	1	1	0	0	0				
ウイグル語	0	0	0	0	0	0	0	1				
総 数	28	62	68	65	66	104	159	233				

各年度5月時点、ただし平成10年は9月時点。

三重県教育委員会指導課調

(3) 日本語教育が必要な外国人（高等学校）生徒在籍者数

① 全日制

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
ポルトガル語	9	9										
スペイン語	1	0										

(財) 三重県国際教育協会調

② 定時制

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
ポルトガル語	42	28										
スペイン語	9	14										
中国語	0	3										
タガログ語	0	2										

(財) 三重県国際教育協会調

9 社会保障関係

(1) 外国籍生活保護世帯数

世帯数・人数

	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
日本国籍外世帯	2,053	2,128	2,064	2,082	2,001	
日本国籍外人數	2,924	2,983	2,860	2,979	2,818	

三重県健康福祉部医務福祉科調

10 犯罪関係

(1) 犯罪件数・人員

	刑 法 犯		特別刑法犯		合 計	
	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
平成元年	2	2	6	4	8	6
平成2年	6	5	10	8	16	13
平成3年	14	8	17	17	31	25
平成4年	48	9	63	72	111	81
平成5年	445	33	92	45	537	78
平成6年	178	40	79	58	257	98
平成7年	418	59	133	91	551	150
平成8年	164	45	75	56	239	101
平成9年						
平成10年						

三重県警刑事部捜査第一課国際捜査室調



一九九八年度地域問題総合調査研究室研究スタッフ

室長	森岡 洋	(本学法経科教授)
事務局長	坪原 紳二	(本学生活科学科助教授)
運営委員	尾崎 正利	(本学法経科教授)
研究員	茂木 陽一	(本学法経科教授、地研年報編集担当)
研究員	岩瀬 充自	(本学法経科教授)
研究員	田中 欣次	(本学法経科教授)
研究員	東福寺一郎	(本学法経科教授)
研究員	林 智樹	(本学生活科学科助教授)
研究員	疋田 敬志	(本学法経科教授)
研究員	水谷 勇	(本学生活科学科教授)
事務局助手	松本 環	

編集後記

地研年報第四号をお届けします。今年度も間際になって原稿を集める毎日でしたが何とか昨年度を上回るボリュームの研究報告にまとめることができました。東福寺・水谷両研究員の「三重県下における生涯学習推進状況について」は、今号で県内の各地の状況調査報告が終了します。来年度は、これらを踏まえた総括的分析が果たされることになります。

坪原研究員は、昨年度以来四日市公害と四日市の都市形成に関する精力的な研究を進めており、今年度も新たな視点で四日市の公害問題の原因究明に取り組んでいます。同研究員は99年4月を持って熊本県立大学へ転任することになりました。当研究室にとって重要な戦力になっていただけに我々としても非常に残念なのですが、四日市公害問題研究はまだ完了していないので、今後も何らかの形で当研究室の研究活動に協力してもらえそうです。四日市と水俣を結ぶ新たな視点が浮かび上がってくるかもしれません。

今年度から新たに林研究員が加わり、さっそくこれまで当研究室に欠けていた福祉分野の研究を進めてくれています。同研究員の今後の活躍に期待したいところです。

編集子が続けていた近世三重県域における人口動態分析は今回は一時休憩して、かわりに編集子の本来の研究領域である民衆運動に関わる分析を掲載しました。伊賀暴動と呼び慣わされている一揆ですが、「暴動」という否定的な表現が定着する前に何とか改めたいと思い「伊賀国騒動」という表題にしてみました。新彗星の発見者には命名権があるですから、埋もれていた歴史事象の研究・紹介もそれに準じることが出来るだろうとの思いからです。

尾崎研究員は、昨年に引き続いて外国人労働者に関する基礎資料の紹介を行っています。来年度はいよいよ本格的な分析に取りかかると思われ、研究員一同期待しています。

森岡室長の産業連関表による三重県の経済分析は第三作に入りました。今年度は供給要因からの分析に取り組んでおり、いよいよ完成も間近と思われます。

各研究員とも単年度では完結しない長い長期的な自主研究に取り組んでいますが、年報を立ち上げたこともひとつのきっかけになっていると思います。委託研究をこなしていたときとはかなり違ったスタイルがようやく定着してきたように思います。来年度も引き続き皆様に意義ある研究成果をお届けできるように研究員一同一層努力していきたいと思います

田中研究員が、本年度をもって本学を定年退職されます。ご苦労様でした。今後の一層の御活躍を期待しています。
(茂木)

執筆者紹介（掲載順）

東福寺一郎 本学法経科教授
水谷 勇 本学生活科学科教授
茂木 陽一 本学法経科教授
林 智樹 本学生活科学科助教授
坪原 紳二 本学生活科学科助教授
森岡 洋 本学法経科教授、研究室長
尾崎 正利 本学法経科教授

地研年報 第4号

1999年3月31日発行

編集兼発行者 地域問題総合調査研究室長
森岡 洋
発行所 三重短期大学地域問題総合調査研究室
〒514-0112 三重県津市一身田中野字蔵付157
電話 059 232-2341 (代表)
印刷所 合資会社 米川印刷所
〒514-0835 三重県津市幸町5-2
電話 059 228-2685 (代表)

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
TSU CITY COLLEGE

THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
No. 4 MARCH ISSUE 1999

[Articles]

- Current Situation of Life-Long Learning in Mie Prefecture (4)
.....*Ichiro TOFUKUJI & Isamu MIZUTANI*..... (1)
- A Study on the Iga-Ikki in 1871
.....*Youichi MOGI*..... (23)
- Study on the Implementation of the Welfare Plan for the People with Disabilities in
Mie Prefecture
.....*Tomoki HAYASHI*..... (43)
- Study on the Urban History of Yokkaichi during Postwar Rehabilitation Period
.....*Shinji TSUBOHARA*..... (57)
- Analysis of Economics Growth of Mie Prefecture by using Input-Output Table
.....*Hiroshi MORIOKA*..... (81)

[Material]

- Some Numerical Statements Migrants in Mie Prefecture 1999
.....*Masatoshi OZAKI*..... (105)

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College

Tsu, Mie, Japan